

書付各可罷渡事。

とこれである。この命令に由つて長政等は十四日某沿岸に上陸し、清正等は熊川に上陸し、三道から各々忠州を指した。途中、清正は慶州を攻め、長政は金海府、昌原を攻めた。かくして忠州に至つたのは、行長が二十七日で、長政、清正は二十九日であつた。

〔附言〕 この行において行長は先進して上陸し、忠州に至るまでは行長が必ず先驅してゐる。そこで行長は地理を知つてゐるから清正を出し抜いたのだといふことが由來定説のやうになつてゐる。然るに最近、行長が清正を出し抜いたなどは、斷じてないことである、行長の先發したのは、太閤の命に由るものであるとして、その證據として

高麗國へ爲御使、小西攝津守被差遣候條、其返事申上候迄は、壹岐島對島に諸勢陣取して可相待候、高麗へ人數一人も差渡間敷候、右の通同衆へも入念堅可申開候、委細之儀、小西攝津守可申候也

正月十八日

秀吉朱印

毛利壹岐守どのへ

加藤主計頭どのへ

黒田甲斐守どのへ

といへる黒田家文書等を提出したものがあつた。なるほど最初はその通りであつた。しかし、この命令は後に變更されたのである。それは上掲の毛利家文書が變更の次第を明白にしてゐる。かゝれば最後には順序次第なく上陸したものと見受けられるから、忠州を指した時、行長と清正との間に先後を争ふたことがないとはいへない。右の傳説は正確な根據のあるものである。

一三八 前大陸遠征 (四)

忠州占領

忠州は忠清北道に在つて、烏嶺の嶮に據つてゐる。守るに易くして攻むるに難く、我が軍がこれを取れば京城に押し寄せること、たとへば坂を下るが如きものである。そこで我が軍は初からこの地を重大視し、一、二、三の各軍が道を分つてこゝに進み、二十七日の正午に行長が先づ達したのである。

これより先、王城においては我軍の向ふところ鋭鋒當るべからず、各地、守を棄て、亡るを見て、錯愕なすところを知らず。李鎰を都巡察使となし、成應一を左防禦使となし、趙徹を右防禦使となし、東西中路、各々その道を分つて下らしめ、又劉克良、邊璣を助防將となし、克良に竹嶺を、璣に烏嶺を守らせた。時に敵は能く槍刀を用ゐるから、厚鐵を以て長甲を造るに如かないと建議するものがあつて、それは妙案とばかり、俄に工匠を聚めて長甲を造つたが、身に勝へずして、互に顔見合せ、笑ひくづれて止めてしまつたなどの滑稽も多かつた。砦の如きは、王の前において敵は兵を知らず、豈に孤軍深く入りて敗れざるものあらんや、など、揚言しながら、我が軍の尙州を破ぶるや、烏嶺に在つて膽を潰し、無上の天險を棄て、遁逃し、尙州の敗將の鎰や璣と共に忠州に退いた。

敵の弱いことかくの如くであるから、行長はこれを見て大に笑ひ、

「鮮兵は我れをこゝに要せずして、將たどこにか要する、吾れは能く敵の爲す無きを知つた。」

と進んで忠州に入り、砦が彈琴臺下に陣取つたのを見て義智をこれに向はせた。義智は衆を勵まして彈琴臺を攻めたが、砦等は惶々なすところを知らず、令が無いと軍律は亂れ、士卒は徒に狂弄するの、悉く我が軍に撃たれてしまひ、死屍は積んで山をなし、死屍は流れて江を蔽ふといった有様。砦もまた我が軍の追ふところとなつて、窮して江に赴いて死んだ。かくしてこの日、首を斬ること三千餘、捕虜も亦數百に上つたといふことである。

彈琴臺の一戦で、行長はたちまち忠州を占領し、清正等後繼軍の來會を待つまでもなかつた。清正は後くるゝこと二日にして忠州に入つたが、この時、行長の配下に綿布を掠奪して牛馬に積んだものがあつたとかで、清正は行長に注意して、

「京城に行けば金欄、緞子、金銀、珠玉が庫に満ちてゐる。木棉のやうな卑しき物を取つて何の用にするつもりか。みな燒棄て、行路の便を計つたがよい。」

といったと傳へられてゐるが、これは恐らく訛傳であらう。掠奪はむしろ行長が命じたものであらうか、しかもその目的は慾ばりに出たものではなく、當時春雨が甚しかつたからこれを道路に敷いて行軍の便に供せんと欲したものであらう。行長が綿布を道路に敷いて行軍したことはこの後にもある。

これより先き、長政等の一軍もまた清正と日と同じくして忠州に着いた、こゝにおいて諸將は京城占領を評議し、路を分つて三道から進んだ。行長等は驪州より、清正等は竹山より、長政等は知禮金山から行進した。驪州よりするものは東大門に入り、竹山よりするものは南大門に入る豫定である。行長の軍は廿九日忠州を發して嘉興を過ぎつたが、途中に岐路があつてその一軍は道を失ひ、或は西

し或は東し、あちらこちらとさまようてゐる間に、夜に入つてしまひ、おまけに、雨が大きいに降つて、咫尺を辨することができない。已むなく路傍に座して旦を待ち、五月朔日午後四時といふに驪州に到り、一半は漢江を渡り、一半は渡らず、水を隔て、陣し、翌二日筏を結んで渡江した。この時行長は義智と共に馬を躍らして江に入り、迥かの彼岸に渡り、かくして自軍を勵ました。清正等もまた途中、漢江に逢ひ、舟なくして進む能はず、曾根孫六なる少年が江を泳いで彼岸から舟を取つて來て用に供したので、漸くにして渡ることを得た。かくて清正は三日午前八時を以て京城に着し、行長もその夜入京し、四日にはまた長政等の諸軍がみな到達した。

〔附言〕日本外史は忠州から京城に進發するの條を記して曰く「清正曰く攝津守功多し、國都を攻むるに至りては先鋒當に屬せらるべし、と行長曰く吾れ子と並に約束を受く、子何ぞ擅に之を更むるぞ、對へて曰く子の告げずして發す、亦約束に出る乎と、二人怒りて鬪はんと欲す、諸將之れを解きて曰く、大敵前に在り、何ぞ私鬪することを爲すやと鍋島直茂曰く、太閤二公をして迭に先鋒たらしむ、今盍ぞ道を分ちて往かざる、聞く道二あり、南よりするは遠く、東よりするは近し、近きは漢江の嶮あり、唯だ二公の擇ぶ所と、清正曰く、吾れ寧ろ嶮にして近きを取らんと議乃ち定まる、行長鬪に人をして先づ馳せて漢江に之き、其の南岸の舟を奪はしむ(中略)五月四日都城の南大門に至る、兵あり門を守る、其の旗幟を視るに皆な小西氏の號なり、蓋し行長驪川を渡り、敵將元豪を走らせて、先づ一日東大門より入り、王は已に遁れぬ、清正益々怒る」と、外史に止まらず從來多くは斯くの如くである、然かも清正の祐筆であつて當時隨行した下川兵太夫の記せる「清正高麗陣覺書」や行長に隨行した僧天荆の記せる「西征日記」を見る時は些かもこれに類したことはない。以て外史などが虚構捏造稗史小説的筆法の無價値なものであることがわかる。且つ前記の二書には清正が行長よりも京

城に先着せることが明記されてある。これに由るときは論はない。

一三九 前大陸遠征 (五)

京城占領

清正、行長等前後して京城に入るや、これより先、宇喜多秀家の一軍が對馬に在り、羽柴秀勝の一軍が壹岐に在つて、兩軍とも、先鋒の將軍の進むに従つて次を以て營を移したが、七日に至つて秀家は京城に入つた。秀勝もその前に着した。又秀家に前後して、長政、吉成、隆景、宗茂、輝元、正則、義弘等九州、中國、四國の諸軍が京城に集り、營を南山の下に置いた。

これより先、行長の忠州を陥るゝや、敗將申稔の奴僕が脱がれて京城に馳せ歸り、人から問はれて「巡邊使は敗死した、諸軍は潰散した。吾れ等は身を以て脱がれて歸つた。家人に知らせてこの地を逃げ出さうと思つてゐる。」

この話がたちまち城中に傳聞されて、滿城震恐し、王はその夜邊に大臣宰相を召して避難の計を議した。大臣曰く

「事ここに至れば、平壤に幸するがよからう。」

都承旨李恒福曰く

「明の赴援を求めて恢復を圖らう。」

時に掌令權快なるものがあつて、王の前を犯して、

「固く京城を守らんのみ。」

といふ。柳成龍がその無禮を責めると、快は連呼して曰く

「君も亦この言をなすか、然らば京城を棄てるか。」

成龍は對へて曰く、

「權快の言、忠は則ち忠なれども今の勢ひは京城を棄てざるを得ない。」

成龍は更に奏請するに、王子を諸道に分遣して勤王の士を招呼すべきを以てし、王はその奏を納ねて、臨海君を咸鏡道に、順和君を江原道に遣はした。時に禁軍より吏僕に至るまで、悉く奔竄する。折柄又李鎰の狀啓が至つて、敵はまさに今明日中に京城に入るであらうといふ。王は狀啓を見て、李陽元を留守となし、その夜四更、遂に京城を落ちた。王の蒙塵が滿都に傳はるや、亂民にはかに蜂起して火を掌隸院刑曹に放ち、夫れより景福、昌慶の二宮を焚き、文庫を灰燼し、内帑庫を掠め、李朝の圖籍は一朝にして空しくなつてしまつた。且つ我が軍が至ると聞かや、李陽元も守を棄てゝ去つてしまつた、王は途中、諸臣を召し、涕を揮ひ、地を叩いて曰く

「予れは將に何くに往くべきか。」

諸臣こたふる能はず、俯伏して咽泣する。その夕、開城府に次し、三日開城を發してから寶山驛、鳳山、黃州を歴て七日、平壤に入つた。

京城はかくの如くにして王の棄つるところとなつたので、清正が至つた時には、城中のものみな脱がれて一人もゐない。そして門さへ開かれて寂然としてゐる。清正はこの光景を見て、伏兵でもある

かと疑ひ、斥候をして密に偵察せしめ、然る後入城して占領した。しかして行長が至るや、清正はその營を訪うて互に禮謝し、相ひ議して營を城外に移した。これは市民の歸來を迎ふる意思を表明したものである。果して市民は日ならずして歸來し、たちまち城中に満ち、物資を我が軍に販賣し、中には我が軍の嚮導をなすものもあつた。

清正は京城を取るや、急ぎ名護屋に木田孫兵衛を遣はして占領の次第を報告した。太閤はその功を賞して感状を與へ、又勅を諸將に傳へ、且つ諸將に朝鮮一圓を分宰させた。清正等は威鏡道、行長等は平安道、長政は黃海道、吉成等は江原道、輝元等は慶尙道、隆景等は全羅道、正則、元親等は忠清道があてられた。そして秀家は京城に在つて京畿を鎮むることゝなつた。

〔附言〕 諸將が京城に入つて、日を経て更に各道に下るや、當時清正、行長、長政等はみな關取りしてその行進先を決したといひ、或は亦比較的信用するに足る「清正高麗陣覺書」でさへ、秀家、三成等が相謀つて、小西に王を追はせて西進させ、清正をして追王の事を小西に推讓して北行せしめたと記してある。これ等はみなこゝに記する通り各道の分宰を命ぜられた結果であることを知らないため傳へた訛りである。太閤が態々、名護屋に次したは抑も何のためであらう、軍律はさやうに濫りに關トや推讓で決すべきものでない。關トのことは固より全然なかつたとはいはない。この役で太閤は時にはさやうな命を下せしことがある、然れどもあの時に限り、斷じてかゝることはなかつた。行長が平安道に向つたのも、清正が威鏡道に入ったのも、みな名護屋からの命令に由つたのだ。すなはち上掲の諸道分宰命令に遵つたものである。序なれば前以て一言こゝに偽説を片付けておく。

一四〇 前大陸遠征 (六)

秀次に出征を命ず

我が軍釜山に上り、向ふ所殆ど敵なく、烏嶺、竹嶺等を拵躍して越え、僅に二旬にして京城を占領した。そしてこの報が一たび名護屋に達するや、太閤は大に喜び、立たちこに教書をつくり、關白秀次に與へて出征準備を命じた。この書は古來五月十八日の教書として有名なものである。今は前田家に所藏されてゐるが、その原本を謄寫すれば、左の如し

覺

一殿下次陣用意、不可有由斷候、來年正二月頃、可爲進發事

一高麗都は二日落去候、然間、彌急度被成御渡海、此度大明國迄茂不殘被仰付、大唐之關白職可被成御渡候事

一人數三萬可召連候、兵庫より船にて可被相越候、馬斗陸地可被差越候

一三國中御敵對可申者雖無之、外聞實儀候間、武器之嗜專一候、下々迄も其通可被申聞事

一召具候者共、人持之内へ三萬石、馬廻之内へ貳萬石可借遣候、金子も似合可被借遣事

一京都爲御城米糞置候入木者、不可有手付候、其外卅萬石最前被進之候入木、陣用意に召遣、不足候者、太閤御藏米入次第可被召仕事

一のし付金刀脇指千腰、可有用意候、餘大に候へば、さし候物遠路令迷惑候間、刀七兩、脇指三兩あまりにて可申付事

一のしつけの長刀卅えだ、鬘斗付の鎗廿本、此外は無用之事

一長柄鎗は之を金に可仕候、毛のなげさは無用に候、大阪に櫻柄之枯候て置候可有之候間、用所候はゞ可
召寄候事

一金子手前在之分拂底候て、事缺候者、聚樂に有之銀子壹萬枚大阪へ遣之、大阪之金子千枚可召寄、但五百
枚用所候はゞ、銀子五千枚替に可遣之候、いか程にても可爲十分一候事

一段子金欄唐織物類用所候はゞ、以注文可被申候、いかほど可被遣候事

一具足のおい五六丁可持之候、餘多は無用候事

一御馬とも只今高麗へ半分被曳候、名護屋に鞍道具共に被殘置候間、自其方數多曳候儀無用候、廣島にも十
匹被置候條、從彼所可被引替候、能々可伺置之旨可申聞由、西尾被遣候事

一名護屋高麗所々御兵糧、澤山に有之事候間、不及用意候、路次中之覺悟斗可被仕事

一丹波中納言秀保此方へ可召寄候條、令用意、一左右可相待候、八月以前たるべく候、借米等之儀、山口かた
へ被仰遣候、八月以前に被召寄、高麗か名護屋之御留守可被仰付事

一高麗爲御留守居、宮部中務卿法印朝綱可被召寄候、令用意可相待旨、被仰出事

一大唐明都北へ觀慮うすつし可申候、可有其用意候、明後年可爲行幸候、然者都廻之國十ヶ國可進
上之候、其内にて諸公家衆何も知行可被仰付候、下の衆可爲十増陪候、其上之衆者可依仁體事

一大唐關白、右如被仰秀次江可被爲讓候、然者都之廻百ヶ國可被成御渡候、日本關白は大和中納言秀保
備前宰相秀家兩人之内、覺悟次第可被仰出事

一日本帝位之儀、若宮皇太子八條殿後備成天皇皇何れにても可被相究事

一高麗之儀者、岐阜宰相秀保歟、不然者、備前宰相可被置候、然者丹波中納言秀保は九州に可被置候事

一晨且國也江觀慮被爲成候路次、例式行幸之可爲儀式候、御泊々、今度出陣道路御座所可然候、人足傳馬
は國限に可申付事

一高麗國大明までも、御手間不入被仰付候、上下迷惑之儀少も無之候間、下々逃走事も有ましく候條、諸國
へ遣候奉行共召返、陣用意可申付事

一平安城京都御所並聚樂御留守之儀、追迫可被仰出事

一民部卿法印、小出播磨守秀石川伊賀守貞政以下令用意、御左右次第、可致參陣旨、可被申聞事

右條々、被仰合西尾豊後守光教候、可被得其意候也

天正貳十

五月十八日

關 白 殿

秀 吉 朱 印

英雄の心魂は全宇を覆うてゐる。この教書の如きはすなはちそれではないか。読み去り読み來たら
は、眼中朝鮮も支那もなく、奔放の氣魄は天地を蔽うてゐる。そればかりかと見ると亦これに反した
一面がある、それは頗る細心にして注意深きことである、それには微を穿つが如きものがある。

今この教書の緊要な點を要約していへば、秀次、出征の用意をなす可し、明春、進發渡航する、京
城は過ぐる二日、落城したので、予も亦必ず渡航し、この勢に乗じて明國を征服し、そしてその國の
關白をも秀次に譲らうと思ふ、又明の都、北京へ我が皇室を移し、千代萬代の都をこゝに奠むるつも
り、明後年は行幸あらせらるゝであらう、今からその準備をせよ、天皇いよく遷都の曉はその周圍

の十國を直隸させ、皇領として皇室費に充てやう、公卿紳縉等凡そ皇室に屬するものはこの十國の中から割いてそれを采地として與へる、なほ秀次には直隸の周圍百國を賜はらう、もしそれ日本の實位に至つては、皇太子或は知仁親王のいづれを推戴するもよい、そしてその關白には三好秀俊或は宇喜多秀家を擧げやう、朝鮮には羽柴秀勝か然らざれば秀家を置いて總督させやう、然る時は羽柴秀保を鎮西の統管とするがよい、といふのである。

帝室を燕京に遷して、國を大陸に建て祖國に親王を封じ、朝鮮に總督を置かんなどその輕重を考慮して遺漏なきところは千古の英雄の見識、顯然として衿式するに足るものであり、奠都の事、封王の事、さては關白總督の事まで方按既に定まつてゐた。然らば太閤御自身はとの問になるが、それは山中橋内の書に在る通り太閤はその居所を甯波に定めやうといつた一事を以て首肯すべきである、朝鮮を征服し日、明、鮮を一國となせば、甯波に定住していはゆる天竺南蠻すなはち印度地方から南洋諸島に征師を出して世界一統の志業を完成せんと欲したのである。西教史の著者クラセはいつた『秀吉は自ら神たらんと欲し、且つ歐洲諸國を奪領し、名聲を輝かさんと欲する大望がある』と。又曰く『秀吉はますく大業を擴張し、比律賓諸島をして己れを君主と認め、入貢せしめんとした、然かも彼れの欲望は利益よりも名譽に在る』と。その神たらんと欲すといひ、君主と認めしめんとしたといふが如きは、クラセの想像に過ぎなく、甚だ當らないが、世界一統の志のあつたことは、能く看破したといふべきである。世界一統の大業を成就し、我が皇政を異域に施かんと欲したことは由來の英雄と異なるところである。太閤の太閤たるところはこゝに在つた。

一四一 前大陸遠征 (七)

三成の親征縱災

太閤は名護屋に在つて、京城落去の報が未だ到らないときに、書を北政所に裁したが、その書に曰ふ「佳節の苧衣を一括して送れよ。重陽の節は明國に在るであらう。速に京城を取り、進んで明を領略したら汝を迎へるであらう。必ず北京を取れば、太閤はそこに在るものと承知せよ」と、そして京城落去の報が達すると、彼れは狂喜して即日朱章を隆景に與へ「京城落去の報、今日清正から達した、聞けば鮮王は遁逃したといふことである。恕して免地を與へやうと思つてゐたのに甚だ遺憾である。王の居所を搜索して太閤の意のあるところを通譯に通ぜさせるやうはからはれよ。又太閤は必ず渡航するであらうから、船艦を悉く名護屋に歸されたし、京城の行營は敢て修築を要しない、適當の家屋を以て臨時の行營としやう、諸軍は城外に野陣を張り、太閤は麾下、番衆を以て城内に在るであらう。商人に安心させ、士卒には狼藉なきやう嚴達せよ。この地駐屯の諸軍はこれを留め、太閤獨り先づ發向しやう。故に太閤至るの日はその地の各軍をみな明の境上に遣はすがよい。あらかじめこれを諒承して待たれよ。もしそれ通譯を集めて明への行程を調査する等の如きことは、必ず懈怠はなきこと、思ふも、こゝに注意を與へおく」と、これけだし五月十六日のことである。秀次に前掲の教書を與へたのは、超えて十八日であり、なほ十八日には亦大徳寺の古溪和尚に書を賜うて曰く「鮮王、火を放ちて逃げ、先鋒は後より入つた。我れの渡航して四百餘州を領略することは亦遠からず」とこの時三

成は未だ渡鮮せずして名護屋にゐたが、太閤に親征を縦臾して曰く、

「殿下、速に渡航したまへ、今や萬障を排して親征したまふの時である。」

と、けだし三成は秀家が統師の器でないことを知つてゐる、且つ彼は政治家であつて、大局に通じてゐる。さてこそかくは親征をすゝめたものであらう。當時の形勢は鮮王蒙塵し、敵軍の脆く弱く手應なきことは朽木よりも甚だしく、そして明は未だ援軍を出してゐない。この時に當つて號令一下長驅して明に入れば、北京は手に唾して取ることが出来る。これ太閤親征の必要ある所以である。但し太閤は大軍人であり、大政治家である。三成が縦臾するやうなことは既に知つてゐる、知つてゐるから渡航を思ひ立つたのである。だが三成の縦臾は太閤にその渡航を急がせた。

太閤はいよく渡航せんとし、準備成つて麾下、小姓まで乗船させた。然るにこの時家康、利家等は強ひて諫めて「殿下の親征は我等恐懼に堪へない、是非とも止まりたまへ」といふ。特に家康は請うて曰く、

『兎も角もそれがしと利家とを遣はし、意に任せて命じたまへ、六七月は海上風浪の虞れがあり、若し殿下に萬一の禍があれば、天下はたちまち土崩するであらう。』

と。こゝにおいて太閤は一先づ渡航を中止し、監軍として三成、長盛、吉繼を遣はし、同時に長谷川秀一等七八人の將士を送つた。この時又相良宮内大輔等に朱章を賜ひ、渡航中止の次第を告げて曰く「このたび、船を出すに當り、方に渡航せんと思ひ、既に麾下、小姓に至るまで乗船させたが、家康、利家等に風浪の難の故を以て強ひて渡航を延引させられた。そこで來年三月まで延期するが、

太閤が渡航の念願は斷じて緩弛することなきことを神明にかけて誓つておく。明國は是非とも征伐せずにはおかない。必ず渡航するから、親征のことは期して待たれよ。京城から明國への道路や行營の修築を命ずるから、諸將相議してよろしくはからはれよ。且つ與に俱に監視を懈つてはならぬ。」これ六月二日のことであるが、翌日又輝元に朱章を與へ、豪語して曰く、

『朝鮮征伐のこと先鋒を遣はせば何でもなきこと、嘗て帝都に在るの日に於いてあらかじめこれを知つてゐた。そこで義智と行長を遣はすや案の如くに早くも一國を領略した。明の如きも亦遠からず我が手に歸せずといふことはない。各軍競進して明國を攻伐せよ。處女の如き大明を誅伐するは、たとへば山の卵を壓するやうなものである。天竺、南蠻もやがてはかやうである。』

太閤が親征の意圖はこの壯快なる朱章によつてもわかる。行かなかつたのは彼れの本意ではなかつたらう。

聖人も勢に乗するに如かずと古人は曰つたが、天下のことは何事も勢に乗するに如かない。まことに太閤がこの時速に渡航すれば、証明の易かつたことは坂に丸を轉ばすやうなものであつた。長驅して北京を突くことは一呼吸の間であつたらう。群雄、星の如くは在つたが、この形勢を知るものは獨り三成だけであつた。そして主公太閤もこの言を容れながらそれが行はれなかつた、三成の深愷はまことに察すべきものがあつたらう。

太閤の親征が可とされ不可とされるその聲が、名護屋城中にまだ絶へない時に當つて、朝鮮では鮮人のいはゆる國に捍禦の人なく、我に方張の勢があつて、八道を席卷すること虚邑に昇るが如く、行長先づ突破して平壤を占領した。これが六月十二日のことである。

これより先、都元帥金命元は敗殘の餘卒を聚め、諸使と共に兵七千を以て臨津江の上に陣し、李陽元は部兵五千を以て大灘に駐し相應じて江を扼し、以て我が進路を絶つた。行長行いて江の南岸に營し、竊に計を案じ敢て戦はなかつたが、この時清正は行長を赴援した。けだし清正は京城の諸將からの依頼に由つて、咸鏡道行の序を以て赴援したのである。行長は清正の來援に遭うて、清正と共に相議して帷帳を撤し、退状を見して敵を誘うた。敵將に申詰なるものがあつたが、輕銳にして智慮なく我が軍の退けるを見て眞に退くものだと思ひ、江を渡つて進撃せんとした。京畿監司權徵といへるものも詰に同意した。この日、江邊の健兒を率ゐて來れる應寅といへるものがあつたが、彼れも亦追撃を主張した。そして健兒等のうちに寅に對して、敵の情偽を未だ知り得ないから少し休息しては如何といふものがあつたが、寅これを聽かずかへつて逗留を欲するものだとしてその數人を斬つた、劉克良も亦輕進の不可を主張したが、詰は軍情を沮むものとして斬らんとした。克良はこゝにおいて「吾れは結髮して軍に従へるものである。死を避くるが如き卑怯な精神はない。輕進を欲しないのは、國事を誤るゝからである」と曰ひ、憤然として兵を率ひて第一に江を渡つた。我が軍は伏兵を設けて敵の來るを待ち、一齊に起つて邀撃したが、敵はこの不意打に驚いてたちまち奔潰し、克良は我

が兵に斬られ詰も亦戰死してしまつた。將を失つた敵軍は走つて江岸に至つたが、渡ることを得ずして江に投ずるもの、あたかも枯葉の風に亂るゝが如くであつた。我が軍はこれを追うて江に逼り、刀を奮つて未だ投ぜざるものを滅多矢たらに斬り倒した。命元は初から進撃の不可を知れどもそれを制する能はずして詰等のなすがまゝに任せてゐたが、今果して江北よりこの情を望見して殆ど喪心し、國王の跡を追うて奔馳した。江邊の健兒を斬つて強がりたる寅も氣を喪して命元と共に逃げ、徵も加平山中深く避け、李陽軍も亦戰はずして走つた。

我軍は勝に乗じて西下したが、これより先、鮮王は平壤に在つて諸臣を召して泣いて曰く

「大寇長驅して八道は潰裂す、これをどうするか。」

と李恒福は進言して曰く、

「今となつては、智者といへども爲す能はず。北京に具奏して大援を乞ひ、以て萬一をこひねがふ外ありません。」

と左相尹斗壽は反對して曰く、

「我が精銳の軍は、方に臨津を守つてゐる、以て防禦するに足る、三南道の援兵も亦將に入らんとしてゐる、國家を恢復するは、日を期して俟つべきである、今援兵を天朝に請ふとも天朝は必ずしも來り救ふまじ、たとひ來り救ふとも、遼遼東省京京西省廣廣西省東東省の兵馬を出すに過ぎない、遼廣の人は韃靼人に異ならず、必ず威を馮たのんで横暴の振舞をするであらう、かくして唐兵の蹂躪するところとならば、我れは竟に足を著くるのところになきに至るであらう。」

と恒福その然らざるを反駁し、李德馨も亦恒福と共に争うた。こゝにおいて衆議は請援に決し、しかして臨津における自軍の脆敗の報に接するや、諸臣は驚いてなすところを知らず、そこで王は鄭崑壽を北京に遣はした。既にして又我が軍が平壤に近づくや、諸臣は或は父母の安否を云々して歸郷を乞ひ、或は潜に脱れて走り、王と共に終始するもの甚だ少く、王の平壤を落ちて義州に走らんとするや、平壤の吏民は叫喚して王の駕を遮り、

「我を棄て、去るは我を殺すものである。」

又宰臣を見るや罵つて曰く、

「汝等平日國祿を偷み食ひ、今すなはち國を誤り民を欺き、我等をして賊手に魚肉たらしめんとするか。」

と紛々囂々、禁止することができない。行を停むるの字を書して揭示し、監司宋言慎を責めて騷擾の首魁三人を斬らしめて漸く駕を發した。

かくの如く鮮王が轉輾として蒙塵して止まなかつたので、残つて城を守るものは、我が旗影を見て驚潰するばかり、金命元・尹斗壽の如きは、それであつた。故に行長が平壤を占領したありさまは、清正が京城を占領したと同様、全く空城の占領であつた。

一四三 前大陸遠征 (九)

平壤占領 (下)

鮮王が慘憺たる蒙塵をなしたのは、宛も漂浪の客のやうなものであつた。こはけだし他日は知らず當時にあつては我が軍の快とするところではなかつた。我が軍の欲するところは明國領略に在つたので、鮮王の蒙塵を見るよりは對明遣師の自由を希望したのである。故に太閤は諸將にその旨意を通じ行長の如きは亦兎も角もして朝鮮を歸服せしめ、歸服せざる時は講和をしても速に証明の障害を除却せんと欲したのである。こゝにおいてか釜山に上陸の當初よりしばらく捕虜を放つて托するに書を以てし、以て禮曹に和議を通じ、臨津に對陣の時に當つても亦調信しほのぶをして書を敵營に投ぜさせ、

「予はしばらく貴國に使い、陳ふるに成敗の事を以てした、然るに、貴國は予の言を聽かず、今や敗亡するに至る。けだし吾が太閤は道を貴國に假りて怨を大明に復さんとし、去歲このことを審に貴國の通信使に告げた、予も亦書を廷下に達した、然かも貴國の藩臣は邊を梗いで以て吾が道路を通ぜず。しかのみならず干戈を動かすに至つた。こゝにおいて、吾が軍はこれを撃破した。そして遂に尙州に到つて又書を廷下に捧げたが回教を賜はらず、聞くところによれば國王は已に洛陽を出奔されたといふ。そこで我が諸將の兵は洛陽に入つたのである。これに由つて觀るときは朝鮮を滅すものは朝鮮であつて、日本ではない。予は窃に思ふ、今の場合はたゞ王の駕を洛陽に還して我れと大明との講和を扱ふことである。貴國の策としてはこれより良きはない。日本と大明と親和せば貴國も亦國家を既倒に回すであらう。然らざれば永久に國を失ふも知れない、熟計するがよい。」

と翌日、復、書を與へて曰く、

「昨日愚書を呈して、講和の事を陳べたが、貴國がこれを信ぜざること亦理由あることである。」

吾が軍が萬里風波の難、江山の險を経て直に洛陽に入り、今や故なくして和を講ぜんと欲す。貴國のこれを信ぜざるは宜なるかな、予は貴國のためにこれを解説しやう。吾太閤が道を假つて大明を撃たんと欲し、諸將が命を奉じてこゝに來つたとはいへ、これより數千里を経て大明に入ることは決して欲するところでない。故に先づ貴國と和親し、しかる後貴國の一言を借つて以て和を大明に講ぜんとするのである。貴國も亦その一言を以て大明が和を日本に講ずることあらば、三國は平安である。策これより良きはない。まことに諸將も勞を免れ、萬民は蘇甦する。これ吾が諸將の議するところである。」

とそしてこれには行長・義智二人の書をも添へた。然るに敵は尙州より發せるものに對しては、王より李德馨を遣はしたが德馨が途中から引返したのでそのまゝとなり、最後の臨津江において與へたものに對しても亦敵將より一士を遣はして「吾儕小人私答をなすことを得ず、應に承政院に稟申してしかる後回報すべし」と答へながらそのまゝにしてしまつた。そしてこの時の如き、敵將命元は王に報するに臨津を把持し、斬獲多し、回鷲遠からずなどといひ何等講和の事には及ばなかつた。答言の如きは實に吾れを誑かすに過ぎないものである。けだし我においても朱明と講和を欲するといへるなどは、亦彼れを偽はつたものである。太閤何ぞ彼の時に當つて俄に征明の志を易へやう。征明の志を易へず、すなはち明國に一撃をも與へずして講和するが如きは斷じてあるべきことでない。諸將が入明を欲しないといふことなども亦講和促進上の一手段として告げたに過ぎなかつた。要するに嬰兒の如き朝鮮を敵手としてその手を振ぐために日間潰しをすることは我が軍が當初の計畫上からして斷じて

欲せざるところであるから、如何なる手段を講じてなりとも、彼れと和して入明の自由を得んと欲し、かくは數次書送に及んだが、敵手はこれを覺らずして、或る時は怖れ、或る時は傲り、又一には明軍の赴援を期待して遂に我が言を聽かなかつた。これが遠く平壤を突いてその地を占領した所以である。けだし朝鮮が歸服せず、講和が成らず、京城を以て策源地とするならば、平壤は取らなければならぬ、朝鮮はその京城の安全を圖らんと欲せば、東の方、忠州を固め、西は平壤を守らなければならぬ。忠州と平壤とは京城に取つては東西の壁である。この壁にして一たび破るれば京城は危い。これ行長の平壤を取つて京城の安全を圖れる所以であらうか。平壤占領の價値は甚だ貴い。行長の識見、群を抜いてゐるといふべきである。

一四四 前大陸遠征 (一〇)

清正の北行 (上)

行長が平壤に入るに先だちて清正は行長に開城に別れて咸鏡道に向つた。これが六月朔日である。この時清正は開城から書を太閤に奉つて曰く、

『臣の行は咸鏡道に當れり、朝鮮の北境である。王城の西北に一江あり、敵兵、蟻の如く集りて岸に據り、行長等の軍を拒いだ。諸將、臣にいふにまさに行長を助けて敵兵を掃蕩し、然る後北行すべし、とすなはち赴援して掃蕩し、江を渡りて開城に至り、今や將に突進して韃靼境上を經略し法を布き民を理めんとしてゐる。北道、僻遠なれば明路を距づ、けだし十餘日の程であらうか。若

し殿下、渡航して、明に向はれたら、速に命を傳へんことを請ふ。命到らば馳せて會して必ず先鋒とならう。』

清正は安城驛において、土民二人を捕へ、北行の嚮道を命じた。そして土民が北路の案内に暗きを以て辭退するや、威を示さんとしてその一人を斬つた。一人が斬らるゝや果して他の一人は進んで先導たらんと請ふ。そこでその一人に嚮道させて北行し、老里峴を踰えて鐵嶺の北に出で、十七日咸鏡南道の南邊府に着し、これより又北して、七月中旬、摩天嶺を越えて臨溟に到つた。これより先清正は端川の銀坑を取り、銀塊三十枚を得て飯田覺兵衛を以て太閤に獻じ、銀質の純良なること我が國産の比に非ざるをいつた。臨溟は世にいふところの海汀倉の所在地である。

・清正の臨溟に到るや、摩天嶺に據つて拒がんとして成らなかつた韓克誠が兵數千を率ゐて海汀倉に在るに遇ひ、こゝに咸鏡道第一の戦をなした。初め敵は騎射を善くするを以て馳せ且つ射る、その爲めに我が軍甚だ惱み退いて倉中に籠つた。夜に入りて敵の士卒、大に疲れ、休憩を望むや、克誠聽かず、軍を揮つて我が軍を圍んだ。こゝにおいて清正は穀石を列ねて城となし、内から發砲して敵を燈した。敵はその砲威に恐れて遂に崩潰し、克誠は、わづかに兵を收めて嶺上に退いた。清正はこれを見て機乗すべしとなし、その夜伏兵を以て嶺上を取り巻き、曉天大霧の間より突起して砲撃を加へた。敵は不意に出でられて周章狼狽なすところを知らず、將士みな連つて泥澤の中に陥つた。我が軍は追撃して殆ど盡く殺し、克誠は北^北げて國境に退いた。

これより先、義兵を募らんとして咸鏡道に向つた臨海君及び江原道に至つた順和君の二王子は、我

軍が北行すると聞いて遠く咸鏡道の北邊である會寧に走つた。清正はこれを追うて臨溟に至り、同地に克誠を破り、然る後吉州・鏡城を経て會寧を圍んだ。この時、敵はいさゝか矢石を飛ばせたが到底支ふべからざるを知り、王子以下城兵の全部を殺さざるの約を以て降を請うた。清正はその請を容るるを約して、王子を渡すべきを命じた。敵は諾して城外において渡さんといふ。清正は身代りを渡すの恐れあるを慮つて城内にて受取るべしと主張する。敵は清正の主張を容れ曰く

「然らば清正一人、侍者ばかりを伴うて來るべし」

とこゝにおいて清正は左右を具して行かんとす、重臣はこれを聞いて大に驚き曰く

「寡兵を以て城中に入るは臣太だ安からず」

と清正、肯かず曰く

「遠くこの地に來りながら何うして城を見ないで歸られよう」

と敢て單身、城に入つた。敵は清正を迎へて王子を紹介する。清正は王子に對面し、辨當を振舞ふ旨を告げて城外から兵七八十を入れ、以て王子二人以下宰臣金貴榮・黃廷彧等數人を捕へ、兵をして鏡城に護送せしめた。これが七月二十三日のことである。この時、城兵はこれを見て大に驚き、狗奔鼠竄してたちまち一兵を見ざるに至つた。又二王子の妃の侍女數人も亦城外に走つた。我が兵がこれを捕へんとすると清正は叱して曰く「面を視るな、觸れてはならぬ」と清正の一言に由つて侍女等婦女はみな身を免がるゝを得た。こゝにおいてか鮮人は清正の仁惠を稱した。この日、清正は淺野長政に由報して曰く、

「この國之儀、御法度、御置目等、堅申付隙明候はゞ、おらんかいへ可相働と存事候」と

一四五 前大陸遠征 (一一)

清正の北行 (中)

會寧の左に大江がある。これを豆滿江といふ。會寧からこの江を渡るとその地は滿洲であつて、胡虜はこゝに住んでゐた。清正征行の當時はこの地を稱して兀良哈と呼んだ。清正が會寧の土人に就いて兀良哈の状況を聞くに土人はいふ「彼の地の者は強豪にして弓矢の技に長じてゐる」と清正、首肯して曰く「彼れをして日本健兒の弓技を味はゞしむるも亦一興ならずや道程幾干にして居城に達するを得るか」彼等曰く「この地より一里にして十三城あり、更に一日程を行けば都城に達する」と清正「然らば汝等嚮導せよ」と會寧の土人、三千人を先鋒となし、清正八千を率ゐて江を渡つた、土人はみな悦んだ。土人は由來胡虜の侵すところとなり、恨み甚だしかつたので、この行を大に悦んだ。清正、翌早天、胡地に入り、虜の居るところを目撃すれば、十三城悉く山に據つて築いてゐる。こゝにおいて清正は先鋒の鮮人を正面より向はせ、日本軍を背後の山上に登ばらせ、山上から大石を轉ばし又雨の下るが如くに彈丸を下した。胡虜はこれを見て大に驚きたちまちま奔竄してしまつた。この時貴田孫兵衛は虜と組み討ちして重傷したが、清正は孫兵衛を膝に抱へて按撫看病ただ切であつた。しかも遂に起たなかつたので、清正は哀惋して厚葬した。

清正は十三城を陥れ、翌日、朝鮮に還らんとして退いて山上に陣するや、胡虜猝に來襲する。しか

もその數、幾萬か算へがたいほどである。清正令して曰く「敵の首級は取るを要せず、悉く斬つて棄つべし」とこゝにおいて八千の日本軍は奮躍して虜を斬り、甚しきは一人にて三十人を斬つた。虜は我が軍の擧殺に驚いて少しく退色あつたが、その勢、雲霞の如くにして、容易に散じない。我軍甚だ惱み、殆ど困極した。時に大雨俄に至つて虜の面を打ち、虜その爲に進むことができず、遂に退いてしまつた。我軍はこゝにおいて辛うじて江を渡り、穩城に入つた。

穩城は會寧の北方に在る、清正はこゝに逗留して人馬を休めること半旬、更に江に沿うて東行五日にして江の西水羅に出た。これききに海汀倉の戰に敗走した北兵馬節度使韓克誠の潜めるを聞いたからである。清正、西水羅に至るや、克誠は兵を募つて險に據つた。清正斑鳩平治を遣はし、兵二千を以て攻めた。克誠、敵する能はず、將に海に入らんとしたが、城兵はこれを見て捕へて清正に降つた。

この時、平治は日本人後藤某なるものを捕へたが、清正は後藤を引見して姓氏郷名を問へば、氏は後藤、名は知らず、郷土は松前であるといふ。その來れる所以を問へば、魚を漁りて海に在る中、大風に流され、爾來こゝに在ること二十年であるといふ。胡語、鮮音に通じ甚だ便利な男である。

清正はこれを重寶とし、二郎と名けて通詞に用ふ二郎曰く、

「この地、天快晴なれば遙に西南の間に一山を望むことができる、これ我が故國の富士山である」と清正、果して首肯したかどうか、白扇倒懸の雪峰はひとり富士に限らない。彼の地から駿國の天を望見することは斷じて不可能である。二郎は無智にして類似の山嶽を望んで、しかく感じたものであらう。清正、馬を下りて拜すといふが如きは講談師の領分であつて、筆者はこれを侵すに忍びない。

一四六 前大陸遠征 (二)

清正の北行 (下)

韓克誠は身長六尺五寸の巨人であつて年齒も耳順を越ゆる四五である。清正が彼を捕へて國王兄弟以下、金貴榮・黃廷或等を擒にせることを告ぐるや、彼は王の捕虜中に在るを否認して曰く

「鮮王は眞王でない、假人である。眞王は明國に通ぜる本道に退去した」

とそこで西水羅を引揚げて鏡城まで歸り、同地において彼を王子に對面させると、彼は地に伏して號泣し、頭を地に打ち血を額より流した。清正は見えて死を計るのではないかと、通詞二郎をしてその故を問はせたら、克誠は泪を拂つて曰く

「予の往昔微祿の身に在るや、臨海君の知遇を蒙り、既にして簡拔せられて北兵馬節度使となり、江原・咸鏡・黃海・平安・四道の總帥に任ず、然るを今、敵を眼前に控へて一矢を報ひず、却つて王子をして擒とならしむ、千載の恥辱である、日軍の追窮若し今少しく緩ならば、令を各道に傳へ數十萬騎を募り、一戰以て王子にこの辱あらしめざりき。追擊電馳の如く急にして兵を募るに追あらず。王子を生擒せしめ予れ等も亦囚となる。悲しいかな醜を萬世に流し、慚愧警ふるに物なし、何の面目あつて再び尊顔に對しやうぞ、一戰して以てその地に死せば、しかく悲境に逢遇せざるを、警備嚴重なれば亦自害することもできず、天であらうか命であらうか」

と愾怒哀歎、太だ切なるものであつた。順和君や貴榮やその意を悲しみ、我が兵も亦同情して一座みな泣いた。

清正、王子以下克誠等十數人を護送して十一月安邊に歸り、こゝに駐屯して翌文祿二年二十日に及んだ。その間鏡城より歸來の途次、咸鏡道の要所であつて道路の都市である吉州・嶺東清正の所・端川・利城・北青等に守備兵三百乃至五百を配置し、安邊に着到の後、鐵嶺近邊の板機清正の所・鶴浦にも兵を置いた。中にも吉州は守城中の最北端に位するものであるが故に最も守備を嚴にしなければならぬ。と加藤右馬允・同清兵衛等良士八人に兵千五百を附して駐させた。その他の守備を見るに嶺東には、近藤四郎左衛門・安田善助等、端川には加藤三右衛門・井上大九郎等、利城には小代下總守・大脇次良左衛門等、北青には吉村吉左衛門・堤權右衛門等、板機には多田茂左衛門、鶴浦には小田原半助等を留め、さうして清正は安邊を以て自家の本營とした。吉州・嶺東・端川・利城・北青・安邊・板機・鶴浦を清正管下の八城といふのである。

清正管下の八城の外、咸鏡道にはなほ守備の存することを知らなければならぬ。鍋島直茂の軍がそれである。直茂は初め清正と共に咸鏡道に入るや、營を咸興に置いて清正をして後顧の憂ひなからしめた。實に清正が北進して滿洲境上に到り得た所以のものは、直茂が咸興に在つて後を警めたからである。直茂は清正が安邊に歸來の後も咸興に駐留し、北青より安邊間の要所々々に鍋島平九郎・成隅十右衛門・龍造寺七郎左衛門等を遣はし、兵を以て守りに備へたのである。

そもく太閤が清正・直茂を咸鏡道に遣はしてこれを宰領させた所以のものは何であるか。卒然としてこれを思へば目指すところは明國である。然らば則ち清正等をして行長等と共に在らしめねばな

らない。又これをなさずして兵を無用の地に送り、王子を捕へさせて以て快となすは太閤兵を知らざるも亦甚だしいはねばならぬ。これけだし吾れ人の想像に止まらないのである。既に柳成龍はしかく思うてこれをいつた。

「常勝の威を恃みてその後を顧みず、諸道に散出した。兵分るれば勢弱からざるを得ない。千里營を連ねて曠日持久するは、いはゆる強弩の末、魯縞を穿つ能はざるものにして、張叔夜のいはゆる女眞は兵を知らず、豈に孤軍深く入りてその歸を善くするものあらんやとは殆どこれに近い」

としかもこれ一を知りて二を知らざるの論である。太閤の兵を八道に散在せしめたのは、入明の前に當つて先づ朝鮮全國を占領し、これに民政を施して、以てこれより軍資を得んとするの深慮からである。かくいへば人或はいふであらう。太閤は當初、朝鮮征服を目的とせず、只だ明國征伐を目的とすと公言した。然るに朝鮮占領を先にするならば、彼の公言と矛盾しはしないかと。まことにその通りである。たしかに矛盾してゐる。然れどもこの矛盾には由つて來るところがある。矛盾の行動に出でざるを得ない餘儀なき次第となつた大原因がある。それは一は太閤渡航の延期がこれである。二には海戦において大敗を取れることがこれである。家康利家等は英豪の士ではあるが、器局の太閤に及ばざること甚だ遠く、従つて大勢に通ぜずして太閤の渡航を諫止した。太閤も亦その諫言を容れて渡航を明春三月としたので五月より三月までその間十箇月の時日がある。この長日月を諸將に京城に空費せしめるは太閤の欲しないところである。その間、諸將に各道を宰領せしむるは當然の舉措であり、且つ海戦に失敗し、海上の権力甚だ乏しく、動々もすれば彼に海上を占められんとし、海上危険なれ

ば糧道は殆ど絶たれたも同様である。こゝにおいて軍資は敵より取らなければならぬ。軍資を敵より取らんと欲するにおいては敵地を占領して民政を施かなければならぬ。これ兵力を分散して諸道を宰領せしめたる所以であつて、清正の北行は、すなはち決して無用ではなかつたのである。

一四七 前大陸遠征 (一三)

海上の敗戦

征鮮の軍が陸行はその勢迅雷の如く、八道を領略することその勞は掌を翻すに過ぎざる状態であつた。然るに海上に至つては果してどうであつたらうか。捷報はもとよりのないではないが、一勝一敗、遂には制海の權を擧げて彼の握るところとならしめた觀がある。兵足らざるがためか、艦少きがためか。さうでない、海戦に熟しないからである。

初め太閤は外征の準備をなすや、先づ諸將に令して大に艦船を建造した。その數正しく知ることにはできないが、決して少數微弱のものではない。且つ海軍の將卒も亦一萬に近くこの勢力は當時に在つては大に優勢のものであつて、區々たる朝鮮の海軍を攻むるに何の難きことかあらう。然るに事實はしばし敗績した。それは兵の足らないためでなく、船の少いためでなく、全く海戦に熟せないからであつた。

朝鮮においても我軍が必ず至ると看取すると同時に、全羅左道水軍節度使李舜臣は板屋根を載せたるが如き戰船を發明建造し、名づけて龜船といひ、これを以て我軍を待ち、慶尙の右水使元均も亦警

備に着手した。しかして年を越へて我が軍既に發して四月十三日我陸軍の釜山に上陸し、その月廿七日我が海軍の海を覆うて釜山港に入るや、こゝにおいて彼我の海戰の端は開かれた。

これより先我陸軍の釜山に至れる時、彼れの守吏は大いに驚いて艦船を棄て城塞を顧みず、みな遁逃して遠く去り、我が海軍の入港するや、左水使朴泓・右水使元均も亦船を沈め、兵器を棄て、遙かに昆陽口に通去した。そこで我軍は釜山の要鑛金海・機張及び水師營を占領し、嘉隆・安治は上陸して京城に向ひ、高虎・通之の二將のみ船を釜山・熊川の海口に列ねて警備に任することゝなつた。この虚に乗じて來り、一大海戰を決行したのが李舜臣である。彼れは實に朝鮮のネルソンであつた。

初め舜臣は全羅の本營に在つて、我軍の釜山に至るを聞くや、諸將を集めて議するに、進みて討つ可否を以てした。諸將みな全羅の艦隊は全羅を守るべし、と主張した。その時、宋希立なる者があつて、慨然として

「大賊境を壓しその勢、長驅してゐる。坐して孤城を守るは、未だ獨りこれを保つの理あらず、進戦するに如かない。幸にして勝つことを得ば、賊氣挫くべく、不幸、戰死するも亦人臣の義に愧づるなし」

と鄭運なる者も亦曰く

「人臣、平日、恩を受け、祿を食む、この時に死をいたさずして敢て坐視せんと欲するか」

と舜臣之れを聞いて大に悦び、聲を勵まして曰く

「賊の勢、鷓鳥の如く張つてゐる、國家笈々たりだ。豈に他道の將に委して以て退きてその境を守

らんや、我れの試み問ふたのは、姑く諸將の意中を見たるばかりである。今日の事は、唯だ進撃して死するに在り、敢て進むべからざるを言ふものは當に斬るべし」

とそこで元均が逃げて昆陽口に至り、使を以て援助を請ふや、舜臣は一旦辭するに各々分限あり、王命に非ざれば方面を變へることはできないと告げ、使者五六遍にして漸く出で、船艦八十艘を率ゐて唐浦に至り、均の所在を求めて彼に船一艘を與へ、以て水路を案内せしめて玉浦に至つた。これが五月七日である。我軍は艦船三十艘を海口に列ね舜臣の來たるを見て大いに戰つたが、舜臣が軍を進めて善く戰つたので、遂に悉く舜臣の撃破するところとなつた。

その月、末日に至つて又泗川において舜臣のために十三艘を焼かれた。この日我軍は初めに退き走り、敵の追撃に逢つて止り戦ひ、頗る苦戦して、箭を被るもの、海に溺るもの、數百に及んだ、舜臣も亦我が彈丸に中つて左肩を貫かれ、血は流れて踵に至つた。けれども彼は性、勇にして屈撓せず、創を蒙るも一向平氣でそれを顧みず、終日戰を督し、終に交綏するや、漸く自ら刀を執つて創面を抉つて丸を出し、談笑自若の體であつた。軍中これを見て驚駭せざるものはなかつた。

越えて六月四日、我軍が小船數十艘を以て海峡口にあるや、舜臣は李億祺と與に戰艦七十隻を列ねて、唐頂浦の前洋より至り、矢丸を放つて攻めかゝる。我が軍迎へ撃つてこれを卻け、北ぐるを逐うて海洋に出づるや、舜臣は舵首を轉じて我が船を圍み、我樓船に一將の指揮するものあるを見て、壯兵に命じて曰く

「彼の樓船に在るもの、必ず大將である。これを獲れば余は自ら潰走するであらう」

と壯兵は命を受けて飛船三艘に分乗し、我樓船に迫つた。この樓船に在るものは來島通之である。通之は奮戦したが龜船に惱まされて甚だ困し、從兵が悉く戦死して船艦も亦焼失さるゝに及んで、走つて島城に上り腹を屠つて死してしまつた。

我軍が海戦において戦ふ毎に敗れるは右の通りであり、そしてこの報が京城に達して嘉隆・安治・嘉明が驚いて歸つて釜山に着するや、こゝに又有名な見乃梁の戦となつて、大滅茶滅茶の敗北を見た。これが七月七日である。すなはち我軍が船を見乃梁に列ねて、敵艦が海を覆うて來るのを待つてゐると、舜臣は億祺、元均と與に船艦數百艘を率ゐて來た。安治はこれを見て三十餘艦を以て突撃した。舜臣は例に由つて我軍を洋上に誘はんとし、伴り逃げて閑山の前洋に至つた、安治はそれを知らず敵の北ぐるを追うて前洋に至つたが、舜臣は時やよしと、鼓を鳴らして逆撃した。彼我の砲箭交々發たれ、殷々雷の如く、烟焰天に漲り、腥血海を染めた、安治敵箭を受けながら自若として指揮し、嘉隆・嘉明等の赴援を得て敵船數艘を奪ひ、虜數十人を殪した。けれども舜臣の巧妙なる戦術と敵艦の夥多とには遂に敵せず、我船七十三艘を焚き、我軍は敗績の已むなきに至つた。すなはち安治は金海に退き、嘉隆・嘉明は安骨浦に走つた。舜臣はこの捷に甘んぜずしてその夜更に安骨浦を襲ひ、大いに嘉明等を惱まし、長會我部元親・蜂須賀家政の竹島より來つて嘉明等を援くるに及んで遂に退いた。

この役を鮮人は稱して閑山の捷といふ。まことに我軍空前の大敗であり、安骨浦の夜襲の如きも元親・家政の來り援けなかつたら、如何なる慘劇を見たか知らない。その二將の來援があつても撃退には非常の苦戦をしたといふことである。且つこの役において敵に我が士卒の首級を渡すもの數百、水に

溺れて死するもの無數、亦安治の兵二百人は島上に在つて船を焼かれて歸ることを得ず、部將眞鍋左馬允は切齒痛恨その任務を盡さざるを愧ぢて割腹し、士卒は海藻を食つて十數日を過し、後漸くにして金海に還つたといふに至つては、我軍の海戦に熱せざること何んぞしかく一にこゝに至つたかの歎なきを得ない。

我軍が見乃梁に一敗してから以來は、海上の權が彼の手に移り、糧食運送の困難は名狀すべからず。兵の寡きを憂へず、糧糶がざるを憂ふ。と古人は曰つたが、萬里遠征して糧糶がす、慘何んぞこれに加ふるものがあらう。ナポレオンはビルヌーブがネルソンのためにトラファルガーに敗戦するや、地を敲いて歎じて曰く「ア、吾をして六時間、英吉利海峡の主人たらしめば、能く世界の大王たらん」と太閤も閑山の大敗を聞いた時には必ずこの歎があつたらう。

一四八 前大陸遠征 (一四)

明軍の出援 (上)

鮮王は未だ我が軍の渡航せざるに當つて早くも形勢の危急を北京に陳奏したが、その時明廷においては絶海の小島國、何をか爲さんと輕んじて鮮王の使者に重きを置かず、明商陳某の琉球より歸り報じ、琉球の世子尙寧の使を遣はして告ぐるに及んで漸く疑ひはじめたぐらゐであるから何等備ふるところもなく、いよ／＼我軍が朝鮮を攻め、鮮王が頻りに使を遣はし且つ義州に蒙塵するにいたつて漸く各省に命じて防備をなさしめ、朝鮮にも援軍を出すことゝなつた。

初め鮮王の落ちて義州に至るや、東、京城の天を仰ぎて痛哭し西、北京の空を眺めて四拜し、可憐の状、見るにたへざるほどであつた。これより先、遼東の巡撫都御使郝杰なるもの、明廷に奏聞して曰く、

「朝鮮は世々東藩となり、我が正朔を奉ず、今一に倭寇に遇ひ、風を望みて潰ゆ、倭人は誦詐、常に異なる。若し朝鮮を以て嚮導となし、詐を挟みてみだりに入らば、害を貽すも測られず、奈何の處置をなすべきか」

とたま／＼鮮使申點が抵つて北京にゐたので、兵部尙書石星は點を呼んで杰の書を示したが、點は見つて慟哭して強めて援兵を出だすべく切願した。そこで星は二枝の兵と銀兩若干を遣し、王を衛るべきを約して、點を還し、その後なほ使者の續々として至るに及び、星は郡議を排して出兵を奏請し、遼東の兵五千を遣はした。これ七月上旬である。この時、この軍の總兵は祖承訓であつたが、前鋒遊擊史儒、左遊擊王守官も亦行を共にした。こゝにおいてか儒が先づ林畔驛に至るや、鮮王は走り出で、泣拜して曰く、

「一國の存亡係りて大人に在り、唯だ指揮に従はんのみ」と儒曰く、

「恨むらくは平壤を救ふに及ばず、祖總兵、將に來らんとする、相ひ共に蕩勦すべし」

然かも承訓は程なく至つたが、義州に留つて前まず、鴨綠江に沿うて堡壘を設け、先發隊と合して兵を分つてこゝに駐した。初め承訓が江を渡るや、豪語して曰く、

「この行必ず日本無し。」

と、しかして來つて義州に着するや敢て前まず、數日の後漸く兵を率ゐて平壤に向ひ道に嘉山において鮮人に問うて曰く、

「平壤の敵已に退くなきか。」

と鮮人答ふるに未だ退かざるを以てするや、たちまち酒を呼んで祝し、更に豪語して曰く、

「敵なほ在り、天必ず我れをして大功を成さしめん。」

とその日、順安に至り、夜、行軍して黎明に平壤の城下に着した。行長は敵の來るを見て斥候を出して情を探り、翌日兵を出して攻勢を取つた。時に雨天に至つて泥濘、脚を没する程であつた。承訓は北慮と戦つて騎兵戦に長じたものであつたが、たま／＼大雨に會つたので、その長技を盡す能はず、却つて行長の爲に大いに敗られた。特に我れの砲撃に惱み、儒は我が丸に中つて死し、馬世隆なるものも馬より墜ちて死し、敵軍は爲に奔潰してしまつた。こゝにおいて承訓は二江を渡つて遠く走り、控江亭に至つて駐軍した。

平壤の襲撃はかくの如くにして失敗に歸し、承訓は膽、爲に落ちて我が軍を恐るゝこと非常であつた。明廷においてもこの敗を聞いて漸く驚き、日本悔るべからずとなして更に大軍を派遣することゝなつた。行長は承訓の軍を敗るや、書を鮮軍に贈り、我が兵の強く、明軍の脆きを謂ひて曰く、

「群羊の間に一虎を放つやうなものだ。」

と鮮軍これを見ます／＼畏れ、王も亦驚愕涕泣した。そこで柳成龍は人心の動搖を防がんと欲して

奏して安州に留まり、以て明の後軍の至るを待った。

一四九 前大陸遠征 (一五)

明軍の出援 (下)

明に小司馬宋應昌なるものがあり、東方の形勢に通じ、曾て海防要路を上つて日本に備ふべきを論じたことがあつた。當時、明廷はこれを用ひず、我が軍の入鮮を見て始めてその先見に服し、祖承訓の大敗を見ると同時に應昌を都御使に拜し、朝鮮に向はせた。明廷は應昌以外になほ人を選んで遣兵せんとした。しかもその適任者の李如松は兵を率ゐて寧夏の亂に赴き、未だ歸らず。こゝにおいて石星は沈惟敬なる一無頼漢を採用し、その辯口を利用して和議を提起せしめ、以て行長を給いて如松の歸來するまで時日を遷延し、我が軍の遼東侵入を緩めんと欲し、これを遊撃將軍となづけて平壤に至らせた。惟敬は朝鮮に來り、順安より使書を行長に送り、來意を告げて會見を求めた。行長、承訓に勝つて大いに誇り、且つ星の己を給くことに氣付かず、玄蘇を遣はして、面會させ日を期して乾福山下に會見した。その會見の結果として談判して得たるものは何であつたか。當時は祕密に附されたから、これを詳にする人なく、これを傳へた史籍もないが、封王・入貢の二箇條が主なる題目であつたことは、惟敬が歸つて星に説いたところによつて知ることが出来る。この時先づ彼我の間に三箇條の約束をした。日本軍は兵を平壤以北十里に出すべからず、鮮人は十里以内に入るべからず、惟敬は五十日以内に再來して條約を締結すべし、とこれである。約束既に成つて惟敬は北京に還つた。これ九

月中旬である。この時、朝鮮の降人金順良は玄蘇に謂つて曰く、

「明に和意はない、惟敬を遣はしたのは一時の詐謀である。かくして李如松が寧夏から歸來するのを待つのである。術中に陥つてはならぬ。」

と義智鎮信等はこれを然りとしたが、行長は信じない。曰く、

「一旦約する以上は、信義に背いてはならぬ。」

と次第を京城の三成等に報じて、惟敬の再來を待った。しかるに五十日の期が盡きても惟敬は來ない。行長は初めて給かれたときととり曰く、

「兵を進めて馬を鴨綠江に飲はう。」

と、しかして幾干もなくして惟敬が來つて、前約を履行せんがために大官大臣の質子が日ならず至ると詐るや、行長は又亦信じて、明春、同道名護屋に赴くべしと曰ひ、惟敬を款待して數日、營中に留めた。

これより先、明主は薛藩を朝鮮に遣はし、王に告ぐるに臣民を勵まして恢復を圖り、方に明兵と共に挾んで攻むべきを以てした。しかして藩が北京に歸り、惟敬が五十日を約して侵犯を緩うし、以て彼れを愚にしたが、彼れも亦この術を以て我れを愚弄するかも知れないと奏すると、明廷はこれを然りとなし、如松の寧夏から歸るに及んで、これを薊・遼・保定・山東軍務の提督となし、防海禦倭總兵官に拜して朝鮮に遣はした。これが第二回の出兵であつてその數は四萬を注した。

如松・任に就いて遼陽に至るや、應昌は未だ朝鮮に行かずしてこゝにゐた。そこで如松を見て共に

軍を進めんとしたが、この時に惟敬が平壤から来て、如松に會見し、和議の成立すべきをいふ。如松は和議を好まない、惟敬を邪魔物としてこれを斬らんとした。左右はこれを制めていふ。

「惟敬のなすところに放任して倭軍の虚に乗するに如かない。」

と應昌これを然りとす。如松もそこでそれを首肯して惟敬を陣中に置き、そして兵を進めて十二月下旬、鴨綠江を渡り、萬曆二十一年正月二日文選二年正月元日安州に着し營を城南に置いた。

鮮人の事大主義は人の能く知るところであるが、當時、明の援軍の來るを聞いては狂喜して俄に強がり、又我が軍が馬を鴨綠江に飲みふを耳にしては亦遽に凋れ、朝に一喜し、夕に一憂してゐる。如松が至るに及んでそこで生色があつた。柳成龍は當時體察使であつたが、如松を訪うて遠來の勞を謝し、袖中より平壤の地圖を出して如松に形勢を説いた。如松は圖を覽て朱筆を點じて曰く、

「敵は只だ鳥銃を恃めるのみ、我れは大砲を用ふるが、みな五六里に到達する。敵、何ぞ能く當らんや。」

と成龍が辭して歸らんとすると、一詩を寄せて曰く、

提兵星夜渡江干。

爲說三韓國未安。

明主日懸旌節披。

微臣夜釋酒杯歡。

春來殺氣心猶壯。

此去妖氛骨已寒。

談笑敢言非勝算。

夢中常憶跨征鞍。

一五〇 前大陸遠征 (一六)

平壤の大敗

李如松は安州に着するや、行長を欺かんとして副總兵查大受を平壤に遣はして曰く、

「天朝は講和を許した沈遊擊は近く來るであらう。」

と行長はこれ聞いて欺くものとは察せず、大に喜んだ。けだし喜べるものは行長ばかりではなかつた。玄蘇の如きは乾坤春は早し太平の春、などと惡詩を作つて興がつたのである。然るに超えて三日には明の大軍が、既に肅寧館に來たので、行長は初めて怪み、直に部下の將竹内吉兵衛に兵二十を附して惟敬歡迎のためと稱して順安に遣はし、よくその動靜を探らせた。如松もサルものだ竹内の來たるを見て大受に命じて伏兵を設け、酒を出し酔へるを待つて遽に起つてこれを捕へた。竹内は初め大に奮闘したが力及ばずして兵二人と共に捕へられたのであつた。

竹内等三人は捕へられたが他は幸にして悉く平壤に馳せ歸つて、その次第を報告した。こゝにおいて行長は明に和意のないことを知り、急に戰鬪準備をなし、且つ使を後軍に遣はして援兵の送遣を求めた。當時我が後軍の平壤京城の間に駐せるもの、鳳山に大友義統があり、牛峯に毛利秀包があり、白川に黒田如水があり、龍泉に同長政があり、開城に隆景・廣家・宗茂があつた。然るに行長の使者が鳳山に至ると、義統は出援するどころか、風を聞いて縮み上り、旗を卷いて京城に遁還し、その他の諸將も道路遠く、糧餉が繼かぬからとて出兵せず、京城の本營にも使者織るが如くなれども亦如何

ともすることができなにとて、小田原評議に日を暮らすばかりである。

後軍の態度が、かくの如くであるから、平壤は遂に孤立無援の境となつた。しかし行長を首め義智・晴信・鎮信・喜前・純玄等諸將の總勢は一萬五千あつて、敢て戦ふに足る。こゝにおいて行長は明軍の來るを待つた。如松は明軍四萬の外に夥多の鮮兵を伴つて正月六日平壤に到着し、直に砲門を開いた。我が軍は城を堅めて應戦し、七日拂曉に至つて大戦となつた。初め行長は牡丹臺に在つたが、戦ひが激しくなるに従つて城内に馳せ入り、義智と共に拒戦した。如松は我が軍が鮮兵を侮ることを知つてゐる。そこで祖承訓の一隊を鮮装せしめ、南方から攻めさせた。我が軍はこれを見て如松が案の如くに侮つて顧みない。依然として力を明兵に集中してゐる。時に承訓は兵をして鮮装を脱せしめたが、我が軍はこれを見て驚いて急に又これに集中した。こゝにおいて西方の防禦がいさゝか疎となつた。如松はこれを見て、小西門から突入し、李如柏・吳惟忠も大西・北門の二門から侵入した。我軍は長槍・大刀を列ねて奮戦し、銃丸を送つて拒守した。如松は勝に乗じて進んで息まず、一丸飛來して馬を登すや、馬を易へて復た進み、馳せて壘中に墮つるや、起き出でてなほ進む、その勇は敵ながらも感歎すべきものであつた。我軍は能く拒いだが、衆寡敵せず次第に燈められて全部内城に退き、土壁に孔を穿つてそこから銃撃した。丸の下だること驟雨の如く、敵の死するもの相ひついでゐる。そこで如松は一先づ兵を城外に退けた。これ實に七日の黄昏のことである。拂曉より黄昏に及んで一瞬時も息まなかつた戦は如何に激戦であつたか想像するにあまりがある。行長は敵の退けるを見て、その間に我が軍を點檢したが、死傷甚しくして一萬五千の兵中、なほ戦鬪に勝ゆるものは僅に五千に

過ぎない、且つ又敵の火箭に逢つて城内殆ど全く焼かれ、林木さへも生色あるものがない。こゝにおいて行長は諸將と議してその夜大同江上の氷を踏んで退却した。

行長が承訓を撃破し、未だ如松が來援せざるの時に當り、京城において諸將と後圖を議するや、如水の平壤放棄説に反對した。しかして遂には如松の攻陥するところとなつた。この故に人々は如水に先見の明があつたとして賞賛した。しかし如水は一を知つて未だ二を知らざるものであつた。平壤守りを失はゞ京城も亦失ふ。平壤にして棄つべくば京城も棄てなければならぬ。平壤があつて京城があるのである。行長が敢てそこに踏み止まつたのは、その意は敵を侮つたと否とに關せず、當にそうあるべきであつたのである。如水の如く、京城の前方に砦塞を築いて拒がんといふが如きは、地の利に暗き論である。且つそれ城に據るの戦は、據れるものはこれを攻むるものより勞少い、諸將にして出援すれば、行長はどうしてその城を棄てようぞ。遂に棄てたのは後軍出援の望みがなかつたからである。なほ一言の禁すべからざるものがある。この戦において我軍の死傷が多かつたので、人は以て行長軍の弱きをいふ、然るにこの軍は九州兵であつて最も強きものであつた。強くしてしかして彼れが如く大死傷を出したのは何故であるか、それは明軍に火箭・巨砲等の我れに勝れる武器が種々あつたからである。敵に優勝の武器がなかつたなら、我軍は決して敗は取らなかつたらう。

一五一 前大陸遠征 (一七)

行長が敗れて京城に歸るや、三成等は相議して使を開城に遣はして隆景を招いた。黒田長政もこの時そこに在つたので與に招かれた。こは明軍勝に乗じて開城に押寄せたら、その寡兵では到底守り得ないからである。然るに長政等は聽かずしていふ。

「敵を見て退くは一身の恥辱ばかりでない。」
と隆景も亦いふ。

「吾れのこの行には歸志なし。明兵と會戦して屍を馬革に裹むを得ば幸である。」

とかくて隆景等は歸還しない。そこで京城では復び議し、その結果として大谷吉繼が自ら行いて説き隆景等は漸く引揚げた。

諸將が京城の守を議するや隆景は反對して曰く、

「敵大軍を以て來り圍めば糧食は乏し、たちまちにして困厄至らん、平壤以後士氣漸く衰へた、何を恃んで城を守らう、出でて戦を決するに如かない。」

と立花宗茂も亦これに賛同していふ、

「敵は平壤の勝に狂れたらう、我れを輕侮せるは必定である。この時に當つて出でて戦はゞ、必勝期すべきである。」

としかして正月廿七日夜、宗茂の歩哨が明軍の斥候と礪石嶺で衝突したことに因由してこゝに碧蹄館の大激戦とはなつた。

これより先、明軍は行長が平壤を棄つると同時に平壤に入り、隆景等の開城を去るを聞かや、又開

城に來り、我れの開城を去れるを以て畏怖せるものとなし、如松すなはち開城に大兵を留め、二萬を率ゐて碧蹄館に來つた。そして前記、斥候歩哨の衝突あるに至つて戦を開始した。初め歩哨の斥候と衝突するや、宗茂は出でて大いに戦ひ、箭を負ふこと蝟毛の如し、長政、聞いて來り援け、相ひ與に撃退した。しかして明軍至り、先鋒衝突すると聞かや、諸將先を争ふ、隆景曰く、

「勝敗はこの一擧に在り、我れ老いたりといへどもいさゝか期す、今日の事、請ふ我れに委せよ。」
と終に隆景は先鋒となり、行きて礪石嶺下に屯し、宗茂、元康、秀包等を嶺上に置いた。こゝにおいて秀家は長政等と與にその後繼として坂を隔て、陣を取つた。

如松は斥候戦の敗を聞いて麾下を提げ、馬に鞭ちて出た、隆景これを迎へて戦ふ。如松は初め嶺上の兵少きを見て悔り向ひ嶺下の兵の一齊に起つに及んで大いに驚けども最早及ばず、互に節制を保つて奮戦し、我が軍は敵の後軍の至らざるに當つて先鋒を撃滅し、しばし如松を捕ふるまでに及んだ。如松はそこで辛うじて脱がれて兵を收めて披州に退いた。金命元、李養、柳成龍等は追うて披州に至つて如松に謁し、成龍は先づ如松を慰めて曰く、

「勝負は兵家の常である、當に勢を觀て更に進むべし、奈何ぞ輕々しく動かんや。」
如松曰く、

「吾れ敵を殺すこと多けれども、不利の事も亦多し、この地雨を経て泥濘し、軍を駐むるに便ならず、東坡に還つて兵を休めたし。」

と成龍等これを聞いてその不可を争ふや、如松はかねて草するところであるとて一矢を出して示す、

成龍等これを手にして見れば中に曰く「敵の京城に在る者二十萬、衆寡敵せず」と又曰く「臣病甚し、請ふ他人を以てその任に代へん」とこゝにおいて成龍等は大いに驚き曰く、

「敵兵甚だ少し何ぞ二十萬有るを得ん。」

如松曰く、

「吾れ豈にこれを知らんや、汝が國人の言ふところである。」

と時に李如柏、張世爵等は如松の側に在つて、如松に同じく兵を退くべしと勸める、成龍等は敢て口争してその退兵を止めんとした。これを見た如松は遂に怒つて資を蹴つた。こゝにおいてか又敢て言ふものなく、如松はその日營を撤して東坡に至り開城に歸り、又更に平壤に退いた。平壤に退いたのは清正が咸鏡道から歸つて平壤を襲ふとの風説を聞いたからである。これより先、明軍の碧蹄館を退くや、我が軍亦これを追はず、凱歌を奏して京城に引揚げた。

この役、双互に節制あり、殊に明軍の退却に至つては如松は傷ついて馬より墮ち、又しばし我れの捕ふるところとならんとしたるにも拘はらず、一物をも遺棄せずして見事の退却をしたといふ。この一事から見ても如松が復び京城に押し寄せなかつたことを知るに足るであらう。彼は兵を知れるものである、大事を取つて容易に動かざる者である。猪武者ではなかつた。けだし隆景も亦一世の智將である。その節制には大いに見るべきものがあつたであらう。惜いかな、記するところの諸書はみな一騎打らの功名を録するに急にして却つてこの眼目を逸してゐる。傳へいふ、この役、李如松の敗は、彼れが前日の平壤の勝に忤れて我れを侮り、その最も威力あつて唯一の恃みとするところの砲を携へ

來らなかつたことに原因すると、必ずやさうであらう。明軍は當時既に機械戦の軍人と化し、勝敗一に機械に頼つたのである。

一五二 前大陸遠征 (一八)

諸道の情勢 (上)

明軍が碧蹄館に破れ、退いて平壤に去るや、こゝに再び和議が持ち上り、沈惟敬が活動の幕に入つた。これを記する前に、少しく諸道の情形、戦況を略叙して全局面の形勢如何を見やう。

さきに太閤が諸將に命じて八道を分宰せしむるや、諸將は各々任に就いてその地に赴いた。そして未だ赴かざるに當つて、各地に敗將紳縉或は草賊の兵を擧げて恢復を圖り、掠奪を事とするものが續出するので、諸將は便宜その地に行いて、これが勦滅を企てた。すなはちその進勦戦の最初に行はれたのは宗茂が京城西北の山壘攻伐である。宗茂は隆景に屬し、全羅道の受持である、それが京城西北の山壘を攻むるはどういふわけか、これは未だ宰領の地に行かざるに當つてのでき事であるからだ。

宗茂がこの壘を抜いたのは五月廿九日であつた。
越えて六月上旬、鮮將李洸、權慄、尹國馨、全眸等總勢五萬を率ひて龍仁に會し、京城克復を圖らんと欲し、先づ北斗門山の壘を攻むるや、我が守備兵のこれに籠れるもの極めて少く、脇坂安治、京城を出でて至り援け、山上の守備兵と相ひ謀つて夾撃し、敵將數名を斬つて潰敗させた。初め敵の龍仁に會するや、山上の壘を望んで兵の少きを易どり、白光彦なる一士をして試戦させた。我が兵これ

に應ぜず、夜に入つて敵の稍々懈るを待つて白刃を閃かし、大呼して突出し、たちまちにして光彦等の一隊を撃滅し、さうして安治の來り援くるに會ふや、山を下つて相與に突撃した。敵は大軍といへども固より烏合の衆のみ、將の斬らるゝ數名に及ぶや、山の崩るゝが如く、軍資器械を委棄して潰滅した。

毛利吉成はこの月、任地江原道に赴いた。島津義弘も共に行き、別れて原州に至り、鶴原城を攻め守將を殺してこれを抜いた。これより先、忠州、原州の我が守備兵は敵將元豪と龜尾浦に戦つて利あらず、原州孤立するに至つたが、稍々暫くして豪は氣傲つて我れを輕んじた。こゝにおいて我が兵は春川の戦に當り、伏を設けて豪を殺し、義弘の鶴原城攻陥と相ひ待つて江原道一帯を占領した。

同日又輝元の兵、星州の江津に戦つて利あり、廣家も亦禮泉山の敵を破り、長政は牛峰に至つて黄海道を鎮め、祐兵は鐵原より麻田に往いて敵を撃つた。

かくて七日に入り、各道の駐屯地に移動があつた。すなはち吉成は三陟に居り、義弘は京畿道の永平に來り、祐兵は鐵原に、輝元は開寧に、隆景は秀包、廣家、宗茂と共に全羅道の錦山に、安國寺惠瓊は鼎津に駐した。しかしてその月五日隆景等敵の錦山に襲來するを撃ち、更に熊嶺の險に據つて能く戦つた。我が兵は失ふところ多かつたが、敵の死傷は亦我が比ではなかつた。こゝにおいて隆景は戦つて後、敵の死屍を集め、これを路邊に埋めて大塚を築き、木を立てゝ書して曰く、

「朝鮮國の忠肝義膽を弔す。」
とけだし又鮮人綏撫の一策である。

越えて八月忠興、巖山城を攻陥し、更に南部元信と共に仁同城を攻拔したが、同月隆景等再び敵の錦山に襲來するを逆撃し、落雁津において大いに破つた。しかしてこの月、隆景は全羅道を引揚げて黄海道に來り、萬餘人を以て開城に鎮した。これ諸將が諸道の敵を各々その分宰地において撃滅し、京城、釜山間の通路を開くを得たからである。けだし隆景は秀家の謀將であり、相談相手であり、且つそれ行長が平壤に在つて京城以西に事繁く、隆景が在るにあらざれば萬事につけて不便である。これすなはち彼れが開城に至つた所以である。

隆景が開城に鎮し、翌春その地を引揚げて京城に歸り、更に碧蹄館に出でて明軍を撃破するまでは諸道亦小闘はあつたが、大局に影響するほどの戦ひはなかつた。

一五三 前大陸遠征 (一九)

諸道の情勢 (下)

まことに隆景が明軍を碧蹄館に撃破するまでは、諸道に戦の大局に影響するほどのものはなかつた。しかし三月に入つて我が軍晋州を攻めて大敗し、釜山、京城間の連絡を絶たるゝに及んで由々しき大事を見るに至つた。我が軍の京城に講和を再議し、太閤の命じて京城を引揚げさせたわけは、實にこの連絡を絶たれて兵糧の輸送が困難であるからである。

晋州は全羅道の要地であつて、京城に通する大路に當つてゐる。この城が拔けなければ、羅から京城に通することができない。こゝを以て太閤はこの城を抜かんとし、秀勝、忠興、光泰、秀一長谷等七

將に命じ、兵三萬を以て攻圍させた。當時この城には牧使金時敏なるものがをり、四千の兵を以て城を固めてゐた。初め我が軍が道を押して進むと、途中、兵使柳崇仁なるものに遭うた。我が軍はこれを撃つたが、崇仁は破れて單騎晉州に走つて門を敲き、入つて共に城を守らんと請うたが、時敏は兵使が入城すれば主將を易へられ、主將を易へると節制に乖くやうになる、敢て拒絶するより外はないと考へ、人をして

「敵兵既に合した。城門は戒嚴してゐる、若しも少しく開閉すれば、恐らくは倉卒の變があるであらう、主將は外に在つて援をなすがよからう。」

といはせた。崇仁は入城することができないで、已むなく馬を回した。然かもこの時我が軍は城に近づいてゐる。崇仁は逃ぐるわけにもゆかず、我が軍と戦つてそこに死んだ。別將郭再祐なるものは、時敏が崇仁を納れなかつたことを聞いて感歎し、

「この計以て城を完うするに足る。晋人の福である。」

といふ。已にして我が軍が城を圍むや、時敏は能く拒ぎ戦ひ、自ら食漿を運んで士卒の飢渴を救ひ、泣いて曰く、

「學國淪陷し、餘りの存するもの少く、この一城こそ國の命脈に係つてゐる。今又利なければ、我が國家は遂に休せん、ましてや一敗せば城中千百の人命、盡く刀槩の鬼とならう。嗟、爾將士、戮力、敢て戦ひ、これを亡地に置いてしかる後存するを期せよ。」

と士卒はこれを聞いて感激し、殘死して戦はざるなく、我が軍攻むれども抜けず、矢丸に惱むこと甚

だし。終に兵を分散して四方より長竹を取り來らしめ、これを編んで土を積み壘を作つて以て戦ふ。然かも抜くこと能はず、矢丸に惱むこと依然たり。我が軍は鮮人の兒童を捕へ、これを城の周圍に回し、

「京城已に陥り、八道崩潰した。晋城に籠るとも、どうして能く守れよう。速に降るの優れるに如かない。今夕、介山父が來らば、汝が大將の三首は當に旗上に懸くべきである。」

といはせた。城兵はこれを聞いて大いに怒り、これを叱せんとしたが、時敏はそれを制して曰く、

「與に言ふな。」

と我が軍が城を踰えんとするや、時敏は砲を發ち石を投じ、熱湯を灌いで拒いだ。かくすること數次にして我が軍は毎に利あらず。最後に一夜總攻撃を開始し、城に薄つて惡戦したがそれでも抜けぬ。却つてこれがために我が軍は退却の餘儀なきに至つた。すなはちその夜四更より惡戦して翌日、暮に及び兵を損すること多大、遂に戰鬪力を失つて日暮退却し、遠く釜山に還り去つたのである。この時時敏は左額に丸をうけて兵を督する能はず、且つ城兵も大いに損じたので、我が軍を追躡することできず、切齒して我が軍の退却を望見するばかりであつた。

我が軍は數日、晋城を攻圍して何等得るところなく、却つて大いに兵を損じて歸るや、太閤はこれを聞いて大いに怒り、如水、彈正をして京城の兵を還へさしめ、これ等の大軍を合して、晋城を攻陥させた。こゝにおいて彼の後晋州の役なる一大慶戰があつたのである。元來この役は太閤が大いに重じ、初めに當り、利家、秀家、輝元等三十餘將と兵八萬餘とを遣はさんとしたのであつた。他日、大

軍を送つて鏖戦させたのは故あることである。

これより先、秀一は敗衄して昌原に遁れ、これを恥ぢて悶々の情、遣る方なく、遂に悶死した。秀一は名を藤五郎といひ、信長の小姓であつたが、信長横死の後、秀吉に仕へて今日に至れるものである。性、抗直にして、人に屈せず、常に直言をしてゐた。死する少し前の事であつた、秀次が木村重茲に恩賜あつて、重茲がこれを秀一に語るや、秀一は曰く、

「吾れは歸朝することあるも、再び秀次には面對しないであらう。在鮮の諸將は他日秀次の臣になるのである。然るを去年三月、渡鮮して以來一言の諸將に賜へることがない。何ぞ天下の器に當らんや、足下にして秀次の志を感じたら、その賜物を諸將に分配し、秀次の使者をして秀次が音和の徴なりと言はしめよ。」

と秀一の言はかくの如くである。戦敗に恥ぢて悶死するが如きはその人として必然であつたらうか。

この時、時敏も亦左額の銃創癒えずして遂に死した。時敏は我が軍が想像したやうな大兵を擁してゐたのではなかつた。しかも我が軍を惱ますこと太しく、遂に我が軍を退却させた。その戦術の巧妙なりしはもちろんであるが、能く衆の平和を保たせなくてはできないことであつた。これに由つて見るときは、朝鮮に必ずしも人物がなかつたとはいへない。

碧蹄館の大勝は明軍をして講和を欲せしめ、晋州の大敗は我が軍をして自ら京城を引揚げなければならなくさせた。惟敬が活動の幕はこゝにおいてか開かれたのである。

〔附言〕諸書多くは晋州城を稱して木會城といひ、城主を木會判官といふ。これ當時在鮮の諸將が、

しかくいひ、太閤の文書等にもしかく記してあるからそれに由つたものであるが、木會とは牧使を訛れるものである、木會なる漢字をあてたのは、牧使の字音をそのまゝに聞き取り、勝手に木會を當て辨めたものであらう。城主を判官といへることも城内に判官某があつて一方を受け持つたが故にさてこそ木會判官といつて、それを城主と推定したものであらう。けだし木會判官とは旭將軍義仲から思ひ付いたものであることいふまでもない。

一五四 前大陸遠征 (二〇)

京城引揚

駐京の我が諸將は碧蹄館から京城に還り、晋州城の敗を聞いて爾後の計を議した。三成、長盛、吉繼の三監軍は今にして京城を守るは甚だ危険であり、殊に糧糈がざるの恐れあり、むしろ釜山に退くに如かないと説いた。これより先、平壤の敗あるや、諸將は清正を京城に招き、清正は威鏡道を引き揚げて京城に還つた。そこで今この軍議に列するや、三成等に反對して曰く、

「太閤の命ならば知らず、何とてこの城を棄つべきぞ。故なくして去らば敗退したも同然である。且つ太閤親征の議あり、この時に當つてこれを如何せんとするか。」

三成曰く、

「糧糈がざるを奈何せん。」

と清正曰く、

「食はざるも可なり。」

こゝにおいて三成等は秀家と共に名護屋に具情して京城引揚の命を下さんことを求めた。具情が名護屋に至るや、太閤は既にその意があつた。そこで如水と弾正を遣はして諸將に京城引揚げを命じた。諸將は太閤の命ならばとて四月十八日を期して京城を退去した。これより先、李如松も碧蹄館に懲りて再び戦ふの意思なく、柳成龍等鮮臣の主張を聴かず、沈惟敬を京城に遣はし、行長に就いて和議を再開した。我が軍の京城引揚はけだしこの議の結果も亦その一理由中にあつた。

初め惟敬が京城に来るや、行長は彼れと會して七箇の條件を議した。當時行長はその談判を監軍以外に秘したる故、七箇の條件は今悉く知ることができないが、明の皇女を日本の后妃に備ふること、國交を舊に復すること、朝鮮八道中その四道を朝鮮に還附すること等が骨子であつた。これやがて他日名護屋において明使に與へた條件の眼目となつたものである。こゝに至りて著者は惟ふ、行長が談判をなすや、利を取ることに於いては大いに努めたものであると、何となれば朝鮮八道中四道を還附して四道は日本の領地となさんとし、彼が講和條件中の骨子として極力主張したところであるからである。平壤を棄て京城をも保ちがたくして釜山に退かんとする我が軍の頹勢に際し、その和を講ずるに當つて、なほ領地を固持するの條件を提示するが如きは、亦容易のことではない。諸將も講和の條件については敢へて異議を挾まなかつたやうである。諸將中に異論を唱へたものがあつたことは事實であるが、それは條件のためではなく、講和そのものに反對であるからであつた。しかしてその連中は清正等主戦論者ばかりであつた。主戦論者は何れの世においても、當初の目的を達するまでは、必ず

講和に反對するものである。必ずしも清正等ばかりがさうだといふわけでない。

清正等主戦論者の意裏にも亦同情すべきものがあつた。然れども大勢を辨へずして只だ徒に戦争したとて目的は達すべきでない。三成等監軍が京城棄つべきを説いたのはこれを思ふからである。加藤光泰の如き清正に先つて京城固守説を主張し、砂を嚙んでも守るべしといったことがある、これは清正の食はざるも可なりといふのと同意味である。その言は眞に壯である。武將としてはかゝる意氣を要すべきであらう。然れども強がつて討死するのは戦争の目的ではない。不利と見れば退くのが智者の事である。まことに彼の場合において京城を固守するが如きは智者の事ではない。京城の固守は平壤の固守と相ひ待つもので、平壤落つれば京城は保たれない。三成等が敢て釜山に退いたのはこれも亦その一理由をなすものである。

一五五 前大陸遠征 (二)

明軍入京

我が軍が京城を去るや、一日を隔て、明軍は入京した。柳成龍、權慄等鮮人も亦隨つて入京し、兵變の跡を見て號慟痛哭、やゝ久うし、翌朝李如松に説いて曰く、

「敵わづかに退き、亦まさに遠からざるべし、願くは速に軍を發して急に追へ、期を失するな。」
如松は固より追ふ意はない。然れども敢て明言せず、名を舟艦なきに托して曰く、
「吾が意は固より然り、追はざる所以のものは漢江に舟なきを以てである。」

成龍は人に由つて事を爲さんとする碌々の徒だ。けれども辯口は巧みである。隙かきす曰く、

「追はんと欲すれば舟艦備ふべし。」

と如松もかく切りこまれては辭することができない。「甚だ善し」とその場をつくろつた。そこで成龍等は馳せて漢江に至り、船八十餘艘を收めて歸り、如松に報じて曰く、

「船已に辨ず、兵渡るべし。」

と如松はこれを聞いて亦奈何ともすることができず、舍弟李如柏に命じて追ふまねをさせた、如柏は兵一萬を率ゐて漢江に出で、兵が悉く渡つた時、にはかに足疾に罹つたと告げて、轎に乗つて京城に歸つた。こゝにおいて兵も亦みな還つて來た。この時經略使宋應昌は、平壤に在つて如松に兵を進むべきを命じた。けだし彼れも亦我が軍と戦はんとせず、只だ進軍して以て卑怯の名を取らざらんとしたものである。五月、如松は應昌の言に従つて兵を率ゐて開慶に至つたが、たちまち又回へした。時に沈惟敬は和議の事を以て我軍中に在つた。そこで明軍の追ひ來るを見て講和の妨害となるを恐れ、使を遣はして如松に追ふことなきよう稟請し、明廷も亦既に我が軍の京城を引揚げたのを聞いて、明軍に撤退歸國を命じた。然るに應昌は殊更に言を盛んにして上疏して曰く、

「釜山は南海に瀕すといへども、なほ朝鮮の境である、倭は我れの兵を罷むるを覘ひ、突入再び犯すが如きことあれば、朝鮮支へず、前功盡く棄てられたも同然、關白の朝鮮を圖るは、意實に中國に在る、我れの朝鮮を救ふは唯だ屬國の爲めに非ず、朝鮮固ければ、東、葡遼を保ち、京師泰山より鞏し、今日兵を發して協守するを第一の策となす。即ち撤を議するは、宜しく少しく時日を需め、

倭の盡く歸るを俟ち、量留防戍すべし。」

と明廷では固より應昌の意中を知らない。そのいふところには一理がある。こゝにおいて彼に命じて善後を措置させた。應昌は心になきことを獻言したが命の至つた以上は已むを得ない。六月劉綎を大邱に、宗文斌を南原に、王必廸を尙州に駐め、以て我が軍に備へた。我が軍はこの時既に釜山に引揚げ、慶尙全羅の沿海に連つて、北は蔚山、西生浦より東は熊川、巨濟島に及んで分屯し、首尾凡て十六屯、しかして各々田を作つて以て持久の策を取つた。これは講和の成否に備ふるための對策であつた。明軍が大邱、南原等に駐したのも、我れのこの分屯に對する抗拒的態度を示したものである。

こゝに至つて少しく彼我の一進一退における行動に就いて敘説を要すべきものがある。我が軍が釜山を引揚げた裏面の事情は、京城に在つては糧餉が繼がないのと明軍が大舉して至らば支替し難かつた二點に在る。しかも表面の理由は、講和のために休戦すると同時に、明軍のしばしば希望せる釜山まで退却せよとの注文に應じたものである。明軍に在つては我が軍が退却すると同時に亦禮を守つて追躡的態度に出づべきでない。然るに明軍は兵を大邱に進めて我が軍と對峙した。これ甚だしき失當の舉措である。この失當の舉措を取つたわけは何であるか。朝鮮の各臣が迫まつて止まなかつたこと、應昌が卑怯の名を取らないやうにとしたことに由るものである。故に兵は進めたが、決して戰意はない。且つ明廷では師を朝鮮に暴露すること七八月にして早くも軍費に窮し、朝鮮をして明軍の糧餉を自辨せしめ、應昌も亦暫くすると明廷に請ふに兵一萬五千を留めてその餘を悉く撤回すべきを以てした。これに由つて前日の上疏が本氣の沙汰でないことを知ることができる。要するに我が軍の京

城引揚後における明軍の態度は、我れに禮なきと同時に又、その本國に對し、敢て伴つて強がりを見せに過ぎなかつた。

一五六 前大陸遠征 (三)

明使迎送 (一)

行長が釜山に還るや、沈惟敬はこの時、既に謝用梓、徐一貫の二使と共に行長の營にゐた。これより先行長は講和のことを太閤に報じてその許諾を得てゐた。こゝにおいて五月八日、三成等三監軍と共に明使を誘導して釜山を發し、同月十五日名護屋に歸着した。

明使の名護屋に着するや、太閤は家康・利家に命じてその營に宿し、二卿をしてこれが接伴使たらしめ、五月二十三日を以て對面した。その光景に至つては少しく敘して大英雄の面目を見なければならぬ。すなはち太閤が明使を引見したのは、名護屋城中の大廣間であつて、明使が獻ぐる方物を納め、終つて三獻の式を以て宴を賜うたが、この時家康・利家・秀勝・秀俊・景勝等は太閤の左右に陪し、信秀・勝雄・左京等十三人は次室に控へた。そして宴が終ると、黄金の茶室に招いて、太閤親ら茶を點じて與へ、日暮れて又晚餐を賜うた。當日なほ明使に恩賜があつたが、その目錄を見るに長光・助光の太刀各一口、銀子三百枚宛、小袖二十重宛、帷子三十宛であつた。そして隨員にもとて銀子五百枚、筒服百を下された。

太閤が明使を款待したことはこればかりに止まらなかつた。その六月名護屋を辭するまで家康・利

家の外に淺野長政・建部壽徳・小西如清・太田和泉守・觀音寺江州にも命じて交々明使をその館に宿泊させ、三成・長盛・吉繼・行長等十二人をその接伴使に命じ親切丁寧ならざるなく、ある時の如きは太閤親ら明使を誘ひ船を泛べて名護屋灣内の風景を賞し明使をしてすつかり客念を洗はせた。すなはち六月九日のことであつた、諸侯をして數百艘の大船に諸侯銘々の紋章を附した幕を引き或は旗或は幟を立て、船中を飾り、今のはゆる満艦飾をさせて數十の水夫をして欸乃の聲、おもしろく遙に海上をさして漕がしめた。當日の太閤の扮装はどうであつたか、華麗な美服を輕ろやかにまとひ、今のはゆるお召艦當時のいはゆる御座船に坐し、茜の羽織を着た三百餘人の仲間に、金色燦爛たる長槍、十文字の長刀を持たせ、老いたるは若く装はせ、若きは各々好みに任せ、船艦遙に海上に出づるや、酒を出して海上の宴を張り、興至るや好きの道なる能を催ほし、觀世、金春等の能役者に、得意のもの數番を舞はせた。甫庵はこれを記して曰く、

「音曲海上に響き渡り龍神も感應ありげに覺えてけり。」

と實に千古の英雄が一世の名匠に、名護屋灣上、波靜かなるところに舞はせたものである。龍神にしてみましたならば何とて感應せずにおくものか。明使もこれを見て首を稽げ、眉を垂れ、たゞく感じあつたといふことである。けだし太閤でなくてはかゝる豪壯な舟遊はなく、かゝる非常な款待はない。

太閤はなほ明使がいよ／＼辭して歸らんとすると、生絹の摺薄、帷子二重宛、辻が花染帷十重宛、淺黄の表紋上品の帷廿宛、挽茶三箇、眞壺一箇、きりさきの旗二本、白米五百俵、諸白樽百、雁鴨二

百、雞二百を與へ。なほ欲するものあらば、何にても與ふべし、敢て辭するなと告げた。明使もこゝに至つて太閤が款待の誠盡し、情至れるを感知したばかりでなく、しばしその豪華に驚歎したといふことである。當時明使の一人は名護屋の風景を詠んで曰く、

重疊青山湖水長。無邊綠樹顯新粧。

遠來日本傳明詔。遙出大唐報聖光。

水碧沙平迎日影。雨微煙暗送斜陽。

回頭千態皆湘景。不覺斯身在異鄉。

一五七 前大陸遠征 (二三)

明使迎送 (二)

明使が名護屋に來たのは四月十五日で、歸國の途に就いたのが六月末である。その滞在日數がかくも四十餘日に及んだのはどうした理由にもとづいたか。人の不審に思ふところであるが。これは講和の條件を京師の關白秀次に報じ、秀次から更に天子に奏して勅許を得たなど、名護屋と京師との間の住復に多くの日子を要したからである。すなはち當時太閤が沈惟敬に與へた朱章に曰ふ、

「急に瓊報を裁すべしといへども、前年關白の職を秀次に委ぬ、秀次これを天聽に達すべし、予が思慮に任せて大事を決すべしといへども、大綱を紊らざるは世の禮なり、王京のこの地を去るや水雲遼遠、使者も豪輿を營中に停むれば、直に侍臣に命じて羽檄を馳せたり、書相達すれば回報すべし。」

と「予が思慮に任せて大事を決すべしといへども大綱を紊らざるは世の禮なり」とは義理を明かにし、綱紀を弛廢せしめざるものであつて、太閤の太閤たるところを見るに足るものである。

太閤が明使を還したのは、京師より勅許の下つてからの後である。太閤が勅許を得て明使に與へた講和條件なるものは果して如何のものであつたらうか、屈辱外交は日本古來の通弊である。この條件も亦屈辱的であつたか、否か、太閤が朱章して明使に示したものは斷じて屈辱的ではなかつた。さすがは太閤である、無理は固より言はずして極めて穩和に出たものゝ、國威を失墜せざるはもちろん利權の獲得も亦忘れなかつた。すなはち條件は左の如し。

大明日本和平條件

- 一、和平誓約相違無ければ、天地縦ひ盡くると雖も改變ある可らざるなり、然らば即ち大明皇帝の賢女を迎へて、日本の后妃に備ふ可き事
- 一、兩國年來間隙に依りて、勘合近年斷絶せり、此の時之れを改め官船商船往來あるべき事
- 一、大明日本通好變更ある可からざる旨兩國朝權の大官、互に誓詞を題す可き事
- 一、朝鮮には前驅を遣はし之れを追伐せり、今に至りて、彌々國家を鎮め百姓を安んずる爲め、良將を遣はす可しと雖も、此の條目件々領納するに於ては、朝鮮の逆意を顧みず、大明に對し、八道を割分し四道並に國城を以て、朝鮮國王に還す可し、且つ又本年朝鮮より三使を差し、木瓜の好を投じたることもあれば、餘蘊は四人の口實に付す
- 一、四道は既に之れを返投す、然らば則ち朝鮮王子並に大臣一兩員質となりて渡海ある可き事
- 一、去年朝鮮の王子二人、前驅の者、之れを生擒す、其の人凡に非ざる間和平に混ぜず、爲めに四人は沈遊擊

に度し、舊國に歸す可き事

一、朝鮮國王の權臣、累世違却ある可らざるの旨、誓詞に之れを書す可し、此の旨趣の如く、四人は大明の勅使に向ひ、縷々之を陳說す可きものなり（原文は漢文今直譯す）

文祿一年癸巳六月廿八日

朱印

石田治郎少輔

増田右衛門尉

大谷刑部少輔

小西攝津守

これを太閤當初の意氣に照らして見る時は固より大いに軟弱である。然れども當時の戦情は太閤が當初の意氣を徹すことを容さなかつた。軟弱とは知りつゝもこゝに出でざるを得なかつた歟。しかもなほこの條件は前敍の如く國威を失墜せず、利權の獲得を忘れざるものである。讓歩的條件と見れば忍ばれないことはない、朝鮮の四道を還附するも四道は領略するといひ、王子大臣を質に取るといひ、且つそれ明の皇女を我が后妃に備ふべしといふが如きは、彼れの意氣なほ存すといはねばならぬ。皇女を后妃に備へよといふことは、これを文字通りに解釋すれば何の感想も起らないが、立ち入つて推察すればこれ實に名を后妃に藉つて明より質子を取るのである、既に質子を取るの意に出てるからは、或はむしろ強硬の條件といはれないものでもない、若しそれ生擒せる二王子を和談の間に取り入る、著者は當時の事情を推察してこの條件の決して穩當ならざるなきを信ずる。

一五八 前大陸遠征 (二四)

明使迎送 (三)

太閤は明使に對し、講和條件の書に附するになほ一書を以てした。その書こそ太閤が得意の英雄術を振り回したものである。すなはち左の如し。

大明勅使に對し告報す可きの條目

一、夫れ日本は神國なり、即ち天帝なり、天帝即ち神なり、全く差ふことなし、之れに依りて國俗、神代に需め、風度、王法を崇め、天を體し地に則る、言あり令あり、然りと雖も風移り俗易りて朝命を輕んじ、英雄權を争ひ鄰國分崩す、予が慈母懷胎の初め日輪胎中に入るを夢み、覺めて後驚愕して相士に即きてこれを卜す、曰く天に二日無く德輝四海に彌るの喜瑞なり、と故に壯年に及びて、夙夜に世を憂ひ、國を愁ひ、再び聖明を神代に會復して威名を萬代に遺さん、とこれを思うて止まず、わづかに十有一年を経て、凶徒姦黨を族滅し、城を攻めて拔かざるなく、敵陣廢せざるなく、乖心ある者、自ら消亡す、しかして國富み家親み、民その所を得て、心の會する所遂げざるなし、予が力に非ず天の援くる所なり。

一、日本の賊船年來、大明國に入り、處々に横行して寇を成すと雖も予曾て日光、天下を照臨するの先兆あるに依り、八極を匡正せんと欲し、既にして遠島邊陲、海路平穩、通貫して障礙なくこれを制禁す、大明も亦希ふ所に非ずや、何が故に謝詞を伸べざるぞ、けだし吾が朝は小國なり、これを輕んじこれを侮るか。故を以て兵を將みて大明を征せむと欲す、然るに朝鮮機を見て、三使を差遣し、鄰國に結び隣丁を允し、前軍渡海の時糧道を塞ぐ可からず、兵路を遮る可からざるの旨、これを約して歸れり。

一、大明日本合同の事朝鮮より、大明に至りてこれを啓達し、三年の内に報告に及ぶ可し、約年の間は、干戈

を僣す可き旨、これを諾す、年期已に相ひ過ぐと雖も是非の告報なし、朝鮮の妄言なり、その罪逃るべけんや、各々己より出づ、これを怨みて攻むる所は、遠約の旨を匡さんと欲するなり、是に於て役備はるや、城を築き壘を高くしてこれを防げども、前驕寡を以て撃ち、多々その首を刎ぬ、疲散の群卒、林に伏し、燧臂を待み、蟹戈を擧げ、隙を窺ふといへども、鉞を交ゆれば即ち潰散す、北ぐるを追うて數千人を討ち、國城も亦一炬にして焦土と成れり。

一、大明國、朝鮮の急難を救ひ、しかして利を失ふ、これも亦鮮に反間の故たり、この時に於て大明の使兩人日本の名護屋に來りて、大明の綸言を説く、これに答ふるに七件を以てす、別幅に見よ、四人はこれを演説すべし、返章に間あるべくば、諸軍の渡海を相ひ追うて遲速すべきものなり。(原漢文直譯)

六月廿七日

朱印

石田治部少輔

増田右衛門尉

大谷刑部少輔

小西攝津守

漢の高祖以來二千年、支那においては、各世各代少しく俊れたものは必ず奇瑞を談つてゐる。支那は神異譚の老家である。太閤がその本家に對^{して}て奇瑞を説くとは少々押し強い話ではある。明使は果して何と感じたか、富山の風藥ほどにもきゝめはなかつたらう。けだしこの意氣あればこそ彼れは世界混一の志を遂行せんとしたのである。且つそれ海内を平定し、延いて海外に寇するものを滅し、以て四海を靜穩にした。然るに明國はこれに對して何等謝意を表するなきは甚だ以て不都合である。日本小國なるが故に輕侮して然るか、師を出して征せんと欲するその意實にこゝに在りといふに至つ

ては、外交的辭令の間にも、又明國を睥睨するの概がある。

この書は講和條件の内容説明ではない、太閤自ら天が太閤をこの土に下す所以の徒爾ならざるを述べ、証明討論の理由を説き、以て明使に提示した外交的宣言である。証明討論の理由を説くに當り、當初の意氣はないが、一段高處に立つて敵手を睥睨するの概あるところ、彼れが飽くまで世界混一の志懷の燃ゆるが如きものあるを看取すべきである。

この書は既に講和條件の説明に非ずして明使に提示せる外交的宣言に過ぎない。こゝにおいてか太閤は更に別に明王に與ふるの書を草して特に條件に就いて主張するところあつた曰く

日本國豊臣秀吉、書を大明皇帝足下に奉る、明帝と我が國と親和す、若し僞はらざれば、吾れも亦何ぞ背盟せんや、山嶽河帶、相比す可きものか、然らば則ち大明皇帝の叔女を遣へて、本朝の皇妃に備ふ可し、兩國年來相ひ毒螫を爲す、故に邇年勘合船を贈らず、今若し和平の事就らば、必ず之れを遣はす可し、和親終はるの後兩國の權臣、共に誓詞を通せんのみ、吾れ去年より、驍將數輩を遣はして朝鮮を征伐し、其の都邑を蕩平し、其の人民を處刑す、而かも今貴國にして、悉く吾が言を取らば、朝鮮の罪逆を顧みず、其八道を割き四道を以て李^李松^松に授け、其餘の四道は吾れ之を領せんのみ、若し四道を授くれば、朝鮮の王子及び大臣二人をして日本に質たらしめんのみ、貴國其れ訝る勿れ。

一五九 前大陸遠征 (二五)

明使迎送 (四)

太閤が書を明主に與ふるや、大に讓歩はしたが、それでもなほ且つその意氣を失はなかつたことは、

もちろん、國威を失墜することもなく、朝鮮の八道中その四道を我れにおいて割取るとはいはず、かへつて逆に彼れに四道を還附するといつて飽くまで原告の地位を失はなかつた。然るに太閤がかゝる意味も明使には徹底せず、延いて明廷にも知悉せしむることを得ず、遂に後世庸愚の輩にまで哂笑を恣にせしむるに至つたのは何の故か。こゝは實に行長・三成等が沈惟敬と密約したものがあつたからである。密約とは何ぞ、封王、入貢のことがそれである。

行長等と惟敬の間における封王・入貢の密約は何れの日に結ばれたか、或は最初平壤において結ばれたといひ、或は京城に再會の時に於いて結ばれたといひ、未だ何れの日たるを知ることができない。しかしその事の確在はこれを名護屋において行長等が明使に與へた文書に徴することができる。曰く
芬玉副常牧溪等眞畫日本所 秘也。太閤亦秘在焉。供一麾下一覽。請證其眞畫可也。願觀之。日本爲寶以名畫筆二者。大明人素聞也不聞也。以畫名家者甚多。不知貴國最愛者是誰之畫也。以芬玉副常爲第一。以馬圖爲第二。以常牧溪爲第三。中國有之若愛。當下三種極眞妙者爲送。然則(則)出太閤所 秘之名畫供一覽如何。妙所少三軸。二使回中國。遍求大方家。必得以送。太閤不敢虛謬也。乞以所少之名畫知朝鮮全羅慶尙兩道之士卒。開路過先鋒。而各造路。是朝鮮虛誕也。故至兩道則未收兵。待大明和親之實而收兵者必矣。(美)虛誕之朝鮮。大明亦豈不誅之乎。日本聞和親實。遂結屬國之約。則以日本爲先關。伐驍韃。何不歸大明之掌握乎。日本粉骨碎身。欲酬大明皇帝。是承示。太閤之意。言々中肯啓。予心甚服。朝鮮虛誕朝廷實坐不穩。又不能無疑。故遣使求觀眞否。今一聞云。已潤於胸中。即覽之意。奏朝廷。命下三法司科道面議。諒不經也。再差使來會貴國方知此。予言爲不謬。且圖太閤遊玩之興何如。倘太閤以二使之言不可信。請借寶劍一剖。心以觀之。死無悔也。多言心多過。不敢復措詞矣。今日初通情思。互知誠心。然則自是而有無和親之儀。則鑿任二使媒介。客中常着裝衣。伴譯

師來。娶者。是太閤所欲也。片時要項俾麾下歸國。以日本誠心奏天朝。而雖欲聞和親之實。因待吾一玉回命。留寨於此營之外。無他意。請思。旃收兵之遲。必在天朝震怒者。太閤之忠誠可達之天地。歸奏天子。嘉悅必矣。若有驍韃之禍。持遣使來請。貴國之兵助之亦可。但今歸者已十年。于茲九邊清寧天下太平。城又得貴國通和千萬年之美事。可嘉可尚。何樂如之。今日請於問答之處。知太閤之意無偽詐。太閤又知二使誠心。互知人龜鑑在于茲哉。全羅慶尙兩道居士先開路。驟雪降。明遣以網糧道。是一時遺恨也。故若遣兵於兩道。麾下以太閤誠心奏天朝。連示和親之實。日本若不見其實。則爭收兵乎。太閤以三成長盛吉備行長。爲誠心之臣。諸般之事。與四人其誠之。其稀者誠心之臣也。今視兩麾下。俱天朝誠心之臣也。太閤視四臣。猶天朝視二使者必矣。請他日莫昧太閤所視好矣。思旃。太閤即死於方劍之下矣。殿下報麾下。先是三年告朝鮮王曰。於大明有訴事。朝鮮達之於大明可也。于越朝鮮差三使。點頭矣。三年之間雖待之。遂不聞其實。故起兵者全不。犯大明。只起兵而欲陳早臆而已。此(明)朝鮮遮路故使兵伐朝鮮。蓋是起自朝鮮。訛日本之處。天朝今差二使。命爲屬國。此事若憤朝鮮虛誕。太閤直入遼東。具以訴事達天聽。二使歸去。以此意轉奏而無虛誕。則和親之策何加焉。思旃。貴國欲通中國之情。去年八月先鋒已(達)於沈遊擊。沈遊擊回奏天子。文武皆信。(奈何)朝鮮不以實言。是以誤事。今差二使來會太閤。正欲求其實情。(何如)並承示知與先鋒之言。若出一口。則無虛誕可知。而二國之和好萬年不窮矣。予輩何大幸矣。即歸奏太閤殿下美意也。太閤以和親大概。實在懷裏。雖然私而決之。則似無天王及關白。故馳使告之。其大概件。則今出供一覽。以所看。請傳奏。示和親之實。則可也。頃日或使或書而難問之。太閤猶疑焉。今於面前。傳于僧書問之。初信麾下所答。太閤以二使所說。爲大明執政者所說。毫髮不書虛誕者。是太閤所欲也。請以太閤書。置之手裏。爲實誕。又太閤以麾下書。留之箱中。爲實誕。思旃。蓋是太閤之意也。大明若憤朝鮮虛誕。則日本怨恨益深而難致忠誠。速以麾下之意。顯和親之實。而俾太閤歷覽北京及處々名區。則是麾下良謀

乎。向所^{ヤナニ}謂^ル在^ル懷裏^ニ之大概^{ナリ}。凡^ソ今^ノ所^レ書^ク惟^レ同^シ。重^テ供^ヒ一^ニ覽^ス。今日^ノ先^ニ開^カ焉^カ。

五月廿八日

石田治部少輔三成
増田右衛門尉長盛
大谷刑部少輔吉繼
小西攝津守行長

とこれである。この文は甫庵太閤記に載つてゐるが、文法正しからず、措辭拙劣、誤寫の疑も少なく、従つて晦澁難解、甫庵自身さへ、訓點を謬つたところが多くしてその意が通じない。筆者は七八讀の後、漸くにして少しく通ずることを得た。そこで訓點を新たにしてその意を通ぜしむることにつとめた。けだし書意の要は圈點を附したところに在る。すなはちその屬國の約を結ばゞ、日本先驅となつて韃靼を伐たんといへるもの、これ日本が明の附庸となつた曉には明のために討韃軍の先鋒とならうとの意味である。けだし當時明は胡虜の侵すところとなつて甚だ惱んでゐた。胡虜とは滿人であつて清朝の祖先のことである。その韃靼の禍あらば特に使を遣はして來り請へよ、貴國の兵のこれを手くるも亦可ならん、といへるは、明における胡虜の禍を再説したもので、胡虜の禍これあらば速に特使を遣はして來り請へよ、日本は必ず精兵を出してこれを撃滅せん。その時明兵も亦出でて吾軍を援助するも可なりとの意味である。その大明に訴事あり云々とは日明の交通は久しく絶えてゐる、日本すなはち明廷に訴へて通交を復せんと欲し、朝鮮に對し先づ我意のある處を明國に傳ふるの媒介をなせよと告げたが、朝鮮は使者を差してこれを承諾しながら三年に及ぶも音沙汰なし、故に兵を起せ

るは明國を侵すの計畫ではなかつた。兵を以て朝鮮を攻めて通路を開き北京に至つて意のある處を陳ぜんと欲したばかりである。然るに今や明國は二人の使者を遣はして命じて我が日本を明の屬國となす、こゝにおいて我願は足つた。然れども明國がなせるところのこの事が若し朝鮮のさきになせるところの如く虚偽を以て我を誑^まからんとするものであつては、太閤は直に親ら遼東に行いて具奏するであらう。二使が歸つてこの意を奏して偽りなき時は兩國和親の策、これに如くものはないとの意である。

日本を擧げて明の屬國となさんとす。これ豈に太閤の心であるか。甚しいではないか賣國此に至つては。彼れ行長等が事のこゝに至つたわけは、恐明病に罹つたからであり、戰爭に倦んだからであり内治論者だからである。それにしても甚だしいではないか。その卑屈が一にこゝに至つては、そして太閤は實にこれを知らなかつたのである。行長等は太閤をして表面その講和條件及明王に與ふる書を提示せしめ、裏面において沈惟敬及び二使との間に封王入貢の二事のみを密約したものではなからう歟。前掲の二使に與へた行長等の書に據つてこれを推斷するに難くない。けだしこれ實に「老爺は八釜敷屋だから、封王入貢のことは内緒で議定し、できた後で押し付けやうではないか」と行長・三成等が擬議してのことであつたらう。

一六〇 前大陸遠征 (二六)

明使迎送 (五)

一方には讓歩的とはいひながら、兎に角堂々たる條件を提出したるに拘はらず、他方にて、國辱的條件を密約し、そして小西如安なる行長の一祕書を添へて明使を遣還した。その講和の成立すべからざることはこの時において既に知れてゐた。こは實に六月末のことであつた。これより先、沈惟敬は二使に先つて名護屋を去つた。それは釜山において王子を受取り、京城に還送のためであつた。

猛きこと夜叉に似て兒童怖れ、慈なること菩薩の如く俘虜を感じしむとは山陽が清正を歌つたところだが、これは清正が王子を優遇すること甚だ厚かつたことをいつたものである。すなはち王子放還の一條は明使遣還に繋けて敘述を漏らすべきでない。初め清正が王子を捕へて安邊に置き、京城に伴ひ、釜山に留めるとき、名護屋に護送して日本にをらせやうと思つた。そして又考へた。深宮に長成して孱弱婦女子の如きものを異郷におくのは情なきことであると、そこで太閤に王子を釜山に留置し、たしと請うた。情に厚いこと人一倍の太閤はこれを許容しないなどいふことはない。直に允許を與へて清正の意のまゝにさせた。こゝにおいて清正は依然王子を釜山に留めて優遇し、そして後太閤の命に由つて行長に渡したのであつた。行長に渡したのは外ではない、惟敬が行長に清正から王子を受取り置くべきを請ひ、その旨太閤から清正に命令があつたからであるといふ。

王子及妃・陪官等が惟敬に従つて釜山を去らんとするときのことである。王子は清正に左の如き一書を寄せた。

兩王子臨海君・順和君兩府夫人兩王子陪官長溪君時 上洛君・行護軍・大將南兵使時等、壬辰の年七月廿四日より日本大將軍主計頭清正に虜にせられ、城に入りて相見ゆ、即ち禮遇を加へ一行下人並衣類を給ひ、撫恤

頗る至る、また關白殿下上關を指すに稟し釜山浦に到りて還た京城に放還を許す、其慈悲佛の如し、眞箇日本中の好人なり、況んや素聞く、關白殿下雄傑比なく、四隣みな之れを畏る、且つ分別を善くし、隣國の王子諸官を待つに、稍舊意を存し、其の渡海を懇み京に復らしむ、其恩厚此の海と俱に深し一行の人其れ敢て或は忘れ、後日若し日本及主計頭に對し、復び雜談を爲し少しにても背負の意あらば、人情に非ざるなり、天地鬼神共に之を知る、修好の日書を通じ情事を寄す(直譯)

萬曆廿一年六月初二日

行護軍

順和君

南兵使

臨海君

長溪君

この書は優遇を感謝して復び背かざるを約せる誓書である。由來鮮人・支人はウソを吐くこと平氣である。ウソを吐くことの平氣なのは羞恥の心がなからである。こゝにおいて百の誓書を入れ、萬の謝狀を寄するとも何等顧みるに足らない、しかし王子のこの書だけは決して同様に扱ふべきものでない。しかしこゝでは王子の忘恩奴でないことをいふよりは、清正の寛容撫恤の如何に彼等をして感動せしめたかを見た方がよい。すなはち二王子が京城に歸るや、清正の廟を營んでこれに清正の畫像を安置し、牲物を獻げ、祭文を読み、稱して曰く「生祠を祭奠し輕薄の者を誡むるなり」と、死して神となるは古來珍しくはない。生前、神としてしかも異郷の人に祭らるゝとは、滅多に聞かないことではないか。

嘗てナポレオンが露國に大敗するや、露は佛兵を虜にして虐遇すること非常なものであつた。それがために容易ならぬ人道問題であるとして識者の間に非難轟々、遂にヘーゲにおいてこれに關する諸國の平和條約締結となつた。然してこれから漸く俘虜待遇の改善を見るに至つたのである。文明國と誇稱する歐洲諸國にしてなほ且つ俘虜待遇の改善が、かくして僅に百年の上を出でない。然るに我が日本に在つてはこれより溯ることなほ二百有餘年の昔時において疾く既に歐米諸國もなほ及ばざる實跡がある。博愛は日本國民の天性であり、仁慈は大和民族の賦性である。清正の博愛仁慈の如きは我が國民性を代表したるその一例に過ぎないのである。すなはち兩王子が鍋島直茂に送つた數通の書の如きも亦直茂が仁慈の性を證したものであつて、兩王子が如何に感謝してゐたかを見るに足り、その仁慈の性が決してひとり清正ばかりに見られたものでないことが證されるではないか。

一六一 前大陸遠征 (二七)

晋州城鏖戦 (上)

明使未だ西に去らず、和議進行の道程に在るの時に當つて、太閤は如水と彈正長野とを朝鮮に遣はし、秀家に命じて晋州城を屠らせた。

如水と彈正の二使は、釜山に渡つて秀家に會し、太閤の命を傳へて、秀家をして諸將に令せしめ、二使は參謀となつて秀家に従ひ、六月十四日釜山を發して晋州に向つた。これより先、諸將は秀家の令を受けて各々釜山に集まり、そして秀家と共に行つた。二十日各軍は晋州境上に迫り、二十九日晋

城を攻落した。

この役の先鋒は清正と行長であつて黒田長政・淺野幸長・毛利秀元・小早川隆景・伊達政宗・島津義弘・鍋島直茂・長曾我部元親・蜂須賀家政・立花宗茂等これに續いた。しかして晋城を攻圍するや長政・幸長は清正・行長と共に城南より、秀元・隆景・政宗は城西より秀家・義弘・直茂・元親・家政・宗茂は城東から肉薄した。

初め行長は和議進行の途中に在るの故を以てこの攻戰を好まなかつた。沈惟敬が王子を伴うて京城に還らんとするに當り、梁山に餞していふ、

「太閤はさきに遣兵が晋州で挫かれたるを憤り、諸將に命じて平夷せむとする。我れはこれを止めんとしたが清正が聽かない。日本の兵が晋州に向つたら城を放棄し、決して戰つてはいけぬ。これ人をして活かしむるの道である。」

と惟敬も亦この戰が和議の妨害となることを恐れ、行いて善山に至つたとき、このことを鮮將に告げた。然かも鮮將は惟敬の言を肯じなかつた。そして我が軍が咸安に至るに及んで大に驚き、俄に軍を催した。當時晋城は金時敏既に死してあらず、徐禮元と稱するものが代はつて牧使となつてゐた。その急を聞くに及んで倡義使・金千鎰・忠清兵使黃進・副將張潤・義兵將繼璉・義兵將閔汝雲の援を得て守城した。

行長・清正の先鋒が水陸より進み、十六日咸安に殺到するや、李權・權慄等萬餘の兵を以てこゝにゐたが、我が軍の至るを聞いて戰はずして潰走し、逃げ後れたものはみな我軍の蹂躪するところとな

つた。我が軍は戦はずして咸安を取り、火を放ちて咸安を蕩滅するや、李權は宜寧に走つて諸將を聚めて曰く、

「敵は必ず晋州を陥るゝであらう。本道の兵を加入して聲援を添ゆべし。」

と郭再佑はすして曰く、
「今や敵兵は盛銳である。天下能くこれに當るなし。三里の孤城何ぞ能く守らんや、ましてや諸軍が悉く入城せば内外應援の勢なし、吾は當に外に在つて援けをなさう。城に入ることは欲しない。」

と右監司金勸なるもの、これを聞いて大に怒り、
「將軍、大將の令に従はずして、軍律を奈何する。」

と再佑も亦怒つて反駁して曰く、
「一身の死生は固より惜むに足らない、百戰の軍卒を棄つるに忍びないのである。吾れはむしろ死を決して城に入らないのだ。」

とこゝにおいて李權は再佑に鼎嶺律を守らせた。しかして我軍が咸安から長驅して鼎嶺津を渡ると、再佑は前日の言に似ず、勢、敵すべからずとして退走し、李權も亦退走して山陰に向つた。我が軍はこれを見て宜寧を焼き拂ひ、十九日宜寧を發して晋州に迫つた。その勢は火の如く山の崩るゝが如くその聲は天地を撼かした。

我が軍が未だ晋城に達せざるに當り、城中の諸將、倉穀を検して數十萬斛を得、手を拍つて喜んで曰く、城高く地險に、糧周く械足る、これ正に力を效すの地である。としかして全羅の兵使宣居怡等

がいたつて退くに如かざるをいふや、千鎰は大いに怒り、その腑甲斐なきを護め、敢て防守すべきを主張した。

二十二日、我軍は突至して晋城を圍み、諸將は前敵の方面より急攻して已まず、攻聲天地に震ひ、彈丸雨雹の如く、敵食ふに暇あらず、息むの閑なく、我銃丸を蒙りて死するもの相ひ枕し、將士疲困して殆どなすところを知らなかつたほどである。然れども險に據れる城のことゝて輒くは拔けない。

一六二 前大陸遠征 (二八)

晋州城壁戰 (下)

鮮人は曰つた「清正の過ぐる所、地は赤く山川變ず」とまことに清正の兵を用ふるや、城焚かざるなく、山撃たざるなく、河川には架橋を見ざるなく、城池山川ことごとく舊態を留めないほどである。彼れは作戰計畫に長ぜるものであつて殊に土功家なるだけに、工兵作業に妙を得たものであらう。百戰の諸將が豪猛の兵を督し、火を縱ち壕を填めて數日攻撃するも、險に據れる堅城は容易に抜けない。こゝにおいて清正は一計を案じた。すなはち龜甲車と稱する裝甲車を作つてこれに決死隊を乗せ、城に押し寄せて城足を穿ち、樓櫓を崩壊して突入せんとしたのである。龜甲車とは車蓋を龜甲の如くし牛革を以てこれを包めるものである。古は印度・波斯・希臘・羅馬等において巨象を武装して敵陣に突入し、今は亦世界の大戦に英軍が裝甲車俗にタンクと名くと稱するものを案出し、その車は熾んに敵陣を蹂躪した。然かもこれ等はみなその野戦に用ふるもの、清正のはこれと異なり攻城用である。今のいは

ゆるタンクはもとより巨象から思ひついたものであらうが、清正の龜甲車に至つては巨象に勝り、タンクにも亦先驅をなし、殊に攻城用であるだけに、それよりもその工夫において既に一步を進めてゐた。

清正は龜甲車ができて決死隊を城足に薄らすや、敵はこれを撃破せんとて城上より矢石を下すこと雨の如し。しかも我が兵は既に死を決せる勇士である、平然として城足穿撃の作業に従事した、そして作業が漸く終はると、樓櫓は俄然として崩壊し、敵はその守を失つた。森本儀太夫これを見て一番に乗り入り、飯田覺兵衛これに次ぎ、清正・長政亦繼いで至り、諸將も馳せて競ひ入つた。

これより先、禮元は城の焚けるを見て、畏怖顛倒し、又馬に騎り、涕泣して去らんとする。兵使崔慶會はこれを見て大に怒り、禮元を斬らんとしたが、止めて張潤を將となし、力を極めて戦つた。既にして我軍が城に登るや、禮元は走つて江中に飛びこんだ。我軍はこれを逐うて江中で禮元の首を取つた。その前、禮元が走り去るや城兵は潰散して收拾すべからず、この機に乗じて我軍は劍を揮つて踊躍し、人觸るれば人を斬り、馬觸るれば馬を斬り、奮撃突戦、向ふ處敵なき武者振りであつた。この時千益は善く戦ひ、遂に策の施すなきに至るや、その子象乾と相ひ抱いて江に投じて死んだ。城兵も潰散するやみな江に投じてしまつた。我軍は逃ぐるを追うて悉く斫つて棄て、かくして城は全く陥つた。鮮人の記するところに據れば、我軍がこの役において人を殺すこと六萬に達し、人竭くるや牛馬鶏犬に及び、凡そ生あるもの戮せざるはなかつたとある。話半分に聞いたとしても大饗戦といふべきである。

初め我軍が晋州に向ふや、鮮廷はその急を聞いてこれを李如松に訴へた。如松は京城に在つて駱尙志・宋大斌・劉縱・吳惟忠に出援させたが、みな敵せざるの故を以て命を用ひない。查大受は南原に至つて尙志を拿へ、その罪を責めた。そして尙志が晋州に向ふや、我軍は既にゐなかつた。これより先、如松は更に惟敬を行長の營に遣はして曰く、

「予等和を許し未だ十日ならず、晋州の事あるは何ぞや。」
行長怒り、反詰して曰く、

「汝、和を請うて明兵の朝鮮に入る益々多きは何ぞや。」
惟敬はこれ聞いて語塞がり、走つて北京に還つた。

晋州の饗戦は實に文祿・慶長を通じての外役における大惨戦であつた。太閤が和議を開始しながら敢てこの惡戦をさせたといふことは何が故であつたらうか。

「最前せめそこない候城にて候條、一人も不_レ洩やうに、悉可_二討果_一事」

とは秀家等在鮮の諸將に與へた太閤の朱章に在る一句である。由つて以て見るときは一に前敗に憤れるものである。前敗に憤れるは外ではない、その敗戦が吾が武威に關係すること多大であるからである。果して秀家が牧使徐禮元の首を取つた岡本權之丞を以て、晋州陥落の報を太閤に上るや、太閤は欣然として朱章を秀家に與へて曰く、

「もくそ城責崩、一人も不_レ殘、悉討果趣、有様言上、被_二聞召_一候、日本之儀は不_レ及_レ申大明南蠻
迄之覺、無_二比類_一儀候」

と以てその晋城攻陥が一に武威を見さんと欲したものであつたことが知れるであらう。

和議を締結して置きながら晋城を攻撃するは亂暴だといふものがあり、又晋城の攻撃は斷じて亂暴でない、なぜなら講和は明と締結せるもので、朝鮮は與らないからだ。といふものがあるが著者はそのいづれもが當を得てゐないと斷言する。和議を締結したとはいへ、彼の時はなほ未だ締結せず、單に條件を提示したるに止まつてゐる。明と和して朝鮮は與らないといふが如きは三百口調たるに過ぎない。惟ふに太閤が和議進行の途中において晋城攻陥を敢行したのはその前敗に報復して武威を發揚するにあつたはもちろんだが、他に亦主要原因がある。それは晋城は全羅道に在つて、我が手に領略すべき四道の内に含まるゝものである。和議成立すれば當然吾が有となる。明において眞に和意あつて我條件を容るゝならば、早晩必ず攻陥しなければならぬ。今においてするも何かあるとはこれすなはち太閤の眞意であつたらう。彼が當時輝元に與へた朱章に曰ふ

「和平之儀、御勝手候者、可爲其分一候、不應御意候はゞ、被聞召一問敷候、所詮、無事和に不相構、最前如被仰遣候もくそ城取卷、悉討果、其上、城々普請等、入精可被申候」
とこの言は著者の推定に一段の強味を加ふるものである。

一六三 前大陸遠征 (二九)

明廷の紛論

沈惟敬は行長の逆振を食つて大に窮し、急ぎ北京に歸つて、石星に撤兵のことを請うた。星はこれ

を、もつとも、となし、劉綎、吳惟忠等の軍一萬餘を止め、その他はみな召還した。こゝにおいて李如松・宋應昌等は兵を引いて還り、我が軍も亦太閤の命に由つて、守備を置いて歸朝した。

初め惟敬が明使と共に北京に歸るや、太閤の降表だと稱して二通の書を明廷に上り、我れから與へた書狀は一通も奉げない。明廷の諸臣はこれを見て表文の措語が、太閤の手から出たものではないと疑ひ、議論沸騰した。しかく紛論を見たその降表とはどんなものであつたらうか。二通と記せるも今は傳はらず、その一通だけが『亂中雜錄』に載つてゐる。すなはち左の如きものである。

上聖普照文明、無微不悉、下國幽隱之曲、有求則鳴、茲瀝卑衷、仰于天聰、欽惟皇帝陛下、天佑一總、日清四方、皇極建而舞于羽于兩階、聖武照而柔遠人于萬國、天恩浩蕩、遍及遐邇之蒼生、日本微眇、咸作天朝之赤子、屢托朝鮮而轉達、竟爲秘密而不通、控訴無門、不得已而構怨、飲恨有日、非無謂而用兵、且朝鮮詐僞存心、及爾虛演宸聽、若日本忠貞自許、敢爲迎刃王師、遊擊惟敬忠輸明、而平壤預讓、豐臣行長輸誠向和、而界限不逾、誰謂朝鮮反間、構起戰爭、雖致我卒死傷、終無懷報、第王京惟敬舊約復申、日本諸將初心不易、還城郭、獻芻蕘、益見輸誠之悃、送諸臣、歸土地、用盡恭順之心、今差一將小西飛騨守、陳布赤心、冀得天朝龍章銀錫以爲日本鎮國寵榮、伏望廊日月照微之光、洪天地覆載之量、比照舊例、特賜藩王名號、臣等感知遇之洪休、若

高深之大造、增重鼎品、共作藩籬之臣、豈愛髮膚、永獻海邦之貢、祈皇基丕著於千年、祝聖壽延綿於萬歲。成る程この表を見るときは、その文字の使用文章の體裁、些の和臭なく到底當時の日本人の及ぶ藝當ではない。惟敬の僞作であること明にして、諸臣の看破することも亦必然である。太閤の明使に與へたのは平和條件七箇條と明使に告報の諭告文と平和條件説明書とも稱すべき明王に寄せた一書とこの三篇に過ぎない。彼の行長・三成等が封王入貢の密約書も單に明使の手許まで提示したに止まる。

彼の時に當つて降表と稱するものは全く一片もなかつたのである。然るに惟敬がこれを明廷に上り、議論益々沸騰するや、星が獨りこれを信じて敢て群議を排せんとしたは何故であらう。惟ふに星は惟敬からその實を聞いたが、惟敬と共に平和を冀ひ、惟敬と通謀して當初の目的を達することにのみつとめたものであらう。三成等三監軍が行長と通謀して太閤にも祕密に封王・入貢の事を決せんとしたやうに星も亦惟敬と通謀して明主の前を祕したものであらう。

明廷にはかねてから平和派と主戦派とがあつて、主戦派の勢力甚だ強く、日本討つべしの奏請が諸方より出た。その矢先に朝鮮から使者があつて、晋州攻陥の事を告げ、太閤の封貢を請ふは一時の詐謀である、斷じて許すべきでないといふ。こゝにおいて明主はその可否を諸臣に問ふたが、諸臣の多くは鮮使の言を眞なりとなし、石星派に反對した。けだし鮮使が來つてかくの如く告げたは日明にして相ひ和せば、朝鮮は當然分割されるものと慮つてのことである。惟敬等は堅く講和條件を祕したが、朝鮮においては薄々日本から提示した講和條件の内容を感知してゐた。そこで朝鮮は自國の立場から妨害の擧に出でたのであるが、それが爲めに講和はいよく行惱んだ。

これより先願養謙といふものが宋應昌に代つて經略使となつた。星の擧げたものだから、星と共に極力講和を主張した。そして明廷の内紛が容易に解けざるを感知するや、星と謀りて人を朝鮮に遣はし、利害を説いて鮮王をして講和の媒介者たらしめた。鮮王は固より好むところではないが、敢へて言はれれば亦如何ともしがたく、使を明廷に遣はして太閤に封貢を許し、同時に朝鮮を保たんことを請うた。明主は元來星を信ずることが厚いから、主戦派も亦當の朝鮮までが、腰を折るやうでは最早

爲すなし、和して封王を許すに如かないといふことになつた。こゝにおいて明主は我が使者の如安を引見することゝなつた。これが文祿三年十二月のことである。かくして明廷の紛論は漸く解けたが、明使の名護屋を去つてからこの時に到るまで十八ヶ月を費した。そして養謙は鮮王を動かしたが、その使者の來らざる以前に職を罷められ、星はしばしば弾劾された。これに由つても明廷が如何に紛論を重ねたかを察想し得る。惟敬の如きは、けだしその苦慮大概ではなかつたらう。

一六四 前大陸遠征 (三〇)

屈辱講和締結

明廷の紛論が漸く解けて、明主は如安を召すことゝなつた。これより先、如安は明使と共に歩いて明に入つたが、北京に入ることを許されず、遼東に留められて、そこにゐること、實に十八箇月に及んだ。

十二月七日、如安は明人に送られて北京に入つたが、石星に遇せらるゝこと王侯の如く、十一日鴻臚寺において謁見の作法を習ひ、十四日入つて謁した、その時明官は如安に親しく三個條を記させた、曰く、

- 一、釜山の日本人は准封の後、一人も敢て朝鮮に居留せず、又對馬に留まらず、速に本國に歸ること。
- 一、封王の外は、別に入貢通商を求むるを許さざること。
- 一、好を朝鮮に修め共に屬國となり、復び侵犯を爲さざること。

如安は筆を執つて右の三箇條を記し、明主は如安の筆札を納れて彼を館舎に還した。そして命を待たせて筆札を覽閱したが、疑義があるとして、十七日司禮監大監張誠をして、星等の群臣に左の如くいはせた。

「倭使の言を審にし、その詞にいたつてなほ未だ詳解すべからざるものがある、夷が封を請はゞ須くその情を得べきである。秀吉が爲に兵を以て朝鮮を侵掠し、戰敗するに及んで、なほ釜山を拒ぎて退かず、今又使を差して表を上り封を乞ふぞ。詳審を加へなければならぬ。先づ二官を遣はし、一は行長を諭して釜山に留めず、倭夷の數を盡くして本國に還り、兵營盡く燒燬せしめ一は朝鮮を諭し、倭夷の盡く回るを待つて奏させよ。」

と星等はこれを聞いて如何に感じたらう。多數の日子を費し滿延の異論を排して漸く如安を謁見させ、一舉にして和議を結了しやうとして又この勅諭がある、彼れの困苦、眼前に見るが如くである。けれど星は飽くまで速に解決せんとする。そこで如安を群官の前に招き、自ら問うて、如安にこれに答へさせ、その問答書を以て明主に奏した。問ふところは封王の外他意なきことを語らせやうとするものであつて、答ふところも亦それに従つて他意なきことを装うた。けれど如安も速に解決せんことを冀うてゐる。すなはち前日既に忍んで三個條の屈辱文を草した。今にしてどうして和議成立に支障を來すが如き強硬論を持ち出さうや。嘘八百を列ねて答へたのである。星の問ふところは、既往に溯つて稍々審に、如安の答ふところはその場ごまかしの體よきものであり、然かも餘りに體よく作つたので、明主も遂にあざむかれ、その書を見るに及んで「果して然るか、然らば請封を許可しやう」と

いひ、冊封使を派遣することゝした。これ實に正月二十日であつた。明主は石星・如安に一杯食はされたのである。

この問答書の内容といふものは、果して如何のものであるか、『兩朝平壤錄』に載つてゐるから、左にその屈辱の甚だしき點を抜き出して讀者と共に長嗟しやうか。

(問) 朝鮮は天朝に恭順の屬國である。なんぢの關白太閤は何故これを侵犯するぞ。

(答) 日本は封を求めてゐる、嘗て朝鮮をしてこれを代請させたが、朝鮮は情を隠して騙了すること三年、又日本人を騙して殺した、これに因つて兵を擧げたのである。

(問) 從來、何に因つて王京京城を退還し、王子陪臣を送回したか。

(答) 一は沈遊擊から準封の言語を聞いたからである、又一には天兵七十萬が已に到つたから、これに因つて星夜、兵を退き王子陪臣を送還し、併せて七道を持って天朝に送還せんとするのである。

(問) 原三事を約して盡く方封に従ふ、なんぢ能く關白と行長とを保證して盡く従はすか、どうか。

(答) 秀吉、行長に命じ、行長小臣に命じ、方に敢てこの如く答へるとも、反覆はさせない。

(問) 秀吉は既に六十六島を平いでゐる、自ら王となれるであらう、どうして又來つて封を求むるのか。

(答) 朝鮮は天朝の封號があつて人心が安服してゐる、故に特に來つて封を請ふのである。

(問) なんぢの國は既に天皇を稱し、又國王を稱してゐると、知らず天皇は即ち國王ではないか、どうである。

(答) 天皇即ち國王であるが、已に信長に殺されてしまった。

と出鱈目も、嘘八百も、こゝに至つては捧腹の外はない。且つそれ天皇が信長に殺されたといふに至つては、萬世一系の我が皇室に對し、一大不敬を犯したのみならず、勤王家たる信長を傷くるも亦甚だしいといはねばならない。如安の如きはいはゞ欽差大臣同様である。然るにかゝる言辭を弄すとは君命を辱むるの甚しきものではないか。

一六五 前大陸遠征 (三一)

太閤再び親征を叫ぶ

如安の屈辱的和議が成立して萬曆二十三年正月(すなはち我が文祿四年正月)明主は冊封使を日本に遣はした。これより先、太閤は名護屋に在つて、或は瓜畑に假裝會を催し、或は好きの能舞臺を開きなどして、講和成立の日を待つたが、如安は明に入つてから何の音沙汰もない。こゝにおいて太閤は惟敬我れを欺くかといひ、諸將を招いて戰鬪繼續のことを議した。時に如水は譴責されて議席に列することができず、次室に控へてゐたが、太閤に聞えよがしに、同僚に豪語して曰ふ、

「去年、師を朝鮮に出すや、家康或は利家を以て總督となし、萬事その指揮に委せば軍令の行はれないことはない、二氏を遣はすことができねば、吾れを以てこれに代へたらば軍法は果して行はれたであらう。鮮人歸服せば証明は難くない、然るを師の過ぐるところ殘害せざるはなく、ために鮮民は山林に逃匿し諸道は荒野となつた。且つそれ清正、行長の兩人功を争つて相鬪ぎ、法令、一様

でなく、毎度、低悟し、士卒は従ふところに迷ふ、しかして秀家はこれを制することができない、かくの如くにして何時になつたら成功するだらう。」

と太閤は耳を傾けてこれを聽いたが、尙にそれに首肯した。

既にして太閤は又諸將を聚めて軍議して曰く、

「朝鮮のこと、今のやうでは、いつ平定しやうか。予が往かねばならないであらう。利家五萬に將として左軍となれ、氏郷汝も亦五萬に將として右軍となれ、予は二十萬を帥ひめて中軍となり、一舉にして朝鮮を掃蕩し、直に明に入り、北京を屠らう、若しそれ本朝のことに至つては、家康がある以上後顧の憂はない。」

家康はこれを聞いて伴つて憚ばぬ眞似をなし、利家、氏郷の二人にいふ、

「公等は拔擢され、その光榮多大である、僕は弓馬の家に生れて幼弱の比よより兵馬を事とし、今に至るまで遂に一失もない、老いたりとはいへ、なほ方面に當るに充分である、どうして空しく留守ができるか、公等幸に僕を推輓されよ。」

淺野彈正進み出でて家康にいふ、

「殿下は老狐に憑かれてゐる、徳川公また言ひたまふな。」

太閤はこれを聞いて赫として大に怒り、刀を控へて曰く、

「汝、何をいふか、狐憑のわけを敢て聞かう、わけがいへねば殺されると覺悟せよ。」

彈正曰く

「臣等の首、千百を失ふとも、何ぞ惜むに足らん、おもふに天下わづかに定り、民人休息を希ふの時に當つて外征がある、父子兄弟の骸骨を道路に暴らし、妻子眷族の哭泣するもの幾萬人か、且つ轉漕賦斂相因つて六十餘州は荒野となつた、この時に當つて殿下が渡航せば、群凶盜賊は四方に起り、天下たちまち大亂とならう、家康ありとはいへ、どうしてよくこれを鎮めやう、家康が出征を冀望する意は實にこゝに在る、殿下にして平昔の心があらば、かくの如き自明の理を察せないはずはない、それ故老狐が憑いたといつたのである、俚言にいふ『人を咬はんと欲するの鼈は、却つて人の咬ふところとなる』とこれは殿下のことである。」

太閤聞いて益々怒り、

「狐であらうが鼈であらうが吾の關するところでない、臣たるものが君を罵るとは何たることだ。」と躍りかゝつて將に斬らんとした。利家・氏郷の兩將これを遮つて曰く、

「臣等こゝに在り、長政の首を刎ねるに、どうして親手を勞せしめやう。」

彈正を振り返り、目語して曰く「彈正去るべし」と。こゝにおいて彈正は起ち去つて宿舎に歸り、謹慎して罪を待つた。

太閤は彈正の雜言に憤つて會議を閉ぢ、再び開くことなく親征のこともそのまゝとなつた。その月大阪より弄璋の慶報すなはち玉のやうな男兒が産れたとのしらせがあつたが、それを聞いて外征のこともも忘れたかのやう雀躍して大阪に還り、名護屋の營は家康、利家に委せておいた、これが文祿二年八月のことである。

一六六 前大陸遠征 (三三)

豪僧清正を誘ふ (上)

太閤、秀頼の出生を聞いて、大阪に歸り、再び名古屋に下らうとせず、講和のことも成行に任すが如き態度で、吉野に遊び有馬に浴し、悠々日を送つてゐた、明使も亦正月、北京を發し、翌年正月釜山に來るなど、北京・釜山間をうろつくこと一年に及ぶ有様であつたから、在鮮の諸將は行長を除く外は、みな手を空うして無聊に苦しむの情態であつた。されば放歌亂舞して、無聊を醫するものがあれば猛虎を狩つて樂むものも多かつた。中にも清正は如安が入明以來音沙汰なきを見て、畢竟殺されたものとなし、たゞさへ講和を欲しないので、たちまち兵を率ゐて安康を攻め、明將劉綎の出援あるや、これと戦つて明兵を敗り、敵の首を取ること三百に及んだ、これ文祿二年十一月のことである、清正のこの擧は固より誤解から出たものだが、彼れはこれに由つて復び戦端を開かんと希つたものであらう。しかも敵は動かさず、我が軍も亦清正配下の兵以外は容易に動く氣色もない、そこで又彼我一兵の鬭争もなく、たゞ講和如何にと待ちわびた。この時に當つて劉綎は名を講和に托して一僧を清正の陣中に送り、以て軍情を偵察させ、ならうことなら清正を誘降せんものと僧をして頻りに清正を動かさせた。これ文祿三年四月のことであつて、その年の九月まで往來するに至つたのである。

僧は名を松雲といひ五臺山月精寺の住職であつて、柳成龍・李恒福と共に當時の三傑と稱せられた豪僧である。彼れが初め來つて清正に會見するや、清正は引見して遠來の勞を慰め、問を發して曰く、

「汝の國には何の寶があるか。」

彼れ洒然として答へて曰く、

「我れに國寶はない、寶は將軍の首のみ。」

隨分人を食つた態度である。清正大笑してその復び口を開くを待つた。松雲更に曰く、

「上官清正を指す劉督府の心腹を知らんと思はゞ、先づ將軍から吐露したまへ、我れはすなはち速に都督に告げるであらう。」

と。こは清正に、日本に講和の意の有る無しを語らせやうとしたものである。これを語らせやうとするわけは、名護屋條約の内容を確知したいからである。清正は、この時はたゞ笑つて答へず、白紙十卷扇十柄を送つて還し、翌日さらに來るに及んで遂に密室に入れ、陣僧二名と共に會見し、一僧をして松雲と筆談させ、名護屋條約の成否を問うた。けだし前日、清正部下の士から既にあらかじめ松雲に語るところあつたからである。松雲はこれに對して到底成立はしないと答へた。清正はなほその成立しない所以を詳知しやうとして翌日又もや條約の骨子を記してこれを松雲に示した、松雲は一々その條項に意見を附して清正に還した。けだし松雲が來訪の唯一目的はこれを知らんがためであつた。そこで、これを見るに及んで如何に喜悅したであらうか。けれども彼は曲者である、ことさら平靜を装うて更に清正に會つて誘降を試み、

「督府は我等に語つていふ、清正は地方の守であつて豪傑である、何故、關白太閤を指すの麾下に在るのだ。若し異國に住まはば大に爲すあらん。」

といふ。清正微笑して答へず、松雲更に曰く、

「我が國人は想像してゐる、關白、日本國王となり、上官は臣となつてこの國に送られたものだ、と然りや否や。」

清正答ふるに實を以てせず、揶揄一番して曰く、

「我れは關白の臣ではない、國王の臣である、關白は惡人であつて、今武を以て西國に住まつてゐる。」

と松雲はこれを聞いて揶揄するに過ぎざるを看取し曰く、

「願くば心中を聽くを得て、歸つて督府に告げたい。」

と清正こゝにおいて又行長と相合はざるを語り、我れの心腹は沈惟敬・行長と異つてゐる。沈と行長との事が、若し成らざる時は君は再び吾が陣に來れよ、我れも亦人を送つて督府と通ぜば一朝にして決するであらうと、いつたので、松雲は既に和議の内容を知り、清正と行長の間隙あるを確めこの二事を聞けば歸り報するに充分だと考へ、清正に後會を約して劉縱の營に去つた。

一六七 前大陸遠征 (三三)

豪僧清正を誘ふ (下)

松雲が我が陣中に來たのはその目的に軍情偵察に在り、講和の事をいへるは方便に過ぎない。果して彼れが劉縱の營に歸るや、一篇の『哨探記』を出して劉縱に示した。劉縱はそれを披見して曰く、

「哨探記は能く敵情を詳にしてある、他日又事あらば敵巢を探つて報ぜよ。」
と松雲の任務は實に偵察に在りこれを知らずして講和條件の内容を漏し、或は行長との隙を告げる清正及びその一類は、いさゝか、お芽出度いといはねばならぬ。

七月、松雲再び來つて、劉縱の書を呈した、その書は何を書いてあつたか、今は傳はらないからわからないが、清正を誘降するに在つたことは推斷にかたくない、清正松雲を延見し陣僧をして呈するところの書を読ませ、一言のこれに及ぶなく、直ちに書示して曰く、

「天子と結婚のこと如何、朝鮮の王子一人を日本に入送すること如何、朝鮮の四道を日本に割讓すること如何、朝鮮の大臣を日本に質とすること如何、前來の如く交隣すること如何。この五事は曾つて汝に示した。今なほ二事を追加しやう、汝以て如何となす、曰く明の大官一人を日本に質とすること如何、明は何物を以て日本と通信せんとするか。これである。」

松雲は見て答へて曰く、

「前の五事はさきに明答せるが如し、更に論ずるを要しない。沈・行の和議が不成立に終はること亦實にこの事に在る。この上どうして追加の二事を論じやう。」

清正これに對して曰く、

「日本が明と和を議せんとするは、たゞこの五事にあるのだ。」

とこゝにおいて松雲は清正を詰つて曰ふ、

「前日上官は清正を指す我が欲するところは沈・行と同じでないといった。故に我等はこの意を以て督

府に告げた。督府も亦この意を以て答へた。持ち來れるところの書は、上官の意を知らんと欲するものである。五事の如きは沈行等の成らざるところのもの、必ずしも論じない。」

清正聞いて微笑して曰く、

「然らば劉督府の和議條件とは如何なるものか。」

と松雲曰ふ、

「五事とは異つてゐる。」とて紙を授いて書示して曰く、

「督府の心事は上官を以て豪傑の人とする、然るに甘んじて關白の下人たるは慨然に堪へない、因つて明帝に奏して、上官を以て、封じて日本關白となし、兵を以てこれを助けんと欲するものである。」

と清正は陣僧をしてその書を譯讀させ、黙して語らず、既にして怒つて書して詰つて曰く、

「我が曾て安邊に在るや、唐使は牒を持つて來り、一來一往したが、以來杳として黑白なし、これ日本を欺くの一である。沈遊擊は和を以て自ら誓ひ、我をして退陣せしめて既に累歳、しかも未だに何等の決するところがない、これ日本を欺くの二である。王子を送還するや、時に多くの約束したものがあつた、しかも一たび去るや絶えて音信がない、これ日本を欺くの三である。この三不信ある上に又汝等も我れを欺かんとして來たか。」

松雲洒然として曰く、

「我れは山人である。どうして敢て偽らう。」

こゝにおいて清正は又講和のことを問うて曰く、

「汝等五事を以てみな成らずといふが、然らば如何なる條件を以て和を議せんと欲するか。」

松雲答へて曰く、

「交隣の一事は或は容れて議するを得やう、その余の四條に至つては沈遊撃も敢て天庭に舉議せざるところのものである、今どうして敢て論じやう。」

清正曰く、

「沈・行等の講和は偽である、固より成るの理はない、我々の論するところには偽はない、どうして成立しないであらう。」

松雲曰く、

「上官の欲するところも亦この五事であるとするれば、行長等の講和と異なるところはない、どうして成立する理由があらう。」

清正曰く、

「この五事は、關白の命するところである、成立しなければならぬ。」

松雲曰く、

「關白の命であらうとも、天朝の意に合はざるのみならず、亦大に義理に合はない、たとひ天地が覆墜するとも終に成らない。」

こゝにおいて清正は更に問ふ、

「然らば汝の講和と稱して来るは、何を講ぜんとするにあるのか。」

松雲曰ふ、

「別に何事の有るかは知らざるも、五事に至つては、又論するも益なし、歸つて之れを督府に告げるのみ。」

清正曰ふ、

「五事が成らず、何を以て講和と稱すべきか。」

かくて問答數刻、繰り返へし、繰り返へされ、遂に要領を得ずして相ひ別れた。けだし要領を得ないのではない、松雲が得させないのである、彼は何事かを相ひ語つてゐる間に、何事かを偵察し得たらそれで足るのである。

松雲は清正と別れるとその足で馳せて京城に至り、王に清正と行長とが隙あることを奏し、且つ清正の歸心あるを告げていふ

「敵情はかくの如し。この時に當つて我れの急務とするもの臣に只だ二策ある、一は討つて驍を復するに在り、二は欺いて敵を送り還へすに在り、この二策に違へば事の成敗は未だ知るべきでない」として松は十一月まで京城に留り、その月京城を發して蔚山に來て清正に對面を求めた。これより先、清正は彼れの書送に接して蔚山で會見することを約したが、今、來るとたちまち會見を拒絶した。こゝは松雲の辨口の信するに足りないことを看取したからである。こゝにおいて松雲は空しく歸り復た終に來なかつた。けだしこゝは明廷における牛歩の如き講和進捗中のできごとであつて、その清正

が講和條件の内容を明示したる如きは、たゞく鮮王が講和妨害の材料となつて、牛歩の如き進捗を一層牛歩的に導いたものである。すなはち松雲の成功であつて清正の失策であつた。こゝにおいて知り得ることがある、それは彼れが太閤から歸國を命ぜられたことである、こゝに清正がこれ等講和の條件などを漏らして和議進捗の妨害となつたからであつた。この事は由來行長三成等の讒訴に因るといはれてゐたが、斷じて然らず、それは松雲の鮮王に對する告報が詳かにされてゐなかつたから疑はれてゐたに過ぎなかつた。

一六八 前大陸遠征 (三四)

行長の懊惱

講和談判中における我軍と明鮮の往來、殊に鮮人の我が軍情を偵察するもの、獨り松雲が清正の營に至れるばかりではなく、行長の營の如きは往來最も頻繁であつて、偵察者も頻々として入り込んだ。又かへつて我れより偵察者を招き入れるやうな奇觀も呈されたことがあつた。元來講和における直接の責任者は、我れに在つては三成・長盛・吉繼の三監軍と行長の四人であり、彼れに在つては石星と惟敬の二人である。中にも行長と惟敬は最も重くその責任を感じるの地位に在つた。故に講和談判中彼我の往來頻りにして和議一たび行き悩むや、互に交渉して苦慮すること同舟の吳越、驕思を忘れたる如くであつた。殊に行長は月を重ね、年を経るに従つて懊惱禁する能はず、遂に朝鮮を動かして講和の媒介者たらしめんとした。これ文祿三年十一月のことである。すなはち行長は通詞要時羅を應尙

右兵使重應瑞の營に遣はして講和のことを告げ、以て咸安に會見を求めた。應瑞はそれを權慄に報じ、權慄はこれを王に啓し、王の許しを得て應瑞を咸安に遣はした。應瑞が兵百餘を率ゐて咸安に来るや行長は義智と共に三千を率ゐて到り會し、義智・玄蘇・竹溪・調信・時羅の外はみな退けて應瑞に問うて曰く

「日本は明廷に貢三年を許されたしと請うて未だその決定を得ない。遠く他國に來つて將卒はみな郷土を懐ひ、一日三秋である。前日惟敬、明廷に還り、已に准貢封王を許し、明使が將に出でんとして、朝鮮が劉綎と與に奏してこれを止めたといふ、何故であるか。」

應瑞答へて曰く

「吾れは未だこれを聞かない。かくの如き道理がどこにあらう、この言はいづこより出たか。」

行長曰く

「石星が遼東に簡通したので、知れたのである。朝鮮が明廷に奏して、その力を助けなば三國は昇平にして、吾等は國に還ることを得、又よろしからずや。」

應瑞曰く、

「我が國に、かくの如きことはない。且つ朝鮮は日本と不俱戴天の驪である。どうして日本に貢を許すことを助けやう。」

とこは、けだし應瑞が行長を偽はつたのである。さうでなかつたら事情を知らなかつたのである。何となれば鮮王と劉綎とが講和を妨げたのは事實であるからである。實に松雲が清正から聴取した講和

條件を報するに及び、由々しき大事として朝鮮は明廷に妨害運動を試みたのである。且つそれ朝鮮は日本と不倶戴天の仇であるから講和の媒介者とならないといふも、遂に星の言に聽いてこの年九月既に明廷に媒介的態度の奏文を發してゐる。行長が鮮王をして今媒介者たらしめんと欲するはこの事情を知らないからである。故に應瑞にしてこの事情を知り、又は誠意を有するものであつたら、直に事情を打ち明けたであらう。そしてこれを打ち明けざる所以は、知ると知らざるとに關せず、この會見の目的が我が軍情を探索するに止つてゐたからである。行長はこれを知らずして會見し、縷々として陳辯した。こゝに至つて芽出度きものは獨り清正ばかりではなかつた。

行長は更に擧兵の由來から語り出し、日本の眞意が決して朝鮮を征するものでないことを告げたが、應瑞は且つ駁し、或は清正との間を離さんとして虚實を取りまぜて曰つた。

「我れは前日八箇に在つて、劉綎と清正とが累りに書を通じ、清正の使者に因つて日本が我が國を侵すはみな兩大人行長に縁る旨を聞き得た。なほ又清正は劉綎にいふ、行長は關白を欺き、惟敬は皇帝を欺いた。行長が關白にいふには天子當に皇妃を降して關白の子に妻すべし、と惟敬が皇帝にいふには、行長は已に兵を撤し、一二陣だけが釜山に在つて封王准貢の命を待たんと請ふばかりである。清正のこの言は如何。」

と行長はこれ聞いて辯じ且つ欺いて曰く

「朝鮮征伐の事は、僕の主宰でない。日本の諸將の議定にかゝるものだ。清正が我れを誣ゆることに至つては痛憤の極みである。皇女求婚のことも明より女子なしと答ふれば奈何。これ不測の人の

作爲した言葉である。聞くところによれば清正は一僧に告げるに求婚、割地の事を以てし、以て明廷を恐赫した、とこの事は證とすべき文券があるか、文券がなくとも禮曹において成文にして送るならば、僕はこれを關白に送り、清正をしてその陣を撤せしめやう。二王子護送の功も清正自ら爲して徳とするといふも、未だ是否を知らない、清正がまさに殺さんとした際、僕は極力關白に陳じて王子の有無は勝敗の數に係らず、速に還してよしといひ、關白は以て然りとした。」

それを以てせば事は成らうか。」

應瑞曰く

「諸營を盡く撤還し、たゞ一二陣のみ置いて後、降書を乞へば、事成るべし。日本の兵中甚だ悪しきは清正の陣である。故に清正及び諸陣盡く國に還り、大人等獨り留つて圖れば事、成就するであらう。」

行長曰く

「鮮王、清正の罪を書して我れに與ふれば、諸陣還送の事に關せず、これのみは甚だ難くはない。」

應瑞曰く

「貴言の如くならばつぶさに元帥府に急報しやう。」

行長曰く

「朝鮮にして日本が許貢の事を、朝廷に奏するならば、日本として恩はその徳を忘るゝものでない。」

應瑞曰く

「前失を開陳して降書を作爲し、そしてそれを我に送れば、事は成るに近いであらう。」

行長曰く

「降を納るゝの條件は、君から案をたまはれよ。」

應瑞曰く

「どうして人の爲に案を作らうや、公等相ひ議して便宜作爲してよいたらう。」

行長曰く

「言の如くしやう。」

かくて日の暮るゝに及んで相ひ別れた。その後この談判は如何に進捗を見たか。史の徴すべきものがないので知り得ないが、他日應瑞が惟敬や時羅と共に三小人と稱せられ、兵役を罷免されたることによつて見ても、行長の降書なるものが必ずや應瑞の手に渡つたことであらう。これも亦和議進捗中のできごとである。

一六九 前大陸遠征 (三五)

冊封使の渡來

小西如安が天日指して、屈辱的三事を誓つたので、明廷は臨准侯李宗誠を冊封正使となし、都指揮揚方亨を副使となし、沈惟敬を同道せしめ、誥諭二文と金印とを携へさせて日本に渡來すべく北京

を出發させた。この時、明廷では亦禮部に異議があつた。すなはち日本には古より國王があつて世々山城に住してゐる。文祿二年の曆本を以て證とすることが出来る。如安は國王信長の弒するところとなつたといふも、この證と相違してゐると、遼鎮都御史李化龍も亦上疏して曰ふ、日本は漢字を知らない、恐らくは中間に兩方を相ひあざむけるものがあらう。請ふ禮部に從つて秀吉を順化王に封じ、惟敬を遣はすことを罷めて、水兵を増募し、しかして清正はもと關白本圖をに服せず、行長とも相ひ善からざるものなれば、魯連が燕將を諭せるの計を用ふるがよからう。と、しかし冊使が既に出發した後であつたから、明主はこれに從はず、たゞ冊使のなすがまゝに任せた。然るに冊使は北京を發して京城に來るまでに九箇月を費し、それより釜山に來るまでに四箇月を費し、泉州堺に着するまでに七箇月を費し、北京を發してから堺に着するまでの月數十九に及び、一箇年半の長日月を要した。

これより先、冊使は道々我が軍營に對しその撤退を頻りに乞ひ、行長との間にも數次の交渉をした。行長は平壤で欺かれたのに懲りて容易に承知せず、交渉數次の後、熊川、巨濟の數營を撤退した。冊使が釜山に來たのは實にこの結果であつた。これに依つて見るに冊使が遅々して歩を運んだ所以は一に撤兵交渉のことに關したものであつた。しかして冊使が釜山に來るやなほ撤兵を促がして止まない、行長はそこで太閤に稟申して然る後決せんと告げ、釜山を發して日本に歸つた。この時惟敬も亦冊使に諂つて、太閤をして冊使を迎ふるの禮節を習はしめんがため、先づ日本に渡ると稱し、行長と共に日本に來つた。しかして太閤に獻するに玉帶、唐冠、地圖、書籍を以てし、又有馬某の女を娶つて伴つて親善の意を表し、かくて數月を日本に送り、釜山に對しては絶えて消息せず、こゝにおいて

か冊使は大にい疑ひ鮮廷も亦疑ひを禁じ得ず、遂に人をして宗誠にいはせて曰く

「關白は桀驁、封を受くるの意はない。まさに宗誠等を誘致拘囚して、困辱せんとするのである。講和のことは成立する筈はないだらう。」

と宗誠は、もと執袴の子である。これを聞いて大いに懼れ、四月三日の夜半獨り窺に微服して營を脱がれ、山路を走り、山谷に竄し、遙かに西を指して去つた。翌朝我が兵これを知り、一方道を分つて追ひ、他方、方亨の館を圍み、義智より通詞をして宗誠の逃亡を告げしめるや、方亨はいふ、

「痴人未だ異國の氣色を見ない、久しく營中に在つて悶々に勝へず、こゝを以て逃げ去つたのだ。」宗誠の恇怩に似合はず、これはまた頗る落ち着いたものであつた。方亨は又正使が既に去つたからには票下の將官はみな當に我れに屬する、といひ、義智に諸官を侵暴することなく、正使を追趕することなきやうと請ひ、その夕方、宗誠の館に至つて金印を取つて來た。

この事があつて後幾干もなくして惟敬、行長と共に釜山に來た。そしてこれを聞き遙に北京に居る石星にこの事を告げ、且つ講和の必ず成立することを通告した。星はその言を奏し、その結果として明主は宗誠を獄に下し、方亨を以て正使に充て、惟敬を副使に陞した。こゝにおいて惟敬は方亨を促して六月十六日釜山を發して日本に來た。惟敬は發するに際して人を鮮廷に遣はしていふ。

「朝鮮亦使を遣はして我が一行に隨ふべし、使を遣はさなければ、獨り天朝の和となるのみ。」

鮮廷は依違、答言に迷つてゐたが、連りに人を遣はして促して息まないで、遂に黃慎を通信正使となし、朴弘長を副使として冊使に隨行させた。

一七〇 前大陸遠征 (三六)

鮮使を拒斥す

冊使は鮮使を促して先づ發し、七月渡來して堺に至り、鮮使は閏七月四日國書、方物を奉じて柳川調信と共に釜山を發し、對馬、名護屋、下之關を経て、八月十八日堺に着した。初め鮮使が對馬に着するや、義智の妻が義智の京師に上り不在なるの故を以て自ら出でて一行を接待し「家主不在にして、接待禮を盡さず、心甚だ恥づ」といつた。義智の妻は行長の女である。能く家を治め、恩威並び施いて島中畏敬せざるものはなかつたといふ。良人に代はつて自ら一行を接待することかくの如くであつたのも、これ亦この氣象があるからであつたらう。今日ならば必ず交際社會の婦人であつたに違ひない。ハイカラかお轉婆かは知らないが、行長は當時基督教信者のハイカラであつた。かくて一行が堺に着するや、行長、義智も亦人を遣はしてこれを迎へ、且つ館舎を與へた。冊使も亦人をして迎へさせた。已にして鮮使は冊使の館舎に至り、方亨、惟敬に對面して、近情如何と問ふや、惟敬は他事なし、只だ君等の到るを待つてゐた。しかして今みな到着した。事は必ず成就するであらうと答へた。

これより先、太閤は伏見に城いてこれに居り、冊使をこゝに見んと欲した、しかも七月に近畿地方大いに震うて息まず、殿堂倒壊し、侍女の死するもの數多く、その後しばらく地震あり、これがため引見が延びて期日定まらない。鮮使の來たのは實にこの間であつた。鮮使黃慎が一日、惟敬を訪れると惟敬はいふ、

「この地近來地震の變あり、一日として震はないことはない。すみやかに出で、避けて壓死を免れなければならぬ。」

黄慎は笑ひながら、

「これ天が日本を悪んだのだ。朝鮮は本、干渉するところなし。陪臣には畏るゝところはない。惟敬もこれにつれて笑ひながら重ねて

「誠に天の爲すところだ。然れども吾が身を以てこれを言へば、吉に趣き凶を避くるためになさなければならぬ。我が明人も多く死んだ。戒謹しなければならぬのだ。」

といひ又、

「陪臣指すはこゝに在るも別に他事はない。」

といふ。朝鮮の使臣が、いかに震災を恐れたか、この問答で、も知られるであらう。

既にして行長等が鮮使の渡來を太閤に以聞するや、太閤は悦ばず、行長等をして調信を経て鮮使にいはしめて曰く

「吾れ明國と交通せんとするや、朝鮮阻止して事情を通ぜず。兩國交戦の後、沈遊擊が交歡を周旋するや、亦朝鮮は和すべからずと妨害した。李宗誠が途中から逃げ去つたのも、鮮人の恐動にかゝるものだ。明使の渡來、已に久しきに、しかも朝鮮は今頃漸く使臣を追ひ來らしめて、亦王子を送らない、事々に我が日本を諷ることかくの如くである。鮮使は斷じて見るを許さない。」

鮮使はこれを聞いてその思ひ設けざる言辭に驚き、痛心懊惱爲す處を知らない程であつた。この時

行長も亦大いに痛心して、更に謂はせた、

「大事幾ど成つて順ならざることかくの如し、吾れ甚だこれを憂ふ、急に惟敬と議して措辭をよくし、以て太閤の怒りを解き、然る後揚方亭と同行として見ゆるがよからう。」

と、鮮使はこゝにおいて通詞李有を惟敬の館舎に遣はし、窃にその事情を探らせた。惟敬は李有に曰ふ、

「吾れ汝の國事のために往いて關白本圖を指すに見えんと思ふ。關白には他意はない、汝等が後れて來たからのことである。然れども何事か亦あらう、寛信してよからう。」

こゝにおいて鮮使はたゞ惟敬の外、取り附く島もないので、備に惟敬の言を信じ、惟敬の調停に待つこととした。けだし待つもの愚なるか、待たすもの罪あるか、惟敬はたゞ茶羅銚を並べたばかりである。

一七一 前大陸遠征 (三七)

明使を逐ふ (一)

地震も熄み、伏見城も修繕ををはつたので、こゝに太閤は、九月二日を以て冊使を伏見城に引見した。初め冊使が伏見へ上るや、太閤は利家等に命じてこれに館舎を與へ、調信に接待させた、いよく入見の當日には亦毛利の兵をして儀仗せしめ、家康、利家等の諸將を列座させた。冊使が延かれて先づ座につくと、太閤は幄を開いて出で、謁を容した。この時冊使はその威に打たれて慄伏し、敢て仰ぎ見るを得ず、膝行して進み、誥諭、金印、冕服を獻じた。その狀、股慄して如何にもをかしく、行長

が助けて漸く禮を畢つたといふことである。そもく當時明使の來たのは太閤を王に封せんがためである。故に冊封使として當然、太閤の上座に坐し太閤をして拜跪の禮をなさしめなければならぬ。然るに事はこれと反對で、その地位を顛倒し、封するもの封せられるもの、前に膝行して冊文を捧進する。かくの如きことは前古これなく、實に珍無類の禮である。けだし事のこゝに至つたのは、惟敬と行長とが太閤をあざむいて速に片附けやうとしたことに因由するのであらう。謁見の式は兎に角、前敍の珍體の下に行はれて終つた。こゝにおいて翌三日、太閤は冊使を招いて饗宴を開いたが、この時太閤は明より所贈の冕冠を戴き、緋衣を被つて出で、上壇の中央に坐して、冊使をして中壇の右方に坐せしめ、その左方には家康、利家、輝元、秀家、景勝、廣家を陪坐せしめ、その他の諸將はみな南椽にをらせた。そして宴が開かれると、富田知信接待指揮の下に數十の美女が給任をした。室中の美觀、給女の艶麗に、冊使は視目を眩じて昏然たるありさまであつた。開宴數刻、興十二分にして宴を濟ますや、太閤は退いて花鳥の山莊に入り、冊文の記するところを知らんとして、承兌、靈三、永哲の三僧を招いて誥、論二文を読ませた。これより先、行長はかねてひそかに承兌に囑して、冊文或は惟敬の説くところと齟齬してゐるかも知れないから汝はあらかじめこれを諒し、不穩の語があればこれを諱めよといつておいた。然るに承兌はいよく譯讀するに當つて、祕するところなく、讀んで過半において爾を封じて日本國王となすといふに至るや、太閤は赫として怒り、冕服を脱し、それを地に抛つて曰く、

「吾れは天下の權を握る。王たらうとすれば自ら王たることができる。何ぞ明主の封を待たう。且

つそれ吾にして王とならば連綿たる皇系を奈何。行長、何を以て兩國に交歡してこゝにいたつたか彼れは惡みてもなほ餘りあり、手づからこれを誅するであらう、すみやかに彼れを呼べ。」
承兌はその怒りの甚しいのを見て、

「大明は中國と稱して四海の仰ぐところである。諸國の王みなその封を受けて規模となしてゐる、今彼れ使者を遣はして殿下を封するはこれ實に殿下の威光に由る、眞に慶すべきである。」

といふので太閤はこれを聽いて少しく怒りを解いた。この時、行長召に應じて來たが、太閤は見て叱して曰く、

「汝、我を欺いてこの國辱をなす、何たるわけか。」

行長はこゝに至つて辯解しなければならぬ、懷より數通の書牘を出してそれを證として曰く、

「これ實に臣の一意を以て行つたものではない、三監軍の同意に由つて臣はその旨を行つたばかりである。」

太閤はこれを聞いて怒りを抑へ、早くも清正並に三監軍を召して曰く、

「封冊は我れ甚だ不満であるが、しばらくこれを忍ぶであらう、然れども朝鮮との講和は斷じて許さない、明使も亦留めてはならない、明日逐ひ還せよ、更に大軍を催して朝鮮を亡ぼすばかりだ。」

一七二 前大陸遠征 (三八)

明使を逐ふ (二)

爾を封じて日本國王となす、と嗚呼これ何といふことであらう。いやしくも事理を辨へ、多少の氣概を有するものであつたら、太閤でなくとも怒らぬわけにはゆかない。行長の賣國的行爲、眞に惡むべきである。然れども行長獨りを惡むべきではない。三監軍も亦惡むべきである。彼の條約なるものは行長一人の行爲ではない、實に三監軍と行長との間に商議を重ねて三監軍の同意に出でたものであることは行長の證としたる書牘といふものに由つて察知することができる。これがなくも史家の見地に立つてその前後の事情より判察する時は四人が相談の上であることは斷言して誤らざるところである。初め名護屋に七事を約するや、この時四人は既に窃に惟敬と封王入貢の密約をしたではないか、封王のことは既に彼の時に三監等が同意の上で約束されたものである。行長が書牘を出して辯せずとも行長一人の責ではなかつたことを知るべきである。

しかれども三監軍や行長やみな當時一世の雄であつて、しかも多少は文字を解するばかりでなく、亦事理に通曉するものである。然るに彼れが如き國辱を敢てするに至れるは何故であるか、この間は此の場合においてけだし起さるべきところである。しかしてこれに對する解答も亦なくてはならない。たゞそれ左右賣國の賊子として死刑の宣告を與ふるに止めたら、いさゝか可哀相な點もある。著者はこゝに檢事であると同時に辯護士でなければならぬ。

そもく封王の國辱、特に一系の皇室を無視した所業は惡くむべきは、すなはち、惡むべきであるが、文化開けるも普遍的でなく、道義の念未だ甚だ盛んではなく、秀吉天下を闢白したとはいへ、なほ封建を打破する能はざりし當時にあつては地に二王を置くことを以て左まで重大事件とは思はな

つたのである。桓、文は霸王であつても周室は上に存してゐる。太閤は桓文となるも、天皇は周室として上に在らば、その地を易ふるものではないから、敢て亂臣賊子の所業ではない位に觀念してゐたものであらう。且つそれ封王の事は獨り太閤に初まつたものではない。足利義滿はすなはち封を受け、王と稱せしことがあつた。行長等は此の precedents に由つたものであつて明においても亦その precedents を行つたものであらう。果して太閤は心に滿たざるものもあるも、姑く忍ぼうといつた。これを思へば行長等は決して太閤をして道鏡たらしめんとしたものではない。亦多少の情狀酌量がなければならぬ。更に又明の側に立つて見ても多少の考察を費し、強ちに明の無禮を責むるのみに止めてはならないものがある。元來日本に封王入貢を認諾することは、明としてこれを好んではゐない。卒爾としてこれをいへば、事情を知らない人は必ず怪訝の耳を傾けるであらうが、よく事情を知れば成程と首肯しやう、それ明の太祖が天下を一統するや、子孫に訓諭するに、夷狄十五國を算へて日本をその内に入れ、日本とは修好すべからず、必ず交を絶つべしといつた。その意は果して如何なるものであつたか、詳には知り得ないが、惟ふに太祖以前より和寇なる者があつて、支那の日本人に苦しめらるゝこと酷し^{はなはだ}かつた。それ故太祖は支那人の能くいふ夷國は治めざるを以て治むといふことを格言とし、敵手にしないことを以て唯一の政策としやうとしたものであらうか。既にこの遺訓があり、且つその後義滿が、我が財政の窮乏を救はんとして故に封を受け、以て僅少の貢を入れて莫大の下附金を獲得して以來、これを爲すこと足利氏代々に及ばんとしたので、しかく度々されては勝へられない、と又遂に絶交したことがある。明が太閤を封じ貢を入れることを重大事件としてこれを容易に認諾しなかつた所

以のものの、その意實にこゝに在つた。故に明の側に立つて考へれば、太閤を封することは太祖の遺訓を破り、懲りた前例の顧念を廢することであるから、非常な奮發といはなければならぬ。日本の屈辱は屈辱ではあるが、明においても右の如き事情があるから、外交上の勝利を得たものとはいへない、むしろ折れて出たものといふべきであらう。今度のことが若し屈辱的のものでないとしたら、行長等の外交はむしろ辛うじて幾分か成功を見たものといひ得るとも、全然失敗し盡したものだといへない。

なほ更に又一考を要すべきものがある、封王といへば屈辱である、屬國とならんと欲すといへば一層の屈辱である。しかし當時の封王屬國の意味は一帝の下に數王が隸屬して聯邦を形成するとか、又は日本が朝鮮を合併してなほ王を稱せしめてゐるのと同様のものではない。封するものはさうして以てその國のあることを承認し、且つこれと同盟し、封せらるゝものはこれに由つてその間に何等かの利権を獲得り何等かの便宜を得んとするのである。故に今日普通に在る所の一國家が一國家を承認し、且つこれと同盟することゝ異なつてはゐない。冊を受け、貢を入れるといへば、如何にも卑屈であつて慨歎すべきことではあるが、その實際に立ち入つて見る時は、名と實とは大いに異なるものがあり、殊に太閤封王のことの如きは全然、いはゆる承認といふものに外ならず、同盟も先方は願つてしたことはない、すなはち封は許すも、貢は受けないといつてゐるではないか。義滿の前例に懲りたからではあるが、封を許しながら貢を受けないといふのは、日本國家を承認するに止めんとしたものである。若しいやしくも屬國とせんと思ふ心あらば、どうして貢を受けない理由があらう。要は障らぬ神

に崇なしの態度に出でんとしたものであらう。太閤はむしろ敬遠されたものである。いな長遠されたのである。こゝに至つて承兌の解怒の一語は確に當つてゐたといふべきである。けれども天皇の下に國王を立てんとしたるが如きは、たとひ前例があるとはいへ、罪は即ち罪であり、責は決して免かれらるものでない、且つそれ七箇の條件は一もこれを得ることなく、條件中の骨子である朝鮮四道の割取の如きは夢にだも見ることを得なかつたことは、太閤はもちろん多くの武將の一大恨事となさなければならぬことであつたらう、太閤が嚇怒の一事は、その腹の中を洗へば、主としてこゝに在つたであらう。

一七三 前大陸遠征 (三九)

明使を逐ふ (三)

太閤が明使に對して怒を發するや、立ちどころに語文を址裂して地に抛つたと由來の諸書に傳へてゐるが、實はその原物は少しの損傷もなく傳はつて石川子爵家にあるのである。文の要點は爾を封じて日本國王となすの一句に盡きてゐる。この一言こそ世に傳はるならば餘は傳はらなくもよいが、折角原物が保存されてゐる以上、その全文を一覽することは興のないことでもない。筆者は嘗てその原文を一覽し、その際筆寫しておいたから、こゝに掲げて讀者の閱覽に供しやう、すなはち左の如くである。

奉天承運、皇帝制曰、聖仁廣運、凡天覆地載、莫不尊親、帝命薄將、暨海隅日出、罔不率俾、昔我皇

祖誕育多方、龜紐龍章、遠錫扶桑之域、貞珉大篆、榮施鎮國之山、嗣以海波之揚、偶致風占之隔、當茲盛際、宜績勳章、咨爾豐臣平秀吉、崛起海邦、知尊中國、西馳一介之使、欣慕來同、北叩萬里之關、懇求內附、情既堅於恭順、恩可新於柔懷、茲特封爾爲日本國王、錫之誥命、於戲寵賁芝函、襲冠裳於海表、風行卉服、固藩衛於天朝、爾其念臣職之當修、恪循要束、感皇恩之已渥、無替款誠、祇服綸言、永遵聲教、欽哉、

萬曆二十三年正月二十一日

これを約していへば、天地覆載の間、明帝を尊親しないものはない、爾秀吉、海東の島國に起り、中國の尊きを知つて使者を馳せて附庸たらんことを求めた、殊勝の至りである、由つて特に爾を封じて日本國王となし、誥命を賜ふ、皇恩の渥きに感じてその誠意を易へることなく、綸言を服膺して幾久しく聲教に遵へといふのであつて、隨分馬鹿にした話である、けれどもこの無禮の一言を寄越すこととも、明王に在つては前敍の如く欲しなかつたことであつた。その欲しないものを寄越すに至つたことは、明主が大奮發の結果である、無禮といはゞいへ、馬鹿にしたといはゞいへ、それは別問題としてその折れて出たところは酌んでやらねばならない。太閤が不満ではあるがこれを忍ばうといつたのも、その意は亦こゝにあつたらう。

誥文に添へて論文があつた。その原本は傳へて宮内省の圖書寮に在る。その文は亦左の如くである。誥文と併せ讀めば當時の事情を知るに便利である。

勅諭

皇帝勅諭日本國王平秀吉、朕恭承天命、君臨萬邦、豈獨又安中華、將使溥海內外、日月照臨之地、

罔不樂生、而後心始慊也、爾日本平秀吉、稱兵于朝鮮、夫朝鮮我天朝二百年、恪守職貢之國也、告急於朕、朕是以赫然震怒、出偏師以救之、殺伐用張、原非朕意、迺爾將豐臣行長遣使藤原如安來、具陳稱兵之由、本爲乞封天朝、求朝鮮轉達、而朝鮮隔越聲教、不肯爲通、輒爾觸冒、以煩天兵、既悔禍矣、今退還朝鮮王京、送回朝鮮王子陪臣、恭具表文、仍申前請、經略諸臣、前後爲爾轉奏、而爾衆復犯朝鮮之晉州、情屬反覆、朕遂報罷、邇者朝鮮國王李暉爲爾代請、又奏釜山倭衆、經年無譚、專俟封使、具見恭謹、朕故特取、藤原如安來京、令文武群臣會集闕庭、譯審始末、並訂原約三事、自今釜山倭衆、盡數退回、不敢復留一人、既封之後、不敢別求貢市、以啓事端、不敢再犯朝鮮、以失鄰好、披露情實、果爾恭誠、朕是以推心不疑、嘉興爲善、因勅原差遊擊沈惟敏、前去釜山、宣諭爾衆、盡數歸國、特遣後軍都督僉事李宗誠爲正使、五軍營右副將左軍都督僉事楊方亨爲副使、持節齎誥、封爾平秀吉爲日本國王、錫以金印、加以冠服、陪臣以下、皆各量授官職、用溥恩賚、仍誥告爾國人、俾奉爾號令、毋得違越、世居爾土、世統爾民、蓋自我成祖文皇帝錫封爾國、迄今再封、可謂曠世之盛典矣、自封以後、爾其恪奉三約、永肩一心、以忠誠報天朝、以信義睦諸國、附近夷衆、務加禁戢、毋令生事于沿海、六十六島之民、久事徵調、離棄本業、當加意撫綏、使其父母妻子、得相完聚、是爾之所以仰體朕意、而上答天心者也、至于貢獻、固爾恭誠、但我邊海將吏、惟知戡守、風濤出沒、玉石難分、效順既堅、朕豈責報、一切免行、俾絕後釁、遵守朕命、勿得有違、天鑒孔嚴、王章有赫、欽哉故諭

これ又約していへば、爾秀吉、兵を朝鮮に出すや、朝鮮は我が國二百年來の屬國であるから急を我に告げて來た。それで我が國も亦兵を出して朝鮮を救つたが、戰爭は朕の好むところでないからこれを欲しない。しかして行長が幸ひ使者如安を北京に遣はしたので、使者の具陳するところに聞けば、爾は我が國に冊封を請はんとして朝鮮にその取次を頼みたるに、朝鮮がこれを肯はなかつたから、已

むを得ず出兵し、そして却て後悔した由であり、且つ又従つて兵を退け、王子を回し、降表を上つて朕に前來希望の冊封を請ひ經略諸臣はそこでこれを轉奏して來た、然れどもその後たちまち晉州の事があつたから爾の反覆常なきを慮つて朕はその請を許さなかつたが鮮王李岫も爾に代つて奏請するところあるに由り、こゝに始めて如安を來京させて三箇條を締結した。故に封王の後はずなはち敢て入貢通商を求めて事端を開き、或は朝鮮を再犯して隣好を失ふが如きことあつてはならない。今李楊の正副二使を遣はして爾を封じ、陪臣以下にもそれ〴〵官職を授ける以上、世々爾の國土にをり、爾の人民を統べよ。けだし成祖文皇帝の時、足利氏を封じて、今までに封を再びするは、曠世の盛典といふべきである。されどくれ〴〵もいふ、貢獻のことに至つては決して無用である。これがために我が邊海の將吏と若しものことあれば、甚だ遺憾であるから斷じて送遣してはならないといふのであつて、その重ね〴〵入貢を拒絶するところ彼れが、如何に足利氏の時に懲りたものであるかを推想することができる。著者の前章の講和評が決して妄斷でないことは、この勅諭を讀めば知れるであらう。

一七四 前大陸遠征 (四〇)

明使を逐ふ (四)

明使が既に逐はれるや、彼れは鮮使と共に恟懼、悶迫、屏を立て名護屋に退き、名護屋から對馬に渡り、對馬より釜山に着し、黃慎は京城に、楊方亨は北京に、いづれも悄悄として歸還し、沈惟敬は獨り宜寧(慶尙道)に留まつた。

初め冊使が伏見を逐はれ、四日、堺に下るや、調信が鮮使の通詞朴大根にいふ、

「吾れ昨日惟敬に會ひ、朝鮮のために從容太閤の怒りを解かんことを勧めたが、惟敬は連日太閤と會見しながら、一言のこれに及ぶことがない。このことは獨り吾れのみでなく、行長等も惟敬に對し、鮮使のことは惟敬須く鮮使をして書を作つて陳情せしめ、これを以て太閤に説け、措辭宜しきを得れば、怒りは解けるであらうといつてゐた。けれども惟敬はこれもしない、明人の太閤を怯畏すること、實にかくの如きものである。誠に恨むべきである。」

と調信や行長等が朝鮮のために斡旋したことは、この言に由つて察すべきものがある。又同時に惟敬の卑怯と冷淡とを知るべきである。惟敬はけだしたに卑怯なばかりではなく、冷淡なばかりではなく、彼れは小刀細工を弄して徹頭徹尾、虚偽詐謾に終始せんとしたものである。この日すなはち人をして慎にいはしめて曰く、

「昨日關白本國を指すは我れにいふ、初め我れは封を明國に請はんと欲し、朝鮮をして奏聞せしめた。けれども朝鮮はこれを聽かず。又道を假つて貢を通せんとしたが、なほ朝鮮は許さない、これ朝鮮が我れを侮るの甚だしきものである。こゝを以て兵を動かして相ひ戦つた。しかもこれ既往のことであるからいはないが、その後吾れは往來して和好を主とするに、朝鮮はその不可を極言した。明使が渡來せるも鮮使は來ない。今始めて慢々として來つた。我れ曾て兩王子を國に歸した、しかも大王子が來なければ小王子なりとも來て謝すべきが當然であるに、朝鮮は終に送らなかつた。吾れは固まことに己に怒つたものだ。今日、來るともどうして見ゆるの要があらう、とこゝにおいて吾れは再三

關白を勸解した。吾れはまさにその怒りの息むを俟つて更に宣諭し終に事を成して歸らせるであらう、寛心してゐるがよい。吾れのこの行は専ら朝鮮の事の爲めである、若し成らざれば、君等と共にこの地に留つて必ず成さう。」

慎はこれを聞いて首肯したかどうか、既に調信から惟敬が太閤の前における態度を聞いてゐる、どうしてその言を信じやう。けだし惟敬がこの言をなすは、講和決裂の責を朝鮮に轉嫁せんと欲してゐるからである。

惟敬はなほ行長に就いて、冊書に對する太閤の答書を懇請した。行長よつてこれを太閤に請うたが太閤は斷乎として許さず、なほ鮮使を斬らんとして承兌の諫に由つて止めた。こゝにおいてか行長は調信をして慎に對し

「使臣久しく留まるも益はない、明日船を發して歸られたがよい、吾れは年内に朝鮮に向ふであらう。」

といはせた、然るに慎はこれを肯せずして曰く、

「吾れは國命を受けて來たれり。未だ國書を傳へずしてどうして、任意に去つてよからうぞ。」

調信は曰く、

「太閤は始め明使を喜んだが、しかも怒りを發せし後は亦催して歸らせた。君獨り留まらんと欲してもそれはできないことである。」

この時に當つて巷間或は鮮使拘留されんといひ或は悉く殺されんと傳へ、一行はそれがため相ひ抱

いて泣いた。慎はこれを見て方亨を訪うていふ

「吾れ等當初國命を受け、貴下等に隨つて來つて、一に貴下等の指擧に聽いた。然るに今窺に聽けば貴下等將に歸らんとしてゐると、吾れ等を奈何するか。」

方亨答へていふ、

「吾れ等は今明日中に乗船すべし、君等も亦隨つてよからう。」

慎はこの挨拶に接し、泣いていふ、

「吾れ等が命を受けてこゝに來つたのは、國書を關白に傳へんと欲してある。今若し命を傳ふるを得ずして歸らば、何を以て國王に報じやう。事こゝに至つてはむしろ死せんのみ。」

方亨曰く、

「國書を關白に傳ふると、關白はその書を裂いてこれを棄て、又使臣を辱めるだらう、君等は吾が行に跟隨して來たれるばかりだ、吾が輩が歸れば、亦隨つて還るが自然の道である、徒らに死すとも何の益かあらう。」

慎曰く、

「貴下は已に勅書を頌ち且つ封職の典を傳へた。下は已に畢つたのである。臣等に至つてはなほ未だ命を傳へず、まさに徒手、歸國せんとしてゐる、それ故死を欲するばかりだ。」

方亨これを駁していふ、

「吾等の事已に畢つたといふな、吾れは已に勅書を頌ち、已に金印を授けたが、しかもなほ謝表が

ない、我が國の事も亦未だ局を結んだものではない、反つて君等がなほ國書を保つて身に在るに如かない、君等十年留るとも事は到底結局しない、君等三百人盡く死するとも事は成らない、我れに随つて同じく還り、ともく國王の前に議し、明白に明廷に奏聞したがよいのである。」

慎は復たいはす、去つて惟敬の館舎を訪うたが、惟敬も亦いふ

「勢ひ將に還歸せんとしてゐる、君等も亦行を治めて待たれよ、譬へば或る客が人の家門に到つたやうなものだ、主人が迎へずば何ぞ強ひて留まらうや、關白のなすところ甚だ惡むべきである、好意を以て待ち難い。」

こゝにおいて慎は惟敬を辭して館舎に歸り、一行と歸國を議し、匆々にして行李を治めた。

一七五 前大陸遠征 (四一)

明使を逐ふ (五)

黃慎が行李を治めつゝあるときであつた、調信は又彼れを訪うていふ、

「吾れ諸君と與に來り、太閤の怒りに逢つて諸君を空しく返さうとは思はなかつた、吾れは慙愧に勝へないでゐる、事こゝに至つてこれを喜ぶものは獨り清正ばかりだ、その他の三監軍以下みな歎恨しないものはない、今聞くに、清正は太閤に對し、初め吾が計を聽いて王子を還さずば朝鮮の我れを侮ること必すかくの如くには至らなかつたのである、今再び往けば吾れは當に朝鮮をして王子を遣はして謝せしめる、朝鮮にして若し我が言を聽かずば吾れは兩王子を生擒し來るであらうとい

つたさうである。故に太閤は已に清正等五將をして先づ往かしめ、しかして後、大軍がその後を追はんとしてゐる、君等使臣の歸國は清正より前に在ることなれば、必す清正に先だちて本國に報じ、猷爲するところあるであらう。清正の爲人は他と異なるものがある、若しこの事を知つて速に交戦せんと欲すれば、亦勢ひ周施を許さない、君等今權りに辭を設けて王子を遣はすことを許し、以て戦期を緩うせばどうか。」

これ調信がなほ敵をして、太閤を欺かしめんと欲するものである、敵をして我が主を欺かしめて果して何の得るところあるを期待したか、實に姑息の手段であつて好果を得る所以の道ではない、我が外交家が軟弱にして時勢に通ぜず、得て姑息の手段に出で、國家を誤まるは古今同じだが、それも調信の如きはない、けだしこは行長等が由來取り來つた手段であつた。行長等は或ひは又調信をしてこれを謂はしめたのではなからう歟、しかも慎はこれを肯せず曰く、

「王子は決して來ない、君は我が國情に通じてゐるだらう、王子を送らないのは君の詳に知つてゐるところ、然るになほどうしてこの説をなすか、且つ我が國の制度では、王子は高貴であるとはいへ、只だ祿を食めるのみ、年少の王子事務に暗し、どうして遠く他國に入ることができやうぞ、これをいふとも益なければ、吾等は死すとも亦いはない。」

調信はこれを聞いて、

「吾れはこの意を知つてゐるから、前よりこれをいはなかつた、今これをいふのは妙計がないからである、敢て又その次をいへば僅に一つある、それは使臣の行を一年或は二年に一度とし、禮物の

數を定め、成規の例を以てすることである、吾等便宜これを計うては如何。」
これ又慎等のなし得ないことに屬する、慎すなはちいふ、

「毎年使を送つて規例を定むることは成る可からざることにして、又、使臣の擅に計り得ないところである、まして歳幣の數を定めんと欲するは、我國をして入貢せしむるの意である、國辱これより甚しきはない、決して従ふことはできない、今においてはたゞ死あるのみ、更にいひたまふな。」
慎は異常の士ではない、一凡介のみ、朝鮮は事大國である、明に隸屬して貢獻してゐる、しかも我が國に對してはなほ國辱を云々することを知る、これを如安が北京における醜態に比せば如何、慎は學者にあらざるも多少の文字を知り、時務の大體に通じてゐる、故にこの時に當つて能く彼の言をなし得たのである。これに反して行長等は文字を知らずその命を受けて至れる如安亦然り、彼れが如き醜態あるは、無學の結果である。無學によつて大體を誤り、文字あつて大節に際^まんで奪ふべからざる、兩者の相違實にかくの如きものである、學問はしなくてはならない、無學の類の調信も慎の言を聞いてはさすがに多少の耻づるところあるか、直に取消的口吻に出で、曰く、

「吾れのこの説をなせるは漫りになせるのみ、太閤は既に使臣を待遇するを許さず、この計をどうして施すところあらう。」

これけだし八日の夕のことであつて、彼れ等が明使と與に堺を去つたのは、實にその翌九日であつた。

一七六 前大陸遠征 (四二)

明使を逐ふ (六)

明鮮の使臣が堺を發するまでに、行長等が姑息手段を取つてなほ戰を止めんとしたことは實に前敍の如くである。しかして事の行はれずして兩使が船に上るや、この間、明使は亦彌縫を企てんと欲して鮮使の自由を奪ひ、獨り鮮使の狀啓するを許さない、楊方亨すなはち鮮使と與に行を共にし、沈惟敬は先づ走つて釜山に至つた、こゝにおいてか黃慎は發程の途中一日方亨の船を訪ひ、胸間の悶々をのべて曰く、

「吾等は命を受けて來れるも傳ふるを得ず、且つ速に事情を報ずることを得ない、心中極めて悶迫してゐる。」

方亨も亦同病相ひ憐れむの境遇にあるものだ、これを知らないではないが、いふ、

「姑く徐にせよ、吾等と同行すればよし。」
慎肯かず、

「小邦の事は貴國と異なり前送の事極めて喫緊である、一日先ちて報すれば一日の措置あり、こゝを以て急がずにはゐられない。」

方亨なほ容さすいふ、

「汝先づ人を送るも一二日の先往に過ぎない、吾が行も亦久しく滞在はしない、吾れ已に奏文を草

せるも心中は憤々として筆を執ることを得ない、今明の間に淨寫して送らんほどに姑く待て、惟敬等みな釜山にゐるから、若し鮮使の報が獨り先づ至らば、みな怪むではないか、故に君等が先ちて報するはよろしからず。」

愼はこゝにおいて奈何ともすること能はず、辭して己れの船に歸り、航行を與にして十月十日名護屋に着した。この時風大いに吹き船を出すことができず、留まること數日に及んだが、方亨はこの時初めて鮮使が人を本國に送ることを許した。愼は一軍官を急送して始末を狀啓した。この時太閤も亦寺澤正成を一行の船に遣はして朝鮮を責むるの書を與へた。初め一行は太閤の使書が至ると、太閤が封典に對する謝表であらうと大に喜んで披見したが、審詳の極、その然らざるを知つて落膽した。糠喜びとはこのことであらう。その文意に曰く、

「前年朝鮮、使を送るやこれに委するに情を以てす、しかも明に通達せず、その罪一なり。二王子並にその妻を還したるに來り謝することをなさず、その罪二なり、日明の講和を妨害して數年を経過せしむ、その罪三なり。」

と、既にして一行は名護屋を發し、對馬を経て釜山に着した。これ十一月下旬である。

一行が釜山に着すると愼は更に軍官を馳せて京城に報じ、方亨も亦差官を遣はして北京に奏した。これより先、清正・長政等各々國に歸つて出兵の準備に着手し、行長は既に出で、釜山に來てゐた。そこで愼等が將に京城に歸らんとするや、その夕行長は愼を訪うて一空屋に誘ひ、窃に講和不成の情を以てし、王子を送ることを切望していふ、

「吾れは使臣がこのことを口にし難きを知つてゐる。然れども、すべからくこの情を明陳して、好消息を吾れに報ぜよ。吾れは力めて四五月前には大兵を出さざるやう圖るであらう。若し大兵出來たらんか、好消息ありとても亦及ぶべきでない。」

然れども愼はこれに對して、何等答ふることなくして別れ、翌日程を發して京に歸り、詳に前後の情を奏し、我が再征軍の必ず至ることを陳べた。方亨も亦急ぎ北京に回つた。彼れは愼の如く實を奏しなかつた。すなはち曰く、

「封を受けさせて謝表を待つたが、謝表來らず、和兵撤せず、こゝにおいて徒手、歸國した。」この詭言は、けだし惟敬と商議の上にしたものだらう歟。

愼は實を陳じ、方亨は詭を奏した。然らば芝居の發頭人たる惟敬は果してどうであらう。彼れは正しく方亨を謀れるが如きものである。すなはち使を以て同じく詭り奏していふ、

「豊臣は圖書を折用し正朔を奉せず、人臣の禮なし。」

彼れはかく詭言を弄して明廷を欺けるばかりか、亦勅を奉じたれば、日鮮の事全きを得て、然る後歸るべし、と鮮廷をも詐つて宜寧慶州の地に住まつて、頻りに鮮廷を説いて講和を周旋した。これ成らば北京に歸り、成らざれば我が軍に投せんと欲したからである。

一七七 前大陸遠征 (四三)

朝鮮震恐、明論鼎沸

太閤が使節を逐ふや、使節が未だ日本を離れざるにあたつて早くもこのこと朝鮮の知るところとなり、朝鮮の上下震恐してなすところを知らず、黃愼が名護屋から狀啓するに至つて鮮廷いよく錯愕し、民人は擧つて山林に逃げ、穀物を輸送し、野を清めよと諸道に令し、王は掩泣して李元翼に命じて曰く、

「敵を禦ぐこと専ら卿に委す、卿は南下して措置し、死を効して防禦せよ。」

既にして愼が京城に歸り、情を具して奏するを見るや、直に權挾を明に遣はし、急を告げて兵を請ふた。その狼狽の狀、見るが如くである。

明廷においては方亨が詭奏し、惟愼が亦詭奏し、廷論はその詭奏を看破して甚だ穩やかでない、この時に當つて鮮使が來つて、太閤の使書を具へて事情を報じ、援兵を請ひ、亦清正等が大擧して機張に上陸したとの報が吳越より至つたので、廷論はいよく鼎沸し、石星一派を彈劾するもの、日夜に相ひ繼いだ。周孔教が石星彈劾に曰く、

「兵部石星が、亦國を誤るの罪は、擧げて數ふ可からず、臣等今姑くその一二を擧げんに、石星は最初奏して曰く、日本軍の留まるもの一人もなし、方に冊使を渡海せしむべし、と今冊使は歸來したが、しかも初めより日本軍は減するなくして、反つて増加するを聞く、これ皇上を欺くの一である、石星は初め清正は殺されたと傳ふ、然るに清正は今なほ儼然として兵を領す、これ皇上を欺くの二である、石星は一たび冊封使を出さば、日本は必ず朝鮮を侵犯しない、と然るに使臣未だ歸らざるに、日本軍既に二百艘來つて朝鮮に泊し、梁山一道又已に奪はれた、これ皇上を欺くの三である

古より大臣、窃に家人を使はして敵中に行かしむるの例なし、然るに去年六月、石星は家人を遣はして敵の營中に送り、私に金帛珍寶を送つたこれ皇上を欺くの四である、十二月又表書を偽造し科臣徐成楚に送つて、日本の謝罪をいふも、年月みな偽である、今、遼東巡按李孝思の奏するところに依れば、素日本謝罪の表なしとこれ皇上を欺くの五である、日本の謝罪使なきを知り、皇上の譴責を懼れて日本來り謝するの情あるを奏し、人心を偽り、窃に揚方亨と計つた、これ皇上を欺くの六である、日本大兵を動かして我が國を侵襲せんとするに當り、偽つて日本屬國たらんと稱す、と屬國にして約束に違はざるはなし、これ誰を欺かんとするか、すなはち皇上を欺くの七である、明かに關白の欲するところは、朝鮮の土地である、然るに誑り奏して曰く、關白は禮文を乞ふ、と關白何ぞ朝鮮の一禮文を愛せんや、その皇上を欺くの罪實に八である、しかしてなほ五度國を誤つた、平壤の日本軍が、已に退いて京城を守るや、當時、日本に和を講ずるの意なきに拘はらず、沈惟敬の邪説七事を信じ、しかして日本の術中に陥つた、これその誤りの一である、これより先、川折の戍兵撤せず、朝鮮奈何ともする能はざるをいふや、日本に媚び、その撤兵を乞ふこれ誤りの二である、李宗誠金印を棄て、逃ぐるの時、日本軍の情已に露はる、皇上嚇怒し、廷臣會議を催し、使臣の選擇をなすや、石星は自ら行くべきに敢て行かず、急に塞責を申飭するのみ、督府餉を請ふも與へず、又兵を請ふも送らず、只だ申飭を以て名となす、これ實に中國を制するものである、すなはち誤りの三である、日本軍の用ふるところの軍馬はみな小さし、石星は名馬五百匹を棄て、日本軍に資した、その國を誤らんとするの四である。講和に對して甚だ樂觀を持し、講封以來、日本軍

の日に兵を練り、甲を修め、銃を蓄へて以て釁を窺ふに反し、我れは日に兵を撤し、月に備を弛め、手を措いて以て敵を待つ、これ誤りの五である、今や社稷の安危一髪の間在り、皇上なほこの欺罔の人を信するか。」

と、廷論かくの如く峻厳にして、星一派が脱がるゝに由ない始末となるや、方享は實を語り、見すに石星・孫鏞の書牘を以てし、罪を惟敬と星等に委した。明主はこゝにおいて惟敬を怒り、逮捕を命じ、星を獄に投じ、鏞の職を褫ぎ以て兵を出した。慶長の役はこゝにおいて起つた、これより先、惟敬は宜寧にあつてなほ日鮮の間に周旋してゐたが、干戈既に相交つて事成らざるのみならず、逮捕の令至り、危急となるや、將に我が軍に走らんとして捕へられ、北京に送られ棄市せられた。星も亦その後二年にして獄死した。

説いてこゝに至つて、筆者はカーライルの言を想ふ、曰く『人は如何なる場合においてもウソを吐く自由を有せず』と、眞に然りである。自由を有せざるが故にウソを吐くものは必ず亡びる。惟敬や石星やはすなはちその一例である。彼れ等はその身を亡ぼしたばかりでなく、その國を誤つた。けだし行長三監等も沈惟敬、石星の輩と同罪である。然るに彼れは亡ぼされ、これは脱がれた、何の故であらう。太閤が寛容であつたからである。

一七八 大政所の他界

太閤が朝鮮の使節を逐うて直に再征の役となつた。けれども古來これを文祿慶長の役といつて前後の二役と

なしてゐる。けだし前後の規模自ら異なるものがあるからである。こゝにおいて筆者も亦前後の二役となし、前役は以上の叙述で終りとし、更に、後大陸遠征を記述しやう。しかも顧みれば、征戦中に戦争關係以外のできごとで記述を漏すべからざるものが多々あつた。故に先づその二三をこの場合に記叙し、しかして後更に後大陸遠征の篇に移るであらう。

ナポレオンが世界一統を志望して征戦又征戦、ほとんど寧日なく、遂には羅馬法王をまでも、巴里に幽閉するに至つたので、その母レチシア、書その異母弟フッシュウ大僧正に送つて曰く、

「ナポレオンは既得のものに満足せず、なほ多くを獲んとしてゐる、これ一切を失ふの道である、妾はこれを思ふと、ろくろく眠ることもできません」

これレチシアがナポレオンの盛時においてその衰運を豫見し、哀泣の餘り發した言葉である。太閤が遠征を企圖した時、その母大政所は日夜哀泣して、決して親ら渡海してはならないといつてゐた。その所以の世に傳はれるところによれば、太閤は耳順に近き老齡であるからだとのことである。けれどもも賢なることレチシアに劣らざる大政所である、必ずしも老齡といふだけのことではなからう。必ずや亦太閤が飽くことなきを知らざるを哀んでのことであつたらう、そのいづれでもあれ鬼に角遠征に原因して大政所は病を發した。

八十に近き高齡であつて只ださへ老衰し、病に罹り易いのに、太閤の遠征を見て、日夜に哀泣した大政所である、遂に病まざるを得なかつたことであらう。すなはち太閤が名護屋に下ると間もなく聚樂において病床につき、症状一日は一日よりおもしろくない、秀次はこれを刻々に報じ、使者は名護

屋の本營に日々相ひ繼ぐの有様であつた、君に忠なること、當時においては、太閤の如きは亦希れなるものであつたから、孝において缺くところのあらうはずはない、すなはち太閤は生前一目、見えなければならぬとて、軍務を家康利家の二人に委ね、匆々名護屋を發して東上した。これ文祿元年七月十三日のことである、この間太閤は諸社諸山に代參の使者を遣はし祈願して曰く、願くば慈母の命を今年延長したまへ、若し一年を願ふことができずば半年でもよし、三月でもよし、これもなほ且つ協はずば、切めて予れの歸着するまでなりとも延長して給へよ、とそして程を急いで小倉に出で、船によつて瀬門を渡つたが、風俄に起つて船は方位を失ひ、附近の岩上に乗上げて、船は破れ半ば沈んで、危難その身に及び、辛くも岩上に避けて、濡れたる衣を脱し裸體のまゝで救を待ち、毛利秀元が來り救ふたので、漸く馬關に上陸した。

かく祈願をなし、かく危難を侵して京師に馳着いたが、神佛はその祈願を容れなかつたか、病魔が神佛に打ち勝つたのか、大政所は既にこの世の人ではなかつた。すなはち七月廿三日朝、溘焉として逝つたのである。太閤は歸着と同時にこれを聞いてたちまち卒倒し、一時は人事不省となつた。殿中ではこれを見て大に騒動し、そつちよりは、こつちが大切、と殿中の人みなこれに集り、典藥は驅けつけ、應急手當をして、漸く蘇生したが、しばしは呆然として涙もなく、やがてのことに悲慟哭泣、涙は雨の如く、再三、生前別辭を交へ得なかつたは、証明のゆゑである、殘念亦一層だと繰り返し繰り返したといふことである。それより葬儀を大徳寺に行ふたが、その盛大なりしこと古今に比類なきものであつた。かくして淀君の居邸の淀城に下つて喪に服し、九月下旬に入つて漸く名護屋に下つた。

けれども孝心なほ減ぜざるものがあつて、これより先、八月、追葬のため高野山に剃髮寺建立を命じその寺領として一萬石を寄附した。文祿三年三月は高野山に詣うでたがその時旅館としたる青巖寺はすなはちこれであつた。古人のいはゆる事ふること父母在すが如くすとは太閤の謂ひであらうか。
なほ太閤の如何に孝心に厚かつたかを見んがために、左に彼れが小田原陣中から慈母に送つた一書牘を掲げる。

かへすぐ、わがみ我事、御あ

んじなされまじくゆ、一だん良

さいく文給ゆ、御うれしくゆ、こなた

とそくさい息にて五せん御

の事あんじなされまじくゆ、いよく

もあがりゆま、御心やすくゆ

小たわらかたくとりまかせゆにより、

べくゆ、そもじさま御ゆさん山遊

はやくくにくく十の物八つほど申つ

ゆて、き氣をもなぐさみ賑わ

けゆて、百せう姓どもまでめし出し、

かく御なりゆて可給ゆ、たのみ申

ゆく／＼と申つけい、小たわらの事

い、又大なんご言言そくさいの

は、くわんとう東東ひのもと本

よし、なにより／＼御うれしくい、

までのおきめ目にていまゝ、ほし

いよ／＼ようぜう生せん事

ころし千に申つく可い間、としを

にていよし、御申いべくい、以上

とり可申い、たゞしわがみは、そもじさま又はわかざみみまい舞ながら、

としの内参い、御めにかゝり可申い、御心やすくいべくいかしこ

五月一日

てんか

大まるところ殿さま

書中大納言云々とあるは彼れの異父弟秀長のことをいふ。

一七九 秀頼の誕生

一憂あれば、一喜あり、人生は必ずしも悲観すべきでない。大政所を失つた太閤は、狂せんばかり

に歎いたが、秀頼の誕生を聞いた時には、又狂せんばかりに喜んだ。人のこの世に在るは他なし、この生をして永劫に存せしめんと欲するにある。子を思ふはこの意に外ならず、發しては情となり、燃えては愛となるのである。若きも子は欲しい、老いては亦格別である。さきに鶴松に天せられて繼嗣に絶望せる時である、秀頼の誕生を聞いて太閤たるもの、どうして狂喜せずにられやう、彼れが狂喜の程度は、名護屋においてこの慶報に接した時、たちどころに筆を執つて北政所に書遣せる左の一手束に見ることができぬ。

かへす／＼、この子はひろ

い給と申いべくい、こなたを甘

はや／＼とまつら浦人をこし細

五日にいで可申い、やがて参い

い事、まんどくにてい、そもじよりれ

御めにかゝり御物がたり申いべく

い申いべくい、さだめてまつら

い、

子をひろいいで、はや／＼と申し

い間、すなはちこ子のな名ひろい

こ子と申い、した／＼下々まで

お御のじ字もつけゆまじくゆ、ひろ
い／＼と可申ゆ、やがて／＼かいぢん
陣可申ゆ、心やすくゆ、めでたくか
しく

八月九日

大 か う

おねへ参

読み去り読み来れば、まことに狂喜の極、多くを語る能はざるの風情あり、書中の松浦人とは和泉の人であつて松浦讃岐守と稱するものである。又定めて松浦、子を拾ひ候て云々とは、彼れがさきに鶴松の天死を見たので、淀君が再び妊娠するや、その産れるを待つて直に遺棄し、松浦をして拾はしむべしと命じて置いたからいふのである。けだし我が俗に四十二の厄年に子を生めば、棄てゝ人に拾はしめるの風習がある、こはかくしなれば子が育たぬとの迷信によるのである。太閤が秀頼を生んだのは厄年ではない、實に五十七歳の時であつた、しかもこの迷信に従ふのは何故であらう。こは他でもない、鶴松の天死から、俗に従つて禁厭法をやつたものである。全球の掌握を志望した大英雄にしてこの迷信があつた、稗氣愛すべきであらう。子の名は拾子と稱し、下々まで御の字を附して呼んではいけないと命じたところ、その迷信いかに深きものがあつたかゞ、うかゞはれる。しかもこの禁をいつしか忘れ自ら破つて、御の字を附した滑稽なことがある。すなはち秀頼がやゝ長じて六歳となつた時、たま／＼居を易へて伏見にゐるが、その時太閤は大阪から秀頼に書送して曰く、

返／＼御ゆかしく敷ゆま、や

がて／＼参ゆて、くち口をすい

文給ゆ、御うれしくおもひり、こ

可申ゆ、又われ／＼るす守に、

とにみ事につめ爪のかたな刀一し

人にくちを御すわせゆはんとおも

ほまんぞく申ゆ、やがて／＼参ゆて、

ひり、たか鷹のかん雁三

御禮可申ゆへども、まづ／＼はりのが

さを神進上

み播磨守をもて申上ゆ、おの／＼へ

も事申ゆべくゆ

めでたくかしこ

正月二日

大さかより

御ひろいさま返事

大 か う

と宛名の御ひろい、これ實に太閤自らその禁を破つたものである。讀みてその口を吸はんといひ、人にも吸はせ……といふあたりに至つては、いくたび讀んでもウフツを禁じ能はない。

ナポレオンがマリー・ルイズと再婚し、マリーが皇儲を分娩した時、彼れは狂喜して嬰兒に接吻し、爾來溺愛、人に超へ、かへつて保育係のモンテスキュー夫人をしてしばく眉を擧めさせたことがある。太閤がその子を得て狂喜、溺愛するところ亦ナポレオンと相ひ似てゐるではないか。

附記 淀君が秀頼を分娩したとき、當時世人は太閤の子ではない、實は大野修理の子であるといつた、この説は當時専ら傳へられたと見え、捕虜となつて伏見に来てゐた鮮人姜沆の手記にかゝる『看羊録』にも記載してある、けれどもこは全く淀君に取つて冤罪である、淀君は文祿元年多名護屋に太閤の下にあつた、そして妊娠の徴、明瞭となつて二年春、名護屋を辭し、以て八月大阪において分娩したのである。これすなはち證とすべきである。由來英雄に子なくして、晩年に至つて儲くる時には人々は動々もすればこの種の風説をなすものである。マリー・ルイズが皇儲を産んだ時にも、種々の風説が傳つた、すなはちマリーは子なきが故に、ナポレオンの私生子を以て己れの産んだところとしたとか、或は分娩したが女兒であつたから、他生の男子と取りかへて發表したとか、風説は更に風説を生んで殆ど停止するところがなかつた。けれども皇儲は確にマリーの産んだものである。その證は幾多の動かすべからざる史料がある。淀君の冤罪は實にマリーと相ひ同じだ、太閤とナポレオンは相似てゐるから、マリーと淀君との冤罪も亦相ひ似てゐるのであるであらうか、奇といふべきである。

一八〇 伏見に城く (上)

五歩に一樓、十五歩一閣、連延曲折、迷うて路を知らず、神運鬼籌があるとても僅少の歳月を以て工を畢り得べきではない。しかもそれを一年ならざるに板築既に終つた。と鮮人姜沆が驚歎したのは

太閤の築くところの伏見城である。そもく太閤がこれを築くに至つたその原因は何れにあるか。世人は秀次、關白として聚樂に在るに、秀頼亦生れたから一居城を興へねばならない。そして秀頼に與ふるは大阪より外には好適のものはない。京阪の二城を既に二子に與ふれば、太閤の居城も亦なくてはならない。既に居城がなくてはならないとして、新に城くとすれば、京阪の間を聯絡することを切要とする。これ地を伏見にトした所以であるといふ。まことに然りである。けれどもなほ原因がその外にもあることを知らなければならぬ。すなはち太閤は証明の師を起したけれども、計企が思ふやうになつたことこれである。若し太閤にして証明當初の計畫の如く着々圖に當つて成功したなら、その目的は明國に移つて世界を一統するにある、甯波に城きこそすれ伏見に城く必要はない。故に伏見に城ける所以は証明の志願を斷念した結果と見るべきである。斷念しなくとも當分見合はさんとした結果と見るべきであらう。まことに太閤が伏見に城いたのは、たましく彼れがその頃已に証明の成功の覺束なきを悟つてゐたことを表白するものである。

この名城は文祿三年正月、工を起し、四年に略成つてその年の三月、太閤既にこれに移り、翌慶長元年には、ほとんど竣工したが、その年七月、大震災があつて、ところくを破壊されたから、亦更に新築したので、全く完成を見たのは慶長二年であつて、その工前後五年に互つた。五年を費したからといつても、その規模の壯大なるは大阪に次ぎ、その美觀は聚樂に超へたといふから、姜沆のいはゆる神運鬼籌も及ばざるものである。太閤が初めこの城を築かんとするや、先づ三成等五奉行に命じて普請奉行を選させた。三成等すなはち十三人を選んで諮問に應へ太閤はその内から六人を抜いて

これに命じた。佐久間河内守、瀧川豊前守、佐藤駿河守、水野龜助、石尾與兵衛、竹中貞右衛門、これである。六人が命に應じて着到すると、太閤は更に諸侯に賦役を課したがその数は實に二十五萬であつた。

かくして賦役の人数二十五萬が各地から伏見に着し、二月初旬、工事に着手し、濠を掘るものあれば、石垣を作るものあり、殿堂を營むものあれば、長屋を建つるものあり、そしてその大石は醍醐、山科、比叡より運び、その材木は木曾や土佐より輸送して來た。かくてたちまちにして規模の概見されるに至つた時、伏見山を根柢として北は大龜谷を限つて深草山と對し、南は宇治川を帶び、巨椋池を望み、東は木幡山を包み、西は伏見市街に接し、包括の大なること今日その址を見て驚歎の外はない、規模既に斯くの如くであつて、これに施した幾多の工事は、五歩に一樓、十五歩一閣のみではない、西北方には内濠外濠を穿ち更に萬疊敷の西端から宇治川にかけて大濠を穿ち、亦内外の郭を作り内郭は瓦町より西走して竹田街道に互り、外郭は七面山より高橋に至り、後には亦木幡に一大牙城を新築した。

一八一 伏見に城く (下)

太閤の居るところとしては、もちろん最高の地を選び、これに五層の天主閣があり、その満瓦は金泥に彩られて、天日に輝き、閣の南に當るところには茶室を設けた。その浦酒の致は風流漢をして垂涎せしめ、又北に當つて松の丸あり、山岡丸あり、長東郭もこゝにある、長東郭はいふまでもなく長

東正家の邸宅である。松の丸とはその名の優美なるが如く、彼が側室京極氏の居るところである、視眸を一轉して西の方を眺めると千疊敷がある、石田郭もあり、下野郭もある、石田郭は誰れあらう、治部三成の館舎を云ふのである。更に轉じて南を見れば名護屋丸あり、増田郭がある、名護屋丸とは遠征記念の一閣であつて、名護屋の行營を偲ぶところ、増田郭は長盛の居館である。この外諸侯の館舎ところ／＼にあり、先きにいふところの五歩に一樓、十五歩一閣は詩人的皇張の形容ではない。且つ前記の山里の茶室に至つては朱光、澄嵐、宗珠、宗悟、紹鷗、利休、道珍の流風を折衷し、その材に沈香を用ゐ、爐縁も亦沈香に依る。故に爐火一たび燃ゆるときは、薰香、室中に満ちて人々登仙の思ひがあつたといふ。しかしてこれを學問所と名づけ、當時の文章家承兌長老に命じてその記を作らせた。文は和臭、鼻につくが、讀み去り讀み來るとき、亦その相地の概況を窺見するに足るの材料とはならう、すなはち左の如くである。

學問所記

城州伏見の里は、天下の勝地なり、大相國故を相して、大城を築き一華第を營み、松竹を栽ゑて深林を作し高堂を建て、學問所と號す、堂の四維には茅屋を構へ、屋中には、一々倭歌を賦して、風景を吟詠せり、故人の英豪を集め、仙茶を煎て數奇の可否を爲す、堂前には長橋あり、此の橋を過ぐる者は、江山の烟景を見て、歸期を知らず、故に之を名づくるに日昏を以てす、數奇に於て、其の心親切なる者は、此の橋上に臨むときは希求する所を啓く可し、親疎を論せず、威な景慕の深きは、招きて以て賓客と爲さんと欲す、大相國、外は隆に勝邊を作して、内は干戈を忘れず、大明已に入貢し、朝鮮悉く征伐せらる、四夷風を聞きて來享す、寔に古今の名相也。慶長三年戊戌孟春十一日南禪承兌謹誌焉 (漢文直譯)

沈香も焚かず、屍も放らずといふことあるが、太閤の如きは沈香を焚くばかりか、その巨材を以て寮舎を作つた、豪懐、人に超ゆること數等といふべきだ。一斑を以て全豹を知るとせば、寮舎の一事を以て全體の結構を察想することができる。若しなほその實際を見んことをねがはゞ、京都に一日遊ぶがよからう。西本願寺に入れば唐門飛雲閣次には浪の間、客殿があり、轉じて大徳寺、三寶院、豊國神社に詣れば、亦いづれも唐門がある、これみな伏見の遺物である。

伏見名城の一斑は、實に絳上の如くであるが、しかもなほ記筆を擱きたいものがある、それに關聯して治水、通路の大土工を起したことがそれである、すなはち彼の城を築くと同時に通路は大和街道を始め、觀修寺道、宇治街道を構築し、治水は宇治と山科の兩川をば巨椽池を絶つて西流せしめ、城の南麓を廻らして要害、運輸の兩得を擧げた。名城の名城たるところは、實にこれ等大土工が、以て防禦と交通とを利便にし、その宏壯なる規模と相ひ待つものがあつたからであらう。太閤はいうた。

「誰れがこの城を抜かうとするだらうか、内外相ひ應じなければ抜くことはできない。」
果して後年、鳥居元忠がこれを守つたとき、秀家、秀秋、義弘、秀元等が四方より包み、四萬の大勢を以て攻めたが抜けず、正家が城兵を誘降して内應させて漸く落した。

かゝる名城であればこそ、太閤が遠行の後、庚子の役に焼いたとはいへ、家光が亦これを修築してこゝに將軍職を拜したことがあつた。今ではこの城は影も形も見られないが、その天主臺上は、明治帝が親ら相させたまうて、永世の聖地としたまうた。聞けば明治帝が平生御愛の書は實に太閤記であつたといふ。清國を膺懲し、露國を討伐し、朝鮮を併合し、以て太閤の成らざりしを就し、以て太閤

遠行の地に永眠したまふ。太閤の英魂は、明治帝を待つて始めて瞑したらう。

一八二 吉野の遊

英雄が斯世に在るときは、一切を超越する、行はうとして拘はるものはない、それ故に爲すことも大きければ遊ぶことも亦大きい。大に遊び大に爲し、その間、人の是非を顧みない。英雄の胸中には眞あつて偽なく、實あつて虚はない、彼は眞實に活くるものである。太閤の如きは實にこの眞實心を最もよく發揮した大英雄であらう。彼れは師を海外に暴し、或は大に伏見に城きながら、その間において吉野觀櫻としやれてゐる。すなはち文祿三年二月下旬のことであつた。吉野の遊の準備を命じ、關白秀次を首め晴季、親綱等の公卿より、家康、利家、秀家、氏郷等の諸侯を従へて廿五日大阪を立つた、その人數は一萬人。

古來花見には大概變裝がある。酒ばかりが櫻ではない。太閤はハイカラのさきがけであつて、常に流行を追ひ、新奇を好んだものであつた。變裝は最も喜んだものだ。當日の彼れの行装を見れば、眉を作り、鬢を附け鐵漿を黒く塗り、いとも若やかに扮裝した。主人がしかくハイカラなれば、一行とても作らずにはゐない。思ひ／＼に趣向を凝らし、美を競ひ、麗を盡くして従つた。かゝる行装の一隊で、遂に吉野を指したこゝで、道路の群衆は堵をなして、送迎に目を驚かした。

廿七日、紀州に入つて、六田の橋を打ち渡り、市の阪に着したとき、こゝに一棟の掛茶屋があつた、これ秀俊の設けたところである。太閤は先づそこに寄つてあつさり饗膳の馳走を受け、それより山に

分け入つて、千本櫻、花園、さては櫻田、ぬたの山、或ひは隠れ家の松など、遠近を經回つて聞きしに勝る勝景に驚歎し、先づ一歌を詠じていふ、

吉野山梢の花のいろくくに、おどろかれぬる雪の曙

更に關屋に歩を移し、花の本で各自一首の短冊をものした、その二三を抜けば左の如くである。

○

太 閣

吉野山誰とむるとはなけれどもこよひもはなのかげにやどらむ

○

秀 次

木々は花こけ路は雪とみよしの、分あかぬ山の春のそこかな

○

晴 季

櫻ちる木々の梢のにしき着て、よしのの山を分かへるなり

○

秀 俊

ちりそふもよしやおしまじ芳野山、花を木かげの雪とながめて

○

道 澄

芳野山木の本毎に關すえて、もるとはなきも花にやすらふ

○

玄 旨

御芳野や花は深雪となり茂み、おひもなづまぬ木々の下草

○

紹 巴

あけぼの、雪とや見えむ吉野山、ときは木までも花のあらしに

かく物した各自が一首の短冊は、艶笑の枝間に吊りさげられた、花はこれ天下の花、人はこれ千古の雄、これ既に稀有の幕ではある、歌詠の巧拙は問ふところでない、關屋の花を眺めをれば、それより又歩を移して、かねの鳥居、仁王門を通りぬけ、藏王堂に參詣し、こゝにも秀俊の建て置いた旅館と舞臺があつたので、しばしの想ひをそこにした。だが、この日はなぜか、すきの能の催しがなかつた。去つて櫻嶽に攀ち、後醍醐帝の御跡を偲び、下つて吉水の旅館に入つた、吉水は昔時一城があつて、曾つては義經の隠れたところである、太閤はこゝに二日を暮したが、その間、一行の警固が甚だ厳しいので、太閤はこれを見て

「何か仔細でもあつて、そのやうに警固を厳しくするのであるか、吾が左右には小姓があればそれで足りる、他はみな去つて花を賞したがよからうぞ」

といひ、酒肴をさへ分賜した、かくして廿九日には、大歌會の催しがあり、太閤を首めとし、秀次、晴季、親綱、輝資、家康、秀康、秀俊、氏郷、常眞、紹巴等十九人、各々五首を詠じた、太閤のそれは左の如きものである。

花 の 願

いつしかと思ひをくりし芳野山の、花をけふしも見そめぬる哉

不 散 花 風

春風の吹とも花は且さきて、しづ心にしながめけるかな

瀧の上の花

瀧津波下すいかだのよしのやま、梢の花のさかりなるかな

神前の花

春はなを神のめぐみの櫻ばな、まふでてみるや御芳野の山

花の祝

乙女子が袖ふる山に千年へて、ながめにあかし花の色香を

こゝに至つて清遊三日、しかも興なほ盡きなかつたか、翌日又もや山上の花に三章を興へて、かくて名花に訣別した。彼がこの遊の如何に名残り惜しかつたかは、下山の途中藏王山で詠んだ一歌が、最もよくそれを證してゐる。

歸らじとおもふ家路を入あひの、鐘こそ花のうらみなりけれ

一八三 高野詣

太閤は吉野よりの歸途、家康、利家、氏郷等以下諸人一萬を具して高野に詣でた。それは三月三日のことである。亡母のために建立せる青巖寺を旅館とし、四日こゝに一山の衆徒を召して、亡母三週の大法會を營み、百韻の連歌を賦した。又供養能の催しがあつた。木村半介、一切周旋の任に當つてにはかに準備を整へたが、役者には今春八郎を首めとし、數人の名手が供奉してゐたので、直に召しに應じて出た。曲はその頃新作した明智、柴田、北條など、太閤自身の上にかゝつてをり、かりそめ

にも興行物の見ることでできない僻地のことであるから、見物人は衆僧を初め山中一切の老若、渴者の水を得たやうに、五日朝來青巖寺に押し寄せて門の内外に舞めき合つた。やがて舞臺は開かれて、「……これは羽柴筑前守秀吉なり、さても我が君信長公、西國追討の事、其の仰を蒙り、天正十年の春より、備中表敵軍對陣候ふ處に、明智日向守逆心を構へ、將軍を討ち奉るよし注進候ふ間、光秀が頭を刎ねうするにて候……」など、明智討に初まつて、柴田退治や北條征伐、その他數番の催しがあり、且つ特に新作高野詣の一曲を謡はせた。

この日、碧落、拭へるが如くにして一片の雲を見ず、微風もなかつたが興行の中頃から、天は墨を捲き、雷鳴は殷々として轟き、暴風猛雨は山を包んでしまつた。これがため観客は色を失ひ、太閤もいさゝか意外に感じたといふ。

太閤滞留三日にして供養能を終り、金堂の朽ちたるを修繕し、かくて高野を下つて麓の兵庫寺に一泊し、堺を経て大阪に歸つたが、この時において一佳話がある、太閤が青巖寺において割粥を命じ、料理人が暫らくにしてこれを進上したところ、太閤はその意外に速やかなるを感賞し、

「高野には杵臼がないはず、予が割粥を好めることを知つて、杵臼を準備したことは、料理人の用意に周到である。」

といつた。ところが料理人にはこの用意があつたわけではない。實は命が下つて大いに窮し、數人で米を祖上で割つて、かくは命を果したのであつた。そこで太閤はこれを聞いて感歎するかと思ひの外

大いに怒り、

「杵臼がなかつたら、何故ないといはないか、そして常の粥を出さなかつたか、予が力を以てすれば、粒々削つて食ふは意のまゝだが、さやうな奢りは断じてなすべきことではない。」

といった。誠に彼れの力を以てすれば、粒々削つて喰ふも決して難きことではない、だが太閤はこれをしてない、かへつてそれを聞いて料理人を戒めた。儉約の心あるものでなくては出ない言葉である。太閤をしていつも豪華の人となすはこの種の半面を知らないものゝことである。英雄の性格は單純なる觀察を許さない、筆者は世の太閤研究者が宜しくこの種の小心翼翼たる太閤の一面を特に研究されることを望みたい。

一八四 氏郷の逝去

太閤の股肱にして名あるものは甚だ多い。だが文あるものは武なく、武あるものは文なく、文武兩ながら兼ね備へて一世の雄たるものに至つては甚だ稀である。氏郷の如きはその稀に在るところの一股肱であつたらうか。太閤は平生、氏郷を愛してゐた、小田原征討の直後、會津に封するものを選んだ時、諸將の中で封すべきものは頗る多かつたがこれ等のうちから封せずして敢て氏郷を簡封した。しかく太閤が熱愛した氏郷は文祿四年二月七日を以て病のために溘焉として逝つた。太閤の落膽は如何ばかりであつたらう。

初め氏郷が名護屋の行營で病んだ時、太閤は頗る痛心し、醫の宗叔を遣はして治療させたが、その

時は、藥石効あつて少しく快方に向つた、その後京師に歸つてから又重態に陥つた、こゝにおいて太閤は法眼正純を遣はして治療せしめ、病いよく篤くなつてからはさきの宗叔はもろろん、凡そ名醫といふ名醫を悉く遣はして治療した。けれども病は依然として退かず、一日は一日より危く、遂に四十を一期として永眠した人間四十は方に大いに爲すある時である氏郷はこの時を以て病魔の奪ひ去るところとなつた、太閤の哀惜はけだし非常であつたらう。果して太閤は直ちに氏郷の嗣子鶴千代に朱章し、領地を元の如く與へていふには、氏郷は我が殊寵したものである。汝は幼いが、特にその後封する、としかして鶴千代に妻はすに家康の一女を以てし、なほ家康、利家、長政等五人に命じてその財政を監督させた。

これけだし太閤が、氏郷追念の一端を見せたものである。氏郷は初め信長に仕へたが、その信長が一朝本能寺に變に遭ふや、太閤に仕へて忠を勵み、たちまち太閤の股肱となり、爾來太閤とは父子の如く、昆弟の如く、水魚の交りを續けた、江村專齋の老人雑話に、

「太閤氏郷を會津に封じ、後、氏郷の出仕するや、太閤他事を問はずしていふ、汝書を能くす、吾が爲に謡曲一本を書せよ、と小姓に命じて筆紙を運ばしむ。」

とある、これ水魚も只ならざるを證するものである。氏郷には大志があつたから、文事武事兩つながら精勵した。しかしてその士を愛することは又尋常ではなかつた。こゝにおいて名士は四方より歸屬した。彼れはこれに厚祿を與へて用ゐ、ために百萬の大封といへども、時々財政の窮乏を告げ、かへつて家臣から養ひを受けることがあ

つたといふ。その疎財、見るべきである。およそ天下に爲す有らんとするものは、財に疎でなければならぬ。三成が僅に二十萬石の小封を以てよく關ヶ原の大役を起し得た所以も、一に彼れが平生、疎財にして以て士を養ふところあつたからである。氏郷の疎財は亦三成と等しくその大志あることを語るものである。

氏郷は亦恩義に厚かつた、彼れの家は元江州佐々木の臣である、彼れは信長、太閤と轉仕したのもかゝらず、佐々木に對する舊恩を忘れず、佐々木義賢の一子が太閤に仕へて二百石の微祿に在つたが、彼れはこれに會ふ毎に刀を持って陪從したといふ、古賀精里はこれを評して曰く、

「百二十萬石の大諸侯を以てして、二百石の舊君の爲に刀を捉りて隨行すること僕隸の如きは高誼厚情古人の中に在りても未だ其の比を見ざるなり。」

と、同感、々々。

氏郷の武事はいふまでもない、その文事に至つては、儒佛を南化和尙に學び、和歌を宗養紹巴に學び、天性の發明は、學びて通ぜざるなし、和歌、文章の如き、頗る見るべきものがあつた、世に傳ふる氏郷紀行の如きは、簡勁の國文にして武將の作としては出色のものである、しかのみならず彼れは亦茶事を極めてそれに深く、人々の彼れに師事したものは少くなかつた。彼れが辭世の一章に

限りあれば吹かねど花は散るものを、心短き春の山風
嗚呼、これ壯歳方に爲すあるの時に當つて爲し能はず、風懷に托して天の無情を歎じたものではないか、綿々たる憾みは千載に盡きない。

〔附言〕 氏郷が病んで死んだ時、當時人々はこれを太閤が忌みて毒殺したものであるといひ、諸書みなしかく傳へてゐるが、いづくぞ知らん、氏郷の病は瘡であつた、それが胃瘡か直腸瘡かは不明であるが、瘡であつたことだけは明かである、氏郷主治醫の目録である醫學正天記に下血と書いてあるのを以て證據とすべきである、さるにても何者のいたづらであるか、太閤を傷つること亦甚だしきものである、毒を服したものが二年も三年も病ふこと道理においてあるべきでない、この一事を以てするもその毒殺でないことは明かではないか。

一八五 舉國檢地を命ず (上)

孝徳帝の大化二年に、土地の賣買を禁じ白雉三年に、班田の制を布き、こゝに土地國有主義が斷行されて、今のいはゆる社會主義者の理想の一端が實現されたが、この時この國有の土地を稱して公田といつた。尤も公田は宅地田地等經濟的能力を有した土地であつて、官帳に記入されたものに限つてゐた。故に當時は人口が稀薄であつたから未開墾地であつて、公田と稱しないものが甚だ多かつた、こゝにおいて貴族僧侶等、權勢を擅にせるものは、これを別莊の名義で下賜を願ひ、争うて開墾し占有した。これが莊園と名けられたところの私田である。

世代推移して人口増加すると共に、莊園ますます開けて公田とその勢を異にし、公田はそれがために勢を壓せられ、いつしかこれに合せられて自然消滅の姿となつたので、亦莊園支配の制がなくてはならない。すなはち頼朝の時、追捕使を派し、後には守護を置き、地頭を設け、以て莊園を支配した、追捕使は警察官であつて、地主の亂暴を警める役人である。守護は班田制の時の國司に類し、今の知事の如きものに加ふるに收稅官を兼ねたる官吏である、地頭は領家すなはち貴族僧侶等と地主との間

に介在して便利處理する辨理官である。かくの如くにして莊園は行はれたが、北條を経て足利氏に移り、應仁の亂以來、天下一日も戰亂熄む時なく、秩序全く紊亂するや、守護は戰亂を口實に、京納の輸送を廢し、地主の年貢を着服して、しかも後には他家の領分をも奪つて己の有とし、強い者勝ちとなつて終には切高名と稱し、各々その地を奪取して、割據して諸侯と稱した。莊園はこゝにおいて全然破壊されてしまつた。これを戰國割據の時代といふのである。事態かくの如くなつたので諸侯は朝廷に隠し、地主は諸侯に隠し、土地の制度は廢れてしまつて些しの見るべきものがなく、一國一地も知ることができない、これが檢地の必要ある所以であつた。

秀吉は天下を一統すると、直に檢地を行ひ、奥州下向の時には、會津の地を三成、長政に命じて檢し、文祿三年には伊勢の地を檢し、翌四年六月いよく全國に互つて檢地を行つた。これは天正十八年より慶長三年、彼れが大漸するまで行つて止めなかつた。

檢地は換言すれば丈量である、すなはち土地の測量である、土地の測量であるから隠蔽せるものは曝露する。この故に諸侯地主はこれを好まない、秀吉の時に當つて諸侯の多くは、秀吉の封するところであつたから、諸侯は敢て否まないが、地主に至つては動々もすればこれを拒んだ、佐々成政が肥後において匪徒に惱まされた如きはその一例である。

秀吉は能くこの事情を察知せるが故に、成政を封する時には、三年地を檢してはならないと命じたが、かくの如く困難な檢地を東北に試み、後には天下に行つたのである。如何なる方法、如何なる態度を取つて行つたかは、文祿三年伊勢檢地の文書を見れば、當初からの方法態度が窺はれる、その文

書は左の如し。

就伊勢國御檢地定條々

- 一 田畑屋敷六尺二寸棹を以て五間に六十間三百歩を一反に可致檢地事
 - 一 上田一石五斗。中田一石三斗。下田一石一斗。下々は見斗可相定事
 - 一 上畑一石二斗。中畑一石。下畑八斗。下々見斗相定事
 - 一 屋敷方一石二斗たるべき事
 - 一 山畑川田多先斗代官相其上見斗斗代可相定事
 - 一 山手錢鹽濱小物成の事先指出申付け其上見斗年貢可相定事
 - 一 在々の上中下並井懸り麥田損水念を入見分斗代可相定事
 - 一 一村切傍示を立入組無之様可相定今迄傍示相紛候は隣郷の上使申談新傍示界可相定事
 - 一 一升は京升に相定則檢地爲奉行左様に京升を相調可遣前の升を集可取上事
 - 一 檢地百姓にもうつさせ請狀申付以來斗違棹違等無之様に可申付候則檢地爲奉行其在々の長面に割を仕可渡一如御法度自賄に可仕候。但さうし。薪。ぬかわら地下人に丈可被遣之事
 - 一 給人百姓にたのまれ禮儀禮物を取私曲の族有之ば聞付次第遂糺明さほ打のもの不相届に付ては可加成敗。主人相紛付而は無用捨在様に可令言上事
- 右之條々相守下々迄此一書をき、さほ打に可申付也

文祿三年六月十七日 朱 印

羽柴下總との

服部采女との

岡本下野守との
一柳右兵太夫との
朽木河内守との
新庄東國との

これによつて見れば、反別を改創して従来の三百六十歩一反を三百歩となし、從來不同の升を改めて京升に一定し、村落の境界を正し、しかしてこの檢地に從事せるもの不正を嚴禁し、收賄を豫防した。秀吉が檢地の方法の創新なること、その態度の下々に對して公正であり、吏員に對して嚴正であつたことはこれによつて察知することができよう。

一八六 舉國檢地を命ず (下)

ナポレオンが天下を一統した時には法律を制定して、遍く天下を丈量した、三角測量によつて面積を積算し、田地に等級を附して五等に分ち、既往十五年中の最豊最凶各二年を控除して、十一箇年の平均收穫を割出し、これによつて賦税の額を一定した。これナポレオンの創意に出でたるものである。秀吉の爲したところをこれに視ぶれば、その方法こそ異へ、その意は亦同一ではあつた。

檢地の事は、獨り秀吉に始まつたものではない、古來人々銘々に行つたものである、後北條氏の如きは、夙にこれを試み、後々もしばしば議に上り、時々これを行つた。秀吉の如きはこれを大仕懸にし、且つ創新の方法に出でたるのみ、たゞそれ創新の方法に出でたのに過ぎない、こゝにおいてこれを惡評するものがある。新井白石の如きは其の最も甚しきものである、彼れはその著讀史餘論にお

いて、

此人天下の田を丈量するに、古法を變じて三百歩を一反とす、古の說に三百六十歩を以て一反とする事、一步を以て一夫一日の食として、一年の食分にあつといふ、然るをかくつゝめられしに、又當代六尺の繩を用ゐられしかば、古の三百歩の中にして六十歩を失へり、民いかで窮せざらむ、されど此法再び古に復せん事井田の一度變じて復し難きが如くなるべし、思ふに此人の丈量せられしは、昔の如く或は一國一郡一莊をあたへむには六十六州の地、猶たらず思ひてかくは計られしにやと思ふなり。

といつてゐる。これを漫然として讀むときは、その言一理あるやうだが、少しく稽考すれば、誣ゆるの甚だしきものにして、ためにするところの論に過ぎない。三百六十歩を三百歩とするは便宜に出でたものである。六十歩を減じて租税は從來の如く賦課すといへば、或は苛税といはれないこともないが、これなくして單に歩を減じたとしても斷じて苛酷といふことはあり得ない。土地の廣狹は問題ではない、これに課する税率が問題なのである。既に税率が問題であるなら、この事がないときは、問題にはならない。然るを敢てその廣狹を問題とするが如きは附會して人を誣ゆるものである。又六尺の繩を用ひたが故に、三百歩の中より六十歩を失ひ、民大に窮すといふも、これ亦牽強の論のみ、虛構の説のみ、三百歩中より更に六十歩を減じながら賦税は元の如くするといへばそれは問題だが、それ等のことに至つては、何等規定するところない。故に三百六十歩が三百歩となつたとて問題でない如く、三百歩より六十歩を失ふとも問題ではない、更に進んで百歩を減ずるともどうして問題とならう、民若し窮すとすればその原因は他に在らう。又この法再び古に復することはできない、井田が一

度變じて復し難きと同じだといふに至つては、白石にも不似合な論といはねばならない。井田の壊れたのは班田の壊れたと同一原因を有するものである、班田の壊れた原因は前敍の如く私田の増加からその勢を異にするに至つた結果であるが、井田も亦さうである、周衰へて政法行はれず、春秋の世に至つて諸侯各々その好むところに従つて政をなし、秦、強大をとなへて熾に侵略し、戦國の世に下つて諸侯各々王たらんとして、富國強兵を競うた、井田は壊れざらんとするも得べからざる次第であつた、井田の壊れた原因は實にこゝにある、これを我が班田の壊れたことに視ぶるときは、彼の地の諸侯が地を侵せるは、わが貴族僧侶が莊園を擴張したと相同じではないか、一旦地を侵してこれを己の有とせば、亦周室のものではない、既に周室のものでなければ又どうして周法に遵ふことがあらう、井田は公田である、諸侯の侵地は私田である、私田なるが故にこれを増大して止めなければ、公田は減少され、法令は行はれず、終にその制は滅びざるを得ない。井田の消滅は班田の消滅と同じきものである、然らば井田を復古せんと欲すれば、その爲政の局に在るものが能く天下を一統し、政治機關の運用宜しきを得てからこれを斷行するの道を講ずれば、何の難きことかあらう、何れの國においても井田・班田に類したものがあつた、そして後世非常の士は出たが、それでもこれを復しないのは何故であるか、それはむづかしいが故ではなく、益がないからである。要するに井田もこれを復さうとすればむづかしいものではない、既に井田もむづかしくないのに、どうしてひとり丈尺がむづかしからう、法を立てることは難いものではない、法を布くことも困難ではない、益ある法を立て、益ある法を布くことがむづかしいのである、白石ともあらう人が井田の起滅を知らず、立法施法の難易を考

へずに、井田の事を引いて秀吉の丈尺改新に言及することは、洵に不似合のことを申すものである。彼にして強ひてこれを言はんと欲せば、何ぞ更に徳川幕府の檢地に論及しなかつたか、世に傳はつてゐる、慶長檢地、元祿檢地なるものは秀吉の事業を繼承したものである、然るにこれを言はずして彼れを咎めるは、爲にするの言でなくて何であらう。

けだし白石の讀史餘論は、將軍家宣に講じた講草である、秀吉を抑へて家康を揚げ、秀吉を悪くいつて家康を歎美せるものである、如何に事ふるところに忠ならんと欲すとはいへ、ことさら人を誣ゆるに至つてはその心事甚だ陋ではないか、學者の見識何くにかある、孔子をしてこの時にあらしめば、必ずや彼の倭者を惡むといつたであらう。

一八七 秀次を廢す (二)

文祿四年七月に太閤は秀次を廢し、同時に聚樂を毀つた、けだし秀次に叛形があつたからである。秀次は元來ハイカラ公子たるに過ぎなかつた。けれども滿更の馬鹿ではない、東征の時に當つて、足利學校や金澤文庫を訪うて書を搜し、之れを携へ歸つて、繙讀するなど、武將には珍らしい心掛があつた、故に世は呼んで學者關白といつたほどであるが、一たび任に就くや、根が世味を知らぬ弱公子のことゝてたちまちにして氣驕り、横恣暴戻の振舞多く、遂には養父の太閤を失はんとするまでに至つたのである。太閤ならずとも、どうしてこれを廢せずにおかう、説をなすものゝうちには、秀次に罪はない、太閤が秀次を廢したのは秀頼が生れたからであるといふものがある、なるほど太閤が秀頼

を溺愛したのはもちろんである、太閤は秀頼が生れてから、生後僅に一箇月なるに早くも秀頼の前途を考慮し、天下を五分してその一を秀頼に與へんといひ、又二箇月の後にはその計畫を變更して、秀次の一女を秀頼に娶はさんとし、秀次の夫人の同意まで得た、秀次の一女を以て秀頼に娶はさんとしたのは何の意であつたらう、秀頼をして秀次の後繼者たらしめんとしたものである、機を見て秀次を隠居せしめ、次で秀頼を關白たらしめんとしたのである。太閤が秀頼を思ふことは、かくの如きものであつた。けれども太閤は秀次が罪なきにどうしてそれを廢さうとしやう、秀次を廢したのは秀次に大罪があつたからである、太閤の意衷を有體に付度すれば、彼れが秀次を廢さうと思つたことは、秀頼出生の有無に拘はらない。然るに秀頼が生れ、秀次は叛いたのである、そこで既決の意見を斷行せずにおかなかつたのである。秀頼の出生はその副因に過ぎない、秀次は何が故に叛いたか、それは多くを説くを要しない、秀頼が出生したので、その地位が危くなつたからである、主因は實に叛形に在つた。すなはち太閤に秀頼が生まれ、天下が擧つて秀次の廢せらるべきをいつてゐる時に當つて、秀次は窃に人を四方に遣はし、諸侯に説いていふには、いやしくも秀次の命するところ、その何の故たるを問はず、必ず異論を唱ふべからず、これに同意するものは、誓書を提示すべし、としかしてその後放鷹、狩獵に出づることに、必ず武装し、兵を率ゐた、これ太閤の不意を襲はん計畫であつて、彼の誓書の要諦と相ひ待つところあるものである。敏靈なる太閤、何ぞこれを覺らずにおかう。窃にこれを知りや大いに怒り、裁判を用ゐずして、直に獄を斷せんとした。そして思ふに、正嗣秀頼がないならばよいが、それがあつたので、直に獄を斷するときは、世の人は必ず、太閤は秀頼の故を以て、秀次

を殺したといふであらう、この疑を避くるためにも先づ人を遣はして叛情を鞠させたがよい、と三成、長盛、知信、正家、玄以の五人を聚樂に遣はして問訊させた、曰く、

「初め關白を讓る時、數事を論じて、違ふなきやう命じて置いた、今聞くに品行は正しからず、恣睢の態がある、且つ放鷹狩獵にも必ず武装するは何事であるか、陰謀を企てゝゐるのであらう。」と秀次辯解して、

「然らず、光秀の先例を思うて、太閤の萬一に備へんがためである。」

と光秀の先例とは問ふに落ちずして語るに落ちたものである、まことに光秀の役は秀次自ら扮せんとしたのである、然れども秀次は右の如く辯解して敢て他意なきを伴つた。そこで使者は追窮を見合せ、一先づ退出して、その次第を太閤に復命した、これが六月下旬である。然るにその後、間もなくさきの誓書の一件が毛利から暴露し、續いてその案文が諸方から出たので、三成はこれを太閤に報じた。こゝにおいて太閤は一日も速に廢せんと思ひ、又々五人を聚樂に遣はし、欺いて伏見に誘はしめた。然るに秀次はこれを覺り、言を左右に托して應じない、使者數次に及び、遂には尼の幸藏主を遣はすに至つた。秀次が如何に應じないとしても、太閤が兵を用ゐれば、何でもないことだ。然るにそれを避けて、誘殺を計畫したのは何故か、こはけだし都鄙の騷擾を慮つたからである。幸藏主は秀次に謁して説いていふ、

「惟ふに前來の使者は、公の復詞を明白にしなかつたか知れない。公が今伏見に下つて太閤に謁し、親しく辯すれば、太閤はたちまち釋然とすることござらう、これをなすより外にはよい分別もご

「なるまじ。」

と、こゝにおいて秀次はその言に従つた、これが七月八日のことである、幸藏主の言ふところは、さきに五使の説いたところと何等異つてゐないが、秀次は五使には應ぜずして一尼に従つた。五使には欺かるゝを知つて應ぜず、一尼には欺かるゝを覺らずして従ふ。柔能く剛を制すとはこのことであらう。

秀次既に従つて、小姓等十人を具し、その日正午、伏見に至るや、太閤は粕屋内膳に命じて、その館舎に拘禁し、調を許さず、問ふところもなく、翌日直に高野に放つた。

一八八 秀次を廢す (二)

太閤が秀次を伏見に召した時、初めこれを伏見において殺さんとした。そして高野に放つたのは誅戮の場所を變更したのである。果して秀次が高野に登り、青巖寺に入つて未だ旬日を出でざるに、福島正則、福原直孝、池田伊豫守の三人が使者として來り、自裁の命を傳へた。これ七月十五日のことである、その前日、直孝獨り先づ行いて秀次に對面していふ、

「公、既にこゝに在れば亦兵器の用はない、悉くこれを太閤に獻じて、いやが上にも謹慎したまへこれ太閤が臣に命じて傳へしめんとするところである、公が今命に遵ふならば、太閤の怒りは必ず解け、遠からず大慶があるであらう。」

とこれは兵器を奪はんと欲して秀次を欺いたものである、秀次はこれを知らず、諾して腰間に帶する

ところと他の九口を殘し、余はみな目録を添へて直孝に渡した。自裁の命が傳へられたのはこの翌日である。すなはち十五日午前八時の頃であつた、正則、伊豫の二使が青巖寺に至り、秀次の臣篠部淡路に面會し、秀次自裁すべしとの命を傳へた。時に秀次は僧龍西堂と棊を戰はせてゐたが、淡路が來て二使の來れるを告ぐるや、

「何用か。」

と問ふ、淡路が自裁の事をいへば秀次は曰く、

「さうか。」

それより左右を顧みて、

『この棊は予の勝利に歸した、みなくこれを見よ。』

といひ放つた。左右のもの、視目を局面に注げば、果して秀次の勝戦であつた。左右すなはち、

「御尤でござる。」

といふ。秀次は面を崩すなといつてそれを床上に安置させ、そして二使に言はせるには「炎天の折から使命御苦勞である。直に法廷に臨まれよ。但し一二通遺書を認めたいが、許してくれるかどうかである」と。二使はこれ聞いて「今日御自裁を決する上は、夜に入るも妨げず。ゆるく御措置相成りたし」といふ。こゝにおいて秀次は、遺書三通を認めて親父、正室、侍妾に遣はした。この間、池田伊豫は窃に西堂を招いてこの累より免かれしめんとしたが、西堂はそれに従はなかつた。西堂は幸藏主と伊豫の甥に當り且つ彼れは東福寺の僧であつて、前々日見舞に來たばかりで、何等本件に關係なき

ものであつた。

秀次は書信を認め終はり、沐浴して身を潔め、刀を出して、小姓等に分ち、それより西堂に對していふ、

「その方は予が養へるものではなく、存問の客である、且つ得道の身なれば予と與にする要はない速にこゝを去られよ。」

「愚僧のこゝに来れるは義縁でござる、既に決してをりますれば再び仰せくださるな。」

と西堂は決心の色を見せる、そこで秀次は西堂に藤四郎の一口を與へ、また別盃を酌んで、先づ盃を西堂に授けたが、西堂はそれを受けず、かゝる場合には先づ介錯に授けるものであるといふ。山田三十郎これを聞いて、

「然らば臣がそれを頂戴ませう。」

と進み出る、淡路も亦、

「介錯は臣がこれを仕る。」

と進み出る、かくして二人が相争ふので、秀次はこれを見て三十郎に對し

「かやうの場合は、譜代のもが勤むるが常例である。その方は我が家に仕へて三代に及ぶ、その方が勤むべきだが、淡路は座中の長老であれば、淡路に譲つてはどうぢや。」

とさす。三十郎は主命なれば亦如何ともする能はずさやうなればと淡路に譲つた。介錯の役は淡路に決したので、秀次はこれに盃を授け、次いでその他のものに及んだ。既にして別盃を終り、一同は

法廷に出で、秀次は先づ小姓の萬作、三十郎、主殿助を割腹させ、自ら刀を執つてそれを介錯し、しかして西堂と共に几に据して自裁した。初め秀次は東方に面して据したが、西堂がその方位のよろしからざるを説いて改座を勧めると敢てそれに従はず、

「このところ十方佛土の中とあり、方位をもとむるの要はない。」

といふ。西堂聞いて然りとなして亦いはず。既にして二人腹を割くや、秀次の首は淡路がこれを刎ね西堂のは服部某がそれを落したが、淡路が秀次を介錯した時、彼れは心平かならずして最初の一刀はその肩先を斬り、二刀は亦高く頭部を斬つた。秀次はこれを見て、

「徐にせよ。」

といつたが、淡路はかくして三刀の後漸くに秀次の首を落した。あとで淡路はいたくこれを慚ぢ、二使に對して

「介錯意の如くならず、狼狽こゝに至ると思召されては遺憾でござる。かねてより主君の介錯は意の如くならないものだと聞いてゐたが今日初めてその言の然るを知り申した。まことに神心亂れ、視目眩じていかやうにもならぬものでござる。」

といひ、そして己の順番となるや、彼れは前失を償うて笑ひを貽すまじ、と腹を十字に割いて臟腑を取り出し、徐に刀を置いて合掌して介錯を待つた。この介錯は服部某であつたが、彼れはために最後の一人となつたので、いよくとなつて介錯を二使に請うた。二使はこれを見てあまりに惘然に感じそれには及ばずとて助命した。服部は秀次に仕へて傘持たるに過ぎなかつたものである。助命も恐ら

くはかうした軽いものであつたからであらう。

一八九 秀次を廢す (三)

太閤は秀次を高野に誅すると同時に、その重臣を殺した。すなはち熊谷大膳を嵯峨の二尊院において、栗野木工助を東山の知恩院において、白井備後守を四條の某寺において、木村常陸介（註）を山崎の某寺において、渡瀬左衛門佐を江戸において、日比野下野守を尾張において、山口松雲を北野の經堂において、そしてその處刑の形式はみな自裁である。この中、大膳は大事、既に露見した後にも、なほ秀次にその遂行を勧めたものであつた。すなはち初め三成等五使が聚樂において糺問した時、彼れは窃に秀次に對して太閤の糺問がかゝる有様であれば、こは正しく公の衰運を語るものである。今にしてこれを挽回するの途はたゞ一あり、すなはち辯明に托して、五使に附するになほ二三人を以てするやうに請求し、伏見の重臣が七八人も來るを待つていやおうなしに拘禁し、然る後、伏見を襲うことである。かくすれば太閤は伏見を拮据する能はず、この時に當つて又、淀、平瀨に鐵砲隊千人を派し、五百人を大津に遣はし、殘餘を大佛、竹田の二街道に配せば、當に鼠を囊中に捕ふるが如くなるべし、公の利運は立どころに至るであらう。と説いた、その主が無道なればこれを諫めて有道に還へすが臣たるものの職責であるが、大膳は却つてその主に暴逆を勸説した。明智の一黨にも見るを得なかつたやうな兇漢である。常陸も亦當時命を受けて淀城の普請を監督しつゝあつたが、隱謀が發覺すると深夜窃に婦人の肩輿に乗つて聚樂に入り、秀次と善後の計を策つたことのあるものである。備後は誓書

を取るため諸侯に使したものである。著者はこれら兇徒の罪狀を考察する毎に、未だ曾つてその自裁の刑罰の甚だ輕きに失せるを思はざるを得ないものである。世にはこれを疑獄に過ぎずとなして以て太閤の殘忍をいふものあれど、そは事情を窺めざるものゝいふことである。

太閤は二使が高野より歸るや、秀次の首を三條磔に梟し、同時に、そこにおいて秀次の三兒を殺し、侍妾三十餘人を斬つた。初め秀次を高野に放つや、その日侍妾を丹波の龜山に送り、こゝに拘禁して命を待たしめたが、秀次の首を梟するの日を期して、刑に就かしめた。處刑は八月二日であつたが、當日は磔に垣を結び、兵三千を以てこれを警め、檢使には三成、長盛、玄以を命じた。侍妾の中、秀次の愛妾二十餘人あり、檢使は三兒を首め、これら愛妾が秀次の首に禮拜することを許し、然る後一人一人と順次に斬つた。先づ最初に三兒を斬り、次いで侍妾に及んで一臺を斬つた、一臺は菊亭晴季の女にして美人の聞えあつたものである。一旦は人に嫁して一女を産み、故あつてその兒を伴うて家に歸つたが、秀次が見てその美に溺れ、遂に母子を併せ入れて寵妾としたのであつた。そして正室の池田氏を失ふに及んで、一臺を以て正室の如くにした。これ一臺を一番に斬りたる所以である。一臺については異説がある。彼れは初め太閤の妾となり、病んで歸つて家に在つたが、秀次がこれを見て窃に晴季に請うて止まなかつたので、晴季は太閤に祕して秀次に與へたのであるといふことである。それ故秀次の塚を名けて畜生塚といふとまでいはれてゐるが、一臺が太閤の妾であつたといふことは信據すべきものなく、畜生塚の由來に至つては必ず秀次が一臺母子を併姦したからであらう。

一九〇 秀次を廢す (四)

記者は嘗て京都に遊び、一日その地の博物館に入り、秀次の侍妾の辭世なるものを觀覽したことがあつたが、多くの侍妾の優婉なる文字は各々國風一章となつてゐた。哀調の見るに勝へざるものがあるれば、綿怨として長く盡きざるものがあり、諷誦の戒むるに足るものがあれば、大悟の感歎すべきものもあつた。初め侍妾が龜山より京師に送還さるゝや、徳永式部の居室に入つた。そして刑に就いたのはその翌日であつたから、彼の國風は恐らくみな式部の宅で詠んだものであつたらう。

今便宜、甫庵の記するところより抜いて、左にその二十九章を録さう。

○ 菊亭晴季の女 一 臺 (三十四歳)

心にもあらぬ怨みはぬれぎぬの、つまゆへかゝる身と成りにけり

○ 一臺の女 お宮の方 (十三歳)

うきはたゞおや子のわかれと聞しかど同じみちにし行くそうれしき

○ 竹中貞右衛門の女 お長の方 (十八歳)

時知らぬ花のあらしにさそはれてのこらぬ身とぞ成りにけるかな

○ 山口松雲の女 お辰の方 (十九歳)

かぎりあれやなにを恨みむから衣、うつゝに來たりうつゝにぞ去る

○ 梅松院の女 おさこの方 (十九歳)

殘し置くかそいろの上を思ふにも、さきたつ身よりわきてかなしき

○ 攝州小濱の女 中納言の方 (二十四歳)

時分かぬ無常の風のさそひ來て、花ももみぢも散りにけるかな

○ 四條の女 おつまの方 (十七歳)

故もなき罪にあふみのかゞみ山、くもれる御代のしるしなりけり

○ 最上義光の女 おいまの方 (十九歳)

うつゝとも夢とも知らぬ世の中に、すまでぞかへる白川の水

○ 秋庭の女 あせら殿 (卅一歳)

にごる世の白川の水にさそはれて、そのみくづとなるぞかなしき

○ 日比野上野守の女 おあこの方 (廿二歳)

ぬれ衣をきし妻ゆへにしらいとの、あやしやさきとあとにたちぬる

○ 武藤長門守の女 おさなの方 (十六歳)

消てゆく身は中々に夢なれや、残れるおやのさぞかなしき

○ 大島新左衛門の女 お國の方 (廿二歳)

君ゆるゑになみだかはらの白川や、思ひの淵にしづむかなしき

○ 堀田次郎左衛門の女 およめの方 (廿六歳)

千代までもかはらじとこそ思ひしに、うつりにけりな夢を見しきに

○ 伊丹兵庫頭の女 お菊の方(十六歳)

先たつもをくるゝもみな夢なれや、空より出で、空におさまる

○ 齋藤吉兵衛の女 お牧の方(十六歳)

妻ゆるにきえぬる身にしかなしきは、のこれる母のさこそと思へば

○ 吉川主膳の女 おあひの方(廿四歳)

おもはずもすみそめ衣身にそひて、かけてぞたのむ同じはちすに

○ 捨子と傳ふ お竹

夢にしも知らぬうき世に生れ来て、又しらぬ世に歸るべらなり

○ 坪内三右衛門の女 おなあの方(十九歳)

いかにとも何うらみけむ難波がた、よしあしもたゞ夢の世の中

○ 大草三河守の女 お藤の方(廿一歳)

いかにせむ親にしあらぬうらみこそ、うき世の外のはりなりけれ

○ 江州生れと傳ふ おきいの方

咲けば散る花の秋風たちにけり、たまりもあへぬ萩がえの露

○ 岡本美濃守の女 お虎の方(廿四歳)

限りある身をしる雨のぬれ衣よ、天もうらみじ人もながめじ

○ 泉州丹和の女 おこゝの方(廿一歳)

生れきて又かへるこそみちなれや、雲のゆきゝやいとまかしこし

○ 鯨江才助の女 おこほの方(十九歳)

我れはたゞみだの誓ひも頼まじな、出づる月日の入にまかせて

○ 越前生れと傳ふ 少將

天地の其のあいだより生れきて、おなじみちにし歸るべらなり

○ 最上衆の女 おこちやの方(二十歳)

ぬれぎぬをきつゝなれにし妻故に、身は白川のあはと消えぬる

○ 岡本彦三郎の母 左衛門のかう(卅八歳)

中々に花のかすにはあらねども、つねなき風にさそはれにけり

○ 村善衛門の妹 右衛門のかう(卅五歳)

とても行くみだのみ國へいそげたゞ、み法の船のさほなくなるまに

○ 江州高橋の女 お今(四十三歳)

何事のとがにあふみの今なれや、むしもあはれを啼きそへにけり

○ 丸毛不心齋の女房 東殿(六十一歳)

夢のまに六十あまり秋にあひて、なにかうき世に思ひのこさむ

此の内左衛門のかう以下四名は用人であつたが、他はみな秀次の姫妾である。そのお宮は一臺の伴れ子であつて十三歳の少女である。半玉を召す氣なら十三歳もよいであらうが、一臺の伴れ子といふ

ところに、母子併姦の亂倫がある。學者關白とは何の名であるか、果して晴季もその亂倫には泣いたといふ。讀者は傳へて畜生と稱するの、所以なきにあらざるを知つたであらう。そのお辰、おさこ、おあこの三名はいづれも秀次の子一人を擧げたものである。當日斬られた三兒は、すなはちこの三女の産むところであつた。

一九一 秀次を廢す (五)

秀次の隱謀事件は、秀次及びその寵姫、重臣を誅して、一段落を告げたが、嫌疑はなほ諸侯にも及んだから、全く落着したのは、嫌疑の諸侯を糾問した後であつた。嫌疑の諸侯とは何人であるか、伊達政宗はその一であり、最上義光はその二であり、細川忠興はその三人である。

政宗は兇鷲である。兇鷲なるが故に人の疑も買ひ易い。然るに彼は又、平生、秀次の歡心を買ふに力めた。疑ひを買ひ易い人物がこの力めをしてゐる、疑ふの當然であつて、疑ふものには罪なく、疑はるゝものゝ不徳である。初め秀次の陰謀が發覺するや、早くも政宗はその謀議に與れるが故に必ず誅せられるであらうと風評され、政宗が國にあるや、風評頻々として至る。政宗大に驚き急遽西上して、身を太閤の寵醫施藥院全宗のもとに寄せた。太閤は、前田玄以、寺西筑後、岩井丹後守の三使を遣はして糾問の席を開いた。使者は曰ふ

「その方、秀次の狩獵に従ひ、兇學を謀議したと聞か、如何にや」
政宗曰く、

「毛頭覚えござらぬ。」

「その方歸國に際し、秀次より賜品を得たそうであるがどうか。」

「頂戴仕てござる、但しこれは今日に止れることではござらぬ。」

使者は歸つて政宗の答辯を報じたが、太閤は心なほ解けず、復び使者を遣はして曰く、

「秀頼誕生の時、その方賀に男兵五郎を遣はしたが、こは秀頼が被官の始である、兵五郎をして伊達家を繼がしめる、その方この際須く遠島に移るべし。」

極端な押込隠居であつて、むしろ遠流といふ方が當つてゐる。政宗果してその命に従うであらうか京師においては政宗兵を擧ぐるであらうと謠言し、人心頗る恟々の有様である。この時政宗、施藥院より移つて聚樂の居館に居り、戸を閉ぢて一步も出なかつた。家康はこれを見てこの門戸を開放すべきを注意した。こは人心の鎮靜をはかるためであつた。政宗はその言に従つて戸を開いたが、この時政宗の家臣に中島宗求、湯目民部なるものがあつて、兩人共に太閤にその主の冤を哀訴した。太閤はその忠誠を愛し、臣たるものはかくの如くなければならぬ、と心いさゝか釋けんとしたが、時しも秀忠居館の門前に「政宗義光、相ひ與に太閤を討たんと欲し、密に謀議せり」との貼狀があつたので家康がそれを太閤に報告すると太閤は考へた。これ正しく政宗を惡めるものゝ所業であらう、彼れが秀次の謀議に與つたといふも、恐らくはこれ等中傷者の捏造であると、そこで政宗を免して亦問ふことをしなかつた。

義光はその女おいまを秀次に獻じたものである。娘の尻の光りに浴して出世を冀ふほどの痴漢では

ないが、これがために秀次とは特別の関係を結んで来たものである。政宗と共に嫌疑を蒙るは、これ亦必然である。太閤は彼れを閉居せしめ、使者を遣はして詰糺した。

「秀次はその方の女を寵愛した、由つてその方は賜品を受け、又歌會に列なること毎に外づせることなしと聞く、ひとり謀議には與せずといふことあたはず、確實に返答せよ」

義光はこれに對し

「關白より鄙女を望まれ、終に奉仕させてござる、それ故、しばし馬匹、鎧甲の類を拜受し、又花月連歌の會には必ず出席仕つてござる。但し陰謀の事に至つては、毫末、聞くところなし」と答辯した。太閤の疑念はこれに由つて霽れはしなかつたが、後、政宗と併せて中傷せる貼狀があり且つ又家康によつて切りにその冤を訴へたので、政宗と共にこれを免した。

忠興が嫌疑を蒙つた、その理由として傳はれるもの二つある。一は忠興が秀次の老臣を女婿とせることこれである。他は忠興が秀次に恩借があるからたといふそれである。おもふに忠興はこの二者が相ひ待つて疑はれたものであらう。太閤が忠興を糺問するや、借財のことのみをいつた。忠興はこれに對してその事實を明白にし、何等隠すところなかつた。太閤はそれを聞いて「忠興は岳父の光秀にすら與せず、我が爲に忠なるものであつた、今にして又何ぞ疑はん」といつてこれを免した。

諸侯の嫌疑を蒙つたものは、實に前述の三者であつて糺問の跡を見れば、三者にはそれ／＼相當の疑を蒙むる理由があつた。決して三成等の故意に出でたものではなかつた。その忠興は別として政宗の只さへ疑はれ易き人物であるは先きにいつた如く、義光も亦感心のできぬ代物であつた。彼れが遣

した文書がすなはち證してゐる。彼れが太閤の外征を喜ばず、己れが派遣さるゝことを恐れ、窃に家康と共に渡航を避くることを願ふたその態度に至つては卑怯、實に言語に絶してゐる。かゝる卑怯漢であるから、たとひ謀議に與らずとも、事端一たび發して秀次利あれば、亦必ず與した奴である。與せざるを以てそのまゝ與せざるものとなすことはできない。政宗も亦そうである。

一九二 秀次を廢す (六)

黒田如水、一日、人に語つて曰ふ「予は平生碁を好めるが、關白も亦これを好み、しかして吾れより少しく優る。しばし召されてその技を戦せるが關白は勝てば必ず故意に敗せるかといふ。これに反して太閤は僅に碁子を用ふることを知るのみなるが、しかも天下の名手を敵にして名手が故意に敗するを知りながら、敢て追窮してその勝を喜んだ。關白の、彼れが如き小技を以てしては、太閤の後を承けて、天下を治むることは難からん。」と太閤も亦秀次が、柳生無刀流の門弟となり、その妙技に感じて、これを推薦し來たるや、喟然として嘆じて曰く「秀次がその思慮では、予の後繼たることは難い。天下を治むるものがその身に白刃を被らせ、それを奪取して何の益かある。かゝる控伺の行ひは大將たるものゝせざるところ、我れは天下を治めたが、終に我が刀を以て人を斬りたることなし、人をして人を斬らしめる思慮を以て天下を治めたものである。秀次は果してかくも控伺であるか」と如水は陸眼八目の地位にあり、そのいふところの當れるは亦當然である。太閤に至つてはたとひ實子ではなしとするもこれを寵するものである、その最負目の人に超えたるものがあらう、しかもその評

がかくの如くである。秀次の小人物たりしことはこれに由つて知り得るであらう。

この小人物が權勢を擅にし、亂倫の所業をなし、その養父の在ることを好まず、これを除かんとしてその企謀をなし、太閤がこれを知つて誅するに至つたは、これ正しく至當の處置ではある。世に或はいふものあり、秀次罪なし、太閤、秀頼を得たるを以てこれを殺したのであると太閤は果して然かく殘忍であるか、これ必ず太閤の爲人（ひと）を知らざるものと事實の詮索に疎なることより來れる誤解である。こゝに人あり、刻苦經營して財を積み、養子を迎へてこれに托するや、養子は放蕩にして財を喪ひ、且つ己れを邪魔物にして密に除かんとする、これを法廷に訴ふれば、世は何といふであらう。必ず當然の措置であるといふに相違ない。一家の事にしてさうである。まして天下の事においてはそれはもちろんのことである。曾てナポレオンはその家弟ルイを和蘭王に封じたがルイが、ナポレオンの政策を施行せず、大陸封鎖の目的達しがたきを知るや、ナポレオンは、すなはち斷乎としてルイを廢した。ナポレオンといへどもかくの如くである、秀次の太閤におけるはルイのナポレオンにおけると日を同うして論すべきでない。既に目を同うして論すべきでないとすれば、太閤がこれを廢したるは、これ亦當然の措置となすべきであらう。けだし秀次の狂悖は天下の認むるところである、既に認むるところであるとすれば彼の時にして若し秀頼がなかりしならば、天下は太閤の英斷を稱しはするが、彼の如き疑ひを起すものは一人もなかつたであらう。

世にはまたいふ、秀次罪なし、彼れは三成等讒者の禍に罹れるものであると、この説も亦三成等を中傷せんとしたものゝ捏造説である。捏造説ならずとするもまたなほその事情を窮めざるの誤りであ

ることは免れない。秀次が陰謀を企てたことは、毛利等その他の諸侯に、誓書を容るべく強ひたることによりて明證される。人或はいふ、誓書の一件も毛利文書の記するところは捏造である、と一步を譲つてこれを捏造説となし、これを放棄するとするも、なほ有力なる一證あるを如何する。すなはち文祿四年七月三日秀次が白銀を朝廷に獻じて、太閤の怒りを買つたことこれである。この白銀獻上は何を意味してゐたか、いはずして知る、これ他日のために朝廷に賄つたものである。他日のためとは何かと問ふことを已めよ。そは太閤に對する謀叛である。若しそれ然らずとすれば、太閤何ぞ然かく憤らうや、叛形は既にこゝに露はれてゐたのである。讒者の誣ゆるところとなすは、これを叛形と看取すること能はざるがゆるである。

要するに秀次の陰謀は、掩ふべらざる事實である。只だそれらは未だ發せず、局外には隱密である。故にこれを今日にしていへば、豫備行爲と稱すべきものであらう。こゝにおいてか、後世議せんと欲するものもあるも、その罪は議するの要はない、その罪に對する刑の當否を議せんとすればすなはち議すべきものに過ぎないのである。これとても亦太閤は心を用ふるることなしとしない、すなはち秀次の子女及び侍妾の外は、みな自裁を命じたのである、かく自裁を命じたる所以のものは、その豫備行爲たるの故を以て酌量したるものではないか、本來ならば謀叛人を誅することゝて、これを磔刑に處するか、又は斬罪にするか、いづれにしても重刑を課すべきものである。然るに太閤はこれをなさず、自裁を命じたるが如きは、情狀酌量に非ずして何ぞ。太閤は元來淚脆き人である。人を殺すを嗜まざるものであつた。故に福島、池田等が秀次の首を携へて高野山より歸來するや、たちまち涙を流して曰く、

「興山の無情、遂に殺してしまつたか」

とその罪を悪んでその人を悪まざるの至情、この一言において顯然たりである。おもふに太閤は、高野の興山上人にして、若し寺法を楯に、敢て山中の處刑を拒み、且つ秀次の命を請うあらば、必ずやこれを容したらうか。憎しといへども吾が養子である、吾が養子といへども法は天下の大法である。太閤はこの情理に責められて、秀次の處置に當惑し、必ずや興山をして命を請はしめんとしてかくは高野に放つたものであつたらう。もしも然らずとすれば何ぞ興山無情の語あらうや、けだしこゝに至つて著者は孟軻氏の語を想起する、曰く『人を殺すを嗜まざるもの、天下を一にす』と、太閤には恒にこの心あり、以て天下を一にした。だが、數十の侍妾を斬つたは太閤一代の過ちである。その罪九族に及ぶは當時のならばしとはいへ、侍妾に何の罪かある。

一九三 秩序維持に力む (上)

太閤は秀次を廢するや、その月、前田利家を以て秀頼の傅となし、家康、輝元、隆景等をして秀頼奉戴を誓言せしめたが、なほ三成、長盛等にも秀頼に奉仕して忠を竭くし、政務をもつばらにするの誓書を呈出させた。秀吉の憂、察すべきであらう。果して翌月には家康等六人をして法令五條九章を布かしめ、以て秩序の維持に力めた。それ天下行くとして道なきはなし、入るに門あり、出づるに戸あり、これ道の由るべきを見すものではないか、まことにこれに由るなくば、瓦を剝いで入らなければならず、壁を破つて出でなければならぬ、道の自然、彼れが如くにして、道に反するの不自然かく

の如くである。しかしてこの道は國家にあつては法となり、社會に在つては禮となる、法は國家を治むるの道であつて、禮は社會を安んずるの道である。故にいやくも天下を平治し、秩序を維持せんと欲せば、法と禮とがなからねばならぬ。すなはちその五條に曰く

御掟

- 一 諸大名縁邊之儀、得御意、以其上、可申定事
- 一 大名小名深重、令契約、誓紙等、堅御停止事
- 一 自然於喧嘩口論者、致堪忍可屬理運事
- 一 無實儀申上輩在之者、双方召寄、堅可被遂御糺明事
- 一 乗物御赦免之衆家康、利家、景勝、輝元、隆景、並古公家、長老、出世衆、此外雖爲大名、若年衆者、可爲騎馬、年齡五十以後之衆者、路次及一里者、駕籠儀可被成御免、於當病者、是又駕籠御免之事
- 右條々、於違犯之輩者、速可被處嚴科者也

文祿四年八月三日

隆 景 (花押)
輝元 (同)
利家 (同)
秀家 (同)
家康 (同)

とその諸大名縁邊の儀云々とは、各大諸侯にして婚姻せんと欲するものは、先づこれを太閤に稟し、その同意許可を得て、然る後取り結ぶべしといふのである。これけだし大諸侯が結婚政略によつて、

黨派を立て、勢力を張るを防いだものである。大名、小名深重に契約せしめ云々とは、大小諸侯の政治上軍事上における大事を契約し、誓書を交換するを停止するといふのであつて、これまた黨派を立つることを禁じたものである。自然、喧嘩口論したる場合は、社會の秩序に感得し、敢て柔順にして堪辨忍耐したものに理ありとして、無罪とするといふにある。これを今日の科學的基礎の上に立てる法令に照視する時は、甚だ粗笨を免かれないが、その意は常識を以て判決せんとするに在る。常識的基礎の上に立てるところの精神は、今日といへども易ふことはできない。その無實の儀を申上ぐる輩があるときは云々とは、虚構捏造の言辭を以て讒訴するものある時は、その原被兩方を召喚して嚴重に糾明すべしといふのであり、最後の乗物御赦免の衆云々とは、特別を以て輜輿に乗ることを許可せるものは、家康、利家、景勝、輝元、隆景の五人並に門地最も高き公卿、高僧、名僧となす、以上指定の外は、たとひ大諸侯たりとも、その青年は乗馬すべし、但し大諸侯にして五十歳を越ゆるもの往來の道程一里以上に及ぶ時は、特に輜輿を許す、病中の時もまた然りといふのである。この五條は主として大諸侯に施せる法であつた。

それ法は嚴なるを厭はない、簡なるを可とする。漢の高祖の咸陽に入つて三章を約したる如きは、素より人心收攬に出で、一時の權略に過ぎないが、苟くも法を立つるものは必ずこの心がなからねばならぬ。何となれば寬嚴は時によつて異ならざるを得ざるも繁簡は時に由つて異なるを要しない。繁文褥禮は何れの時代にあつても好ましくはない。法を有效ならしむるの上に煩ひこそあれ、決して益あることはない。これに反し、簡易捷調は、何れの世においても人の欲するところである。これあら

ば以て法を施し易く、法にして施し易ければ、効果を擧ぐることも多し、効果を擧ぐることも多ければ國はおのづからに治まるのである。太閤の五條の如きは、すなはち簡にして要を得たものである。且つそれその法の極めて寬なるに至つては、太閤なればこそと思はしむるものが多い。けだし總じて常識的なるが故である。

一九四 秩序維持に力む (下)

五條の法令は主として大諸侯に施かんとするものであつた。主として大諸侯に施くものでありしが故に、その他に對しては甚だ疎である。又大諸侯に對してもなほ足らざるものが多い、こゝにおいて更に加ふところがなからねばならぬ。これ九章の追加ある所以である。曰く、

御掟 追加

- 一 諸公家、諸門跡被嗜家々道、可被專公儀御奉公事
- 一 諸寺社儀、寺法社法如先規相守、專修道、學問勤行不可致由斷事
- 一 天下領知方儀、以毛見之上、三分二者地頭、三分一者百姓可取之、菟角田地不荒穢可申付事
- 一 小身衆者、本妻外、遺者一人は可召置、但別に不可持家、雖爲大身、手懸者不可過一兩人事
- 一 隨知行分限、諸事進退可相働事
- 一 可致直訴儀、於學目安者、儘可被聞申分直訴目安者、各別之儀候間、此六人へ可被申、以談合上御身へ於可入儀者、可被申上事
- 一 衣裳紋、御赦免外、菊桐不可付之、於御服拜領者、其御服所持問者可着之、染替別衣裳、御紋不可付之事

一酒は可隨様器、但大酒御制禁事
一覆面仕往來儀、堅御停止事

右條々、於違犯之輩者、可被處嚴科候也

文祿四年八月三日

陸 景 (花押)
輝 元 (同)
利 家 (同)
景 勝 (同)
秀 家 (同)
家 康 (同)

本令もまた前法の如く解説すれば、第一章の諸公家云々とは、諸々の公卿より宮門跡攝家門跡、その他准門跡に至るまで、いづれも家道を嗜みて、専ら皇室に忠勤すべしといふのである、太閤が皇室を尊崇せることはこの一事にも炳顯してゐる。次の諸寺社儀云々とは、諸寺諸社は、各々その寺法社法について、舊來の規則を遵守し、その寺社に在るものは専ら修道して以て學問勤行を懈怠してはならぬといふのである。その學問を勤むるところ、勤むる人が無學だけに、また格別の感想が起る。けだし彼れはさすがに千古の英雄なれば、己れは無學の徒ではあるが、他の好學を獎勵し、世の文化を冀つた。次の天下領地云々とは總じて封地を有するものは年貢を納るに當り、毛見すなはち先づ作柄を一見し、しかる後、領主はその三分の二を收め、三分の一は農民これを所得とせよ、領主はまた農民に訓諭して、兎角耕作地を荒廢に歸せしめてはならないといふのである。戰國の後を承け、封建を

廢することのできない桃山時代であつたから、一般適用の法令を以て、その貢米を制限し、これを各地平等にするは、至難のことといはねばならぬ。しかも太閤はこれをなした。太閤なればこそなし得たのである。井田、班田の法より視れば、領主に三分の二を取らざるは取らせ過ぎるの嫌ひはあるがこれを今日に比較すれば、かへつて大に農家を庇護したものであつた。軍國多事の時に當り、領主を制して農家を庇護し、以て撫民の策を取ること、かくの如きは、彼れならではできなかつたことであつたらう。次の小身衆云々とは、小祿のものは本妻の外に、別妻たるべき侍妾一人を使ふを許す、但しこれがために別邸を構ふことを許さない。たとひ大祿のものといへども、妾は二人以上を蓄へてはならぬ、といふのである。これはまた人道の上よりして、でき得るだけ制限すべきものであれば、かくあるべきは當然である。たゞ惜しいことにはかくいふ太閤が、その資格を缺いでゐた。侍妾數百、食前方丈、乃公一人は別である、といへばそれまでだが、上の好むところは下また好む、殊にかの道は格別である。太閤、何ぞ先づ自ら改めなかつたか、次の知行分限に隨ひ云々は、細説を要するまでもない、次の直訴云々も文は長いが意は短い、凡て直訴せんと欲するものは、その訴件の個條を擧げ、先づこれを大老奉行の十人に申告せよ、十人は訴人のために奔走して原被の兩者を召喚し、その陳述を聞き取れ、また直訴の個條なるものは、それは格別のものなる故、五大老並に景勝(當時まだ大老の列にあらず)の六人はその申すところを聞き、協議の上若し太閤に告ぐるを要するものならば、これを告げよ、といふのである。衣裳の紋のことはいふの要なく、酒は様器に隨ふべしとは、亂に及ばざるを限度としたか、孔子のいふやうなことをいつたものではある、覆面して從來云々は風俗上の取

締ではなくして、犯人逮捕の便宜のためだが、風俗上より見てまた悪いことではない。

太閤は戦國の後を承け、天下を一統するとはいへ、下士道を聞いて笑ふの時であり、武健嚴酷でなければ、吏治の能くするところではない。しかも法を立つるや、彼れが如く寛大である。けだし太閤苦心の存するところであらうか。その成績を問はずしてその寛容を估ふべきである。しかして簡約彼れが如きは、むしろ歎稱すべしといはなむか。

〔附言〕太閤が上記の法令九章を出すや、これに朱印を用ひずして、家康、秀家、景勝、利家、輝元、隆景の六人の署名を以てしたことに對して、太閤は關白を秀次に譲り、太閤となつてからは、また表面、政治のことに關涉せず、今秀次を廢するも、その關白に復することなく、從つて敢て直接關白せず、家康等をして連署せしめ、以て發布したものである、といふものがある、果してさうであつたらうか、なほ注意を要すべきは法令の内その追加の部には上杉景勝が加はつてゐることである。以上の六人は當時の年寄衆、後世のいはゆる五大老であつて、且つ景勝は隆景が死して後、その補缺として選ばれたものだ。傳稱されてゐたものであるが、景勝は隆景存生中、歴然として連署中の一人である。後世のいはゆる五大老は當時にあつては六大老だつたものであらうか。敢て詮議の要はないが、その景勝が早くも年寄の列に加つてゐたといふことを知りおくことは、彼れ的位置を視る上に、必要なことである。

一九五 大地震の夜 (上)

慶長元年閏七月十二日の夜であつた。深更萬籟靜まつて天地平安の折りしもあれ、たちまち大震五畿内に至つて家屋は壞れ、樹木は倒れ、人の死するもの數を知らず、いはゆる天柱挫け、地維裂くる

が如くにして、辛うじて家を出たものもまたその行くところを知らざる有様であつた。この時に當つてさしも金城の桃山も、その樓閣は倒壊し、城内の騒動名狀すべからざるものがあつた。萬軍を叱咤する太閤もこれには狼狽したと見え、走り出で庭園に下り、大提灯を點させて、幕を張り、屏風を回し政所、松の丸、幸藏主を首め、その他多數の侍妾と共に生きたる心地も見えざる様子であつた。

この時、清正は輕卒二百人を率ゐて、眞先に馳せ參じた。これより先き、清正は朝鮮より召還され閉居を命ぜられて、謹慎、門を出なかつたものであつたが、この夜に至つて、初めて出た。それはいふまでもなく太閤の安否を氣遣つて、命を犯したものであつた。既にして清正は幕の外に近づき、太閤の聲するを聞いて、大に喜び、幸藏主々々と聲高らかに幸藏主を呼んで曰く、

「殿下の安否を思ひ、輕卒二百人に木挺を持たせて馳せ參つた、ねがはくは殿下と政所にそれがしの意を通じてたまはれ。」

太閤は清正の聲を聞いて、

「よくもかやうに早く來たものだ。」

といつたが、しかも、まだ謁見を容さうとはしない。政所や幸藏主等が出で、懇ろに語つた。清正は更に幸藏主に頼つて懇ふるところあり、召還の事は一に石田小西の讒言に因るといふ。太閤はそれを側聽してハラ、と涙を流した。尤も太閤が涙を流したのは清正の懇ふるところを聞いてそれを冤罪として受け入れてのことではない、それは清正が出軍の勞苦に同情したのであつた。清正が幸藏主に頼つて懇へたところには詐りがある。彼れは己れの召還されたのを石田、小西の讒言に由るといふも

決してさうではない。彼れの召還されたのは、彼れが、講和の進捗に邪魔をしたからである。彼れはその當事者でもないのに、松雲を介して劉継と別途の講和を策り、小西を誹謗して小西の講和を妨害した。小西、石田が太閤に請うて彼れを召還したのは、實にこれがためである。小西の講和は固より日本に取つて有利なものではなかつたが、それでも清正がこれを妨害してよいといふ理由はない。清正にして眞に國家のために不利なりとすれば、何故、小西に忠告しないか、何故、三監に警告しないか、何故太閤に建議しなかつたか。この取るべき道を取らずして、尙も講和使たる、小西のなすところを窃に妨害するが如きは、卑劣の甚だしきものである。清正はこのところ己れのしたことは棚に上げ、一に石田、小西を誣いんとするの形である、清正公様案外不正直ではある。

既にしてまた清正は中門を守らんと請ひ、幸藏主がこれを太閤に申すと、太閤は何等語なく唯だ首肯するのみであつた。そこで清正は配下をしてこれを守らしめて曰く、

「予に告げずして何人たりとも通過せしむべからず。」

と、しかして間もなく三成の馳せ來るや、番卒はこれを抑留して入れず、三成が、

「予は治部である關心することはない、速に通過させよ。」

といふや番卒は嘲諷して曰く、

「治部少とや、治部少といはるゝほどのものが、どうしてかやうに遅参しやうぞ、恐らくは名を騙れるものであらう、斷じて通過を許すまじきぞ。」

三成、勃然として、

「天下誰れかこの三成を知らざる、門警は何者か。」

「加藤主計頭である。」

「主計は未だ赦免されざるものである、然るに敢てこの舉動あるは何事ぞ。」

と三成、番卒を相手に門前で争つてゐたが、その聲やがて太閤に聞え、

「治部の通過を許すべし。」

太閤が命じたので清正は番卒に命じていふ、

「彼の矮小の佞豎を入るゝがよい。」

一九六 大地震の夜 (下)

三成既に入れば、續いて奉行等もみな來る、利家、家康等の大老もまた前後して來り謁した。これより先き、太閤は利家の小姓が城中を巡見するを見て呼んでいふ、

「秀吉はこゝに在る。幸に無事である、安心せよ、利家はいかに。」

と、そして丁度利家の來たれるを見て大に喜び、抱いてゐた愛兒の、秀頼を利家に托した。そこで利家は拜抱して以ていたく面目を施したさうである。尤も太閤が六尺の孤を托するに足るものは唯だこの利家あるのみとしたからであつたのである。且つかゝる變事に逢遇せる際にも、その兒を利家に托することを忘れざるに至つては、衷心、甚だ哀切なるものがあつたことを見なければならぬ。

太閤は、また家康を見るや、

「豫期せざるにこの大變に遭ふ、速に天機を奉伺しなければならぬ。けれども陪從未だ調はず、卿の來れるは幸である、與に參内しやうではないか、少時、卿の從士を借りたい。」

といふ。こは家康が兵を率ゐて來り衛つたからであつた。家康は太閤の需めに應じて成兵を率ゐ、太閤を護つて桃山を出た。太閤が皇室に忠なる尋常でなかつたことはこの一事を見てもわかるであらう。苟も皇室のことゝあれば、その身を忘れて忠を竭くしたものであつた。

太閤は家康に護られて伏見街道に至り、佩くところの刀を脱して、これを家康に托し、

「久しく刀を佩かず、腰間甚だ重きを感じる、願くば卿の從臣に持たせたまはれ。」

といふ、家康は受けて自ら奉持したが、太閤はそれを見て、

「卿を煩はしては、予は衷心平かでない。從者に托されたし。」

そこで家康はそれを井伊直政に托したが、京師を指して行くこと數町にして、太閤の陪從がみな追ひついた。太閤は輜輿に乗らんとして、本多忠勝を顧みて、

「その方等は心中必ず予を討つこと、この機逸すべからずと思惟したことであらう。だが汝の主は窮鳥を殺すが如き忍賊ではない。先に予は佩刀をその方に托せんとしたが、たまく距ること遠くして及ばなかつた。彼の時にして汝に托せば、また甚だ妙であつたらう。予をして然かく思はしむるも、必竟は汝等が小氣ものであるからだ。小氣ものよ、小氣ものよ。」

と呵々大笑する。忠勝これを見ていふところを知らず、たゞ俯伏して少時、首を擡げ得なかつた。太閤が人の心機を制することはいつもかやうに神速であつた。實に家康に刀を托せる所以のものは、家

康及びその從臣が己を呪へることを感取したからである。先づ刀を托してその豪膽を見せ、他をしてかへつて爲すなからしめるあたり、よくぞ心機を制したものはある。曾て太閤は政宗を石垣山上に誘ひ、小田原攻圍の状況を見せたことがある。その時も彼れは刀を脱してそれを政宗に托した、今家康に托したは同工に出でたものである。

太閤は間もなく京師に着し、急ぎ參内して天機を奉伺し、宮中の無事を拜聞して退出し、また直に伏見に還つた。傳ふるところによれば、この時太閤は方廣寺の前を過ぎり、大佛の倒裂せるを見て、大に罵つて曰く「我れ汝のために巨費を惜まず、そは衆生を濟度せしめ、天下の安全を計らんと思へばこそだ。然るに汝、我が身すら且つ保てず、その倒裂は何の狀ぞ」と遂に弓を呼んで一矢を放つたといふことである。陰徳太平記の記者はこれを評して、物狂はしくぞ見えにけると、評してゐるが、太閤には腦病があつて、狂するまでにはいたらなかつたが、時々は狂態に近きことをした。物に感じよく泣けるが如きは腦病のゆゑであつた。このこと古來いふものなく大醫和田東郭獨りこれを斷言してゐる。

一九七 後大陸遠征 (一)

總軍の進發 (上)

春秋に義戰なしと古人はいつたが、義戰はないことがある。だが無名の師なるものはない。さきに太閤が兵を出した時、その目的は証明に在つたが、でもその名は朝鮮の違約を咎むるにあつた。今ま

た出兵するに當り、先づ三事を擧げて朝鮮を責めた。鮮使黃愼に名護屋において與へたものが、すなはちそれである。この責讓の文は對朝鮮宣戰布告に外ならない。太閤は行長と清正とを鮮使に前後して、渡航せしめ、爾來七ヶ月に亘り總軍十四萬餘人を遣はした。

初め太閤は朱章して、諸將を部署したが、それを原文のまゝで示せば、左の如くである。

慶長貳年二月廿一日 朱印

三そなへ

一 萬人

加藤 主計頭(清正)

此兩人先手二日替但關取非番は二番目に可備也

七千人

小西 攝津守(行長)

千人

羽柴 對馬侍從(宗義智)

三千人

松浦形(刑)部卿法印(鎮信)

二千人

有馬 修理大夫(晴信)

千人

大村 新八郎(喜前)

七百人

五島 大和守(純玄)

よそなへ

合壹萬四千七百人

三番

五千人

黒田 甲斐守(長政)

二千人

毛利 壹岐守(吉成)

八百人

同 豊前守(勝永)

六百人

島津 又七郎(豊久)

三百人

高橋 九郎(元種)

五百人

秋月 三郎(種長)

八百人

伊藤 民部大輔(祐兵)

三そなへ

合一萬人

相良 宮内大輔(長每)

四番四そなへ

一萬二千人

鍋島 加賀守(直茂)

五番三そなへ

同 信濃守(勝茂)

一 萬人

六 番

三 千人

二 千 八 百 人

二 千 八 百 人

二 千 四 百 人

六 百 人

千 五 百 人

二 百 人

四 ぞ な へ

合 一 萬 三 千 三 百 人

七 番

七 千 貳 百 人

二 千 七 百 人

千 二 百 人

羽柴 薩摩侍從 (義島 弘津)

羽柴 土佐侍從 (長曾我 部元親)

藤堂 佐渡守 (高 虎)

池田 伊與(豫)守 (秀 氏)

加藤 左馬助 (嘉 明)

來島 出雲守 (道 總)

中川 修理太夫 (秀 成)

菅平 右衛門 (達 長)

蜂須賀 阿波守 (家 政)

生駒 讚岐守 (一 正)

脇坂 中務少輔 (安 治)

三 ぞ な へ

合 壹 萬 千 百 人

五 ぞ な へ どうぜい

三 萬 人

此 兩 人 先 陣 か は り ぐ

三 ぞ な へ どうぜい

一 萬 人

一 萬 人 此 内 三 ヶ 所 之 城 々 へ 見 計 可 加 勢 也

ふ さん かい 釜山 の 城

三 百 九 十 人

御 目 付 太 田 飛 驒 守 (一 吉)

五 千 人

羽 柴 柳 川 侍 從 (立 花 宗 茂)

五 百 人

高 橋 主 膳 正 (直 次)

あ ん こ う ら い 安骨 の 城

かたく加の城

五百人

筑柴上野介(廣門)

竹島の城

千人

羽柴久留目(米)侍従(毛包利)

せつかい西生の城

千人

浅野左京大夫(幸長)

城々在番衆

合貳萬三百九拾人

惣都合拾四萬千五百人

ふさんかい釜山

いさ登

つしま島

なごや名護

寺澤志摩守(正成)

古四ヶ所に次舟を置、毎日先手より注進無油斷可申上也。

その清正、行長より第八軍の秀元、秀家までは進撃軍である、しかしてこの役は、秀秋を以て總帥とし、如水を以て參謀とした。秀秋を釜山に置いたはこの故である。秀秋は當時十六歳の少年のみ、こ

の少年を以て總帥としたには理由がある。さきに秀家を總帥として諸將が服しなかつたことから新人を要したのがこれ一、秀秋は少年ではあるが、北政所の愛姪であつて隆景の養子である、且つ太閤が子の如くしてゐることこれ二、軍令一に太閤より出づれば、實際の總帥は太閤であるから、戦地における總帥は名望を有する少年を以てする方が、かへつて生中なまなかの人を以てするよりは勝つてゐることこれ三、非常の場合、臨機の處置をなすには如水の才智があれば足りることこれ四。秀秋の總帥に擧げられ、如水の參謀に任せられたは、實に以上四つの理由による。直次、廣門を加徳に遣はし、秀包を竹島に遣はし、また幸長を西生浦に遣はしたは、これみなその地に駐屯せしむるものである。最後に正成をして、釜山、壹岐、對馬、名護屋の四ヶ所に舟を配して、先鋒の申報を取次がせたは今日の通信隊を命じたものである。

一九八 後大陸遠征 (二)

總軍の進發 (下)

太閤は部署表を發すると同時に、また一の軍令を出した。浅野家文書によつてその幸長に與へたものを見れば、

條々

一先手動(働)之義、加藤主計頭正清小西攝津守長行以關取之上、可爲二日替、但非番者二番目に可相備事
一三番目黒田甲斐守長政毛利壹岐守長成島津又七郎久盛高橋九郎元種秋月三郎長輝伊藤民部大輔長兵衛相良宮内大輔長可相備事

一四番目鍋島加賀守直茂同信濃守茂

一五番羽柴薩摩侍從島津義弘

一六番羽柴土佐侍從長曾我部元親

藤堂佐渡守高虎

池田伊豫守氏奇

加藤左馬助盛

來島出雲守經道

中川修理太夫成秀

菅平右衛門尉達

一七番蜂須賀阿波守政家

生駒讚岐守正一

脇坂中務少輔治安

一八番安藝宰相毛利秀元備前中納言宇喜多秀家

此兩人どうせい勢かはりたるべき事

一釜山浦城 筑前中納言小早川秀秋御目附太田小源吾言一在番仕、先手之注進、無油斷可仕之事

一あんこうらい安骨浦城 羽柴柳川侍徒宗茂在番

一かとお加の城 高橋主膳正直次筑紫上野介廣在番

一竹島之城 羽柴久留目米侍從毛利秀包在番

一せつかい西生の城 淺野左京大夫長在番

一先手之衆爲御目附、毛利豐後守勝竹中源介和垣見和泉守家純毛利民部大輔高早川主馬首長熊谷内藏丞直此六人被仰付候條、任誓紙之旨惣様動等之儀、日記を相付候而、善惡共に見かくし聞かくさず、日々に可令注進事

一諸事高麗にての樣體、七人より御注進申上候儀、正意にさせらるべき旨、被仰聞候間、存其旨、縦縁者親類智知音たりといふともひいきへんは偏頗なく、有様に可注進事

一先手動等之義、各以相談之上、多分に付可隨其候、ぬけかけに一人二人として申やふり候者、曲事たるべき事

一於何方も、可爲野陣事

一赤國不殘悉一篇に成敗申付、青國其外之義者、可成ほと可相働事

一船手之動入候時者、藤堂佐渡守高加藤左馬助盛脇坂中務少輔治安兩三人申次第四國衆、菅平右衛門尉達並諸手之警固船共、可相働事

一右動相濟上を以、仕置之城々、所柄之儀各見及、多分に付而城主を定、則普請等之義、爲歸朝之衆令割符、丈夫に可申付事

一右七人之者共に、七枚起請かゝせられ、諸事有様之體、可申上者、被仰付候條、忠功之者には可被加御褒美候、自然背御法度族有之者、右七人申次第に、不寄誰々、八幡大菩薩可被加御成敗候條、得其意不可有油斷候事

一自然大明國之者共、朝鮮之都より、五日路も六日路も、大軍に而罷出、於陣取者、各令談合、無用捨可令注進候、御馬廻迄にて、一騎かけに被成渡海、即時に被討果、大明國まで可被仰付事、案之内に候條、於油斷者、可爲越度候事

以上

慶長二年二月廿一日 卯朱

淺野左京大夫とのへ

とある。その一條より十二條までは、部署表と同一である。重複の嫌あれば説かず、第十三條は先鋒軍の監察官として勝永、重利、家純、高政、長政、直陳の六人にその任を命ずる。諸將が誓書の旨意に任せて行動するところを、日々誌して善惡共に見聞のまゝを隠蔽することなく申報せよといふのである。その第十四條は我軍の朝鮮における事情一切を一吉及勝永等六人が申報する當り、必ず誠意誠心を以てすべきを命ずる、一吉等はこの旨を體し、たとひ縁戚知己のなすところといへども善きは善しとし、悪きは惡しとしてその實際を申報すべしといふのである。その第十五條は先鋒動作の事、諸將相寄つて協議し、多數の決議に服従しなければならぬ。一二の者苟に語らうて決議を破るものあらば、そは違法である。曲事たるべしといふのである。但し本條先鋒動作のことは、清正と行長とまた秀元と秀家との交代先鋒をいつたものではない、これ以外において先鋒軍を要した時の先鋒軍のことをいつたものである。第十六條は何れの地においても、必ず野營すべしといふのである。第十七條は赤國すなはち全羅道は一地一城を残さず、悉皆平定を命ず、青國すなはち忠清道その他はでき得るだけ征服すべしといふのである。これはたしかに本令の骨子である。太閤が前日の遠征は征鮮でなくして征明であつたが、這次の征鮮は全くの征鮮である。全くの征鮮であるから、その全羅、忠清より蠶食せんとしたのである。本條に全羅、忠清を特記する所以はその意實にこゝにある。前日二十萬

の大軍を遣はしたに反し、這次はその四分の三としたこともまたこれあるが故であらう。規模の前日より小なるはその目的が前日より大きくないからである。第十八條水軍を要する場合は、高虎、嘉明、安治等二三の者に請求あり次第、四國の軍勢と達長の一隊と並にその兩方警備艦、その請求に應じて動作せよといふのである。第十九條は右に命ずるところの地域を征服し終つたら、成敗濟みの城々には、諸將がその地の情況を檢分して協議をした上で、適任の城主を定めよ、これが築城作事は歸朝の衆に割符して堅固に構へさせやうといふのである。第二十條は一吉及勝永等七人に七枚起請を書かせ、諸事一切實況そのまゝ寸毫隱すことなく稟申すべきを命じたから、忠義功勳を立つるものにはこれに據つて賞を加へる、おのづと軍令に違背するものあらば、七監の稟申あり次第その何者たるを問はず、必ず神かけて處刑する、この意を體して懈怠してはならないといふのである。最後の二十一條は明の大兵至れば、直に申報せよ、吾れ僅に麾下の士を携へて海を渡つて即時に蹴散し、その足を以て明國を征服すること案の内にありといふのである。この言はけだし太閤の景氣附のみ。

一九九 後大陸遠征 (三)

南原城攻陥

再征における我が陸軍最初の大戦は南原攻圍戦であつた。初め朝鮮は我が軍の再征を聞かぬや、地を清むるの外またなすことなく、頻りに明軍の出援を哀願するばかりであつた。そこで我が軍續々上陸するや、先づ適當の地を撰んで占據した。秀家は釜山に、直茂、勝茂は竹島に、長政、吉成、勝永、

豊久、元種、種長、祐兵、長毎は安骨浦に、義弘は加徳海に、しかして清正は諸將に先だちて上陸したので、竹島の舊壘を復し、梁山を攻め、西生浦に至り、それより更に蔚山に據つた。行長もまた清正よりなほ先きに入鮮したが、この時政純、鎮信、惠瓊等と共に順天に駐してゐた。これより先明廷においては石星を獄に投じ、代ふるに田樂を以てし、邢玠を孫礦の後に任じて欽差總督となして、遼東にあらしめ、軍務を經略し、糧餉を理せしめた。また楊鎬を以て欽差經理朝鮮軍務御使となし、總督の指揮下に全軍を總べしめ、以て平壤に來らしめた。當時楊鎬は秀吉に贈るの一書を草したが、その旨意は諭降に在るも、辭詞傲慢、一見脅嚇文字たるに過ぎず、且つその書は秀吉には贈られなかつたので、人の知るもの甚だ稀であつたが、先年寺内正毅伯これを佐賀人某より得たとてその原本を家に藏してゐる。今これを手寫して掲ぐれば左の如し。

欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御史楊。咨爾平秀吉。大明皇帝。因朝鮮王代爾請封。嘉爾恭順。不爾忍。爾兩地之相睦。傷天和。用遣使臣渡海。勅封爾秀吉爲日本王。爾得據有名號。雄長諸島。自宜尙戴皇恩。輯戈脩德。以樂爾餘年。貽慶爾幼子。斯爲永圖。胡使臣甫歸。敢違制背盟。以朝鮮禮文爲辭。又復侵占釜山機張之間乎。今朝鮮赴告。皇帝震怒。已遣使臣更置兵部總督。另設經理。與問罪之師於海上。爾度爾之力。卽抗朝鮮。且勝負難必。若天朝視爾日本。卽爾六十六島中之一島耳。況爾既受王封。已爲臣屬。臣與君抗。天理不容。神明且殛之。昨年爾國地大動搖。此其兆也。尙不安靜祈禱。而欲日尋于兵乎。爾已六十餘歲。壽命幾何。子未十齡。孤弱何恃。聞各島之酋。俱視爾之隙。爲復讐報怨之舉。爾不銷兵綏衆。安妥人情。乃使悍將擁兵于外。一旦諸島內變。蕭牆禍起。卽清正諸將。各思爲王。豈肯久居爾下。將來又豈肯居爾子之下者。以理勢論之。爾不如速行罷兵。修好朝鮮。憑藉天朝之威靈。默

消諸島之睥睨。其前所乞朝廷。與爾處分者何事。可明白奏來。朝廷量包乾坤視。爾與朝鮮。皆爲臣子。必無偏重。爾如不自悔禍。例爾以數十萬百萬。壓朝鮮。在天朝仁恩極瀾。義必討逆。亦不遠勅大兵。但勅馬步十萬。薄釜山。助朝鮮之順。福浙水兵十萬。分兩道以樓船。花南海。與爾秀吉。見于島沙蓋。且問山城君安在也。爾其慎思之。

萬曆二十五年五月十六日

明は既に楊鎬を總帥として平壤に派遣した。しかもまた更に麻貴を欽差提督として朝鮮に入らしめた。麻貴は途々、兵を募つて十四萬を得、意氣揚々として南下し來つた。この時また明將揚元も三千を率ゐて全羅の南原に來駐す。かくして南原の戦は初まつた。これ慶長二年八月のことである。

南原は湖嶺の衝に據り、堅城の聞えあり、楊元來るや、壕を浚へ、砲穴を穿つて韓將李福男・李春元と共にここに入つた。我が軍は二道より向つてこれを圍んだ。すなはち秀家・行長・義弘・家政・元親・嘉明・一政等五萬を以て雲峯よりし、秀元・清正・長政・幸長・直茂父子は五萬を以て全義館より至つた。しかして秀秋はまた山口正弘を忠清道に入れて、敵の南原に出援するを牽制した。我が軍が南原に着するや、秀家、一吉、高虎等は南門に向ひ、嘉明、道總、達長等北門に向ひ、家政、高政、一正、吉成、勝永、種長、元種、長毎、祐兵等東門に向ひ、行長、安治、重利等西門に向ひ、清正、義弘は敵の全州より出援するを防がため、これに加はらずしてその附近に營した。敵は楊元李芳新と共に東門を守り、西門には毛承先がをり、南門には千總蔣表、北門には李福男がゐて、その兵數は四千を出でなかつた。

十三日、我が軍、銃撃を開始し、少時にして止め、十四日三面より攻めて大に城兵を殲した。この時行長は、敵の不意に出でずば輒くは抜きがたし、敵を懈らすに如かない、と諸將と議して田中の稻禾を刈り、これを大束にして幾千束となく墻壁の間に積み、遠攻して急に進まざるを見す。敵はその進まざるは知つたが、稻禾を積みたる所以に至つてはこれを知らず、この機において、その疲れたるものは眠り、出援なきを思ふものは脱出せんと欲し、窃に馬鞍を準備するものさへあつた。我が軍はこれを見ていよく明朝を以て進攻せんとした。時に高虎、安治相謀つて

「明朝を待てば敵また堅拒するであらう。月に乘じて襲ふに如かず」

とこゝにおいて諸將遽に吶喊し、彼の稻禾を以て濠を埋め、殆ど塀と同じの高さにしてこれに乗り、銃撃して城中に入つた。城兵は不意を食ひ、防がんと欲するも彈丸雨の如く、面を向くこと能はず且つ火は四方に起つたので、終に諸方に遁逃し、敢て戦はんとするものなく、中にも明軍はみな騎兵のことゝて悉く馬に乗つて逃げたが、軍馬、門を争うて馬足、束の如く、我が軍は城の内外よりこれを挾撃して亂斫した。こゝにおいて李福男等韓將みな殲れ、楊元は家丁數人と共に僅に身を以て免れた。かくて堅城と頼んだ南原も僅に三日の攻撃に由つて陥落した。これより先、麻貴は全州に駐せる陳愚衷に南原出援を命じたが、清正、義弘がこれを禦ぎ、たれに出づることを得ず、南原の陥るに及んで、鮮兵は同志打して北げた。

この役我が軍の斬獲五千八百餘級に及び、行長最も功あつた。けだし彼は前日の罪過を償はんと欲し、必死の働きをしたのである。鮮人はこの役を評して、明將楊元は遼の將であつて、たゞ虜を禦ぐも和を禦ぐことを知らず、以て敗するに至る、また平地の城はこれを守ることの難きを知るといつた。幾分かは中るところがある。

二〇〇 後大陸遠征 (四)

我軍轉戦、明軍南下

我が軍が南原を陥れてから、諸將は各地に轉戦した。清正・直茂は伽耶山を抜き、長政田は明兵を稷山に破り、廣門・秀包は星州に戦ひ、秀元は文義と釜山に戦ひ、義弘は忠清道を經略して歸つて泗川に屯した。これ八月下旬より十月上旬までのことである。この間、我が軍は全州において北征を議し秀元また公州より長驅せんとした。この時、太閤は諸將の輕舉長驅を戒めてその營に還へした。こゝにおいてか連營八十里に及ぶ、すなはち北は清正の蔚山、西生浦に始まつて、南は行長の順天に終る。その間、義弘父子は泗川に在り、直茂父子は竹島に在り、秀家・秀元は釜山に在り、宗茂・晴信・喜前・鎮信は南海に在り、且つまた長政田は梁山に在つた。そして海軍の諸將は船を南海・巨濟の間に列ね、以て海陸相ひ警めた。

さきに我が軍が稷山に至るや、京城においては大に驚き、朝臣争うて出走の策を献じた。中には頗る嘖飯すべき進言をしたものもあつた。知事申礫の如きはすなはち曰く

「車駕まさに寧邊に幸すべし、その最も憂ふべきは醬なきことである。若しあらかじめ辨することなくば何を以て用を繼げやう。」

これを傳聞するものみな笑つて曰く

「辛きこと醬に合せず。」

と、また一大臣は

「この敵は何ぞ憂ふるに足らう、久しくせばおのづから息むであらう。たゞ當に乗輿を奉じて便安なる處に住かんののみ。」

といふ。しかして、時しも權慄が走つて京に入るや、鮮王は驚いて曰く

「南方の敵勢方に熾んである、何ぞ遽に入朝するや。」

權慄これに對へて曰く

「旨あり。」

王の左右曰く

「敵兵既に迫つてゐる、よつて廷議して漢江を絶ち、以て守らんとして徹した次第である。」

と鮮廷の狼狽加減は、これを以て見るべきである。寔に内殿は九月八日、兵を避けて西下し、京城の市民もまた殆ど全く奔散した。けだし、この狼狽は獨り鮮廷のみに止まらなかつた。明軍もまたさうである、すなはち明軍が南原、全州を失ふや、麻貴は京城に在つて、日軍がこの勢を以てせば必ず長驅するであらう。然らば京城は支へがなと思惟し、邢玠に請うて退いて鴨綠を渡らんとした。しかして海防使蕭應宮の異議に會うて止つて漢江を警め我が軍の至るに備へた。かくして九月、楊鎬が京城に來り、十一月に邢玠が入京したので、相ひ議して南下の策を立て、邢玠は京城に留まり、楊鎬、

麻貴は兵を統一して南下した。その南下の兵はこれを三分して三協とした。その數四萬、左協は李如梅、中協は高策、右協は李芳春、解生各々これを率ゐた。そしてこの南下の目的は清正を攻むるに在つたのである。そこで有名なる蔚山の激戦とはなつた。

二〇一 後大陸遠征 (五)

蔚山籠城 (上)

明・鮮の兵はみな我が軍の再征は、清正の主張に基いたもので、清正すなはち再征の巨魁だらうと想像し、清正を惡むこと非常にして、彼れを燈せば、日本は閉息するだらうと考へた。これが蔚山攻圍のあつた所以である。こは中らずと雖も遠からずだ。清正は實に主戰論の先鋒であつた。

明軍は三協に分れて南下し、その中協は宣城に駐し、また三協中より抽かれた騎兵千五百は順天方面に向つた。これ一は宣城において我が軍の全羅より蔚山を援ふを食ひ止めんとし、他は順天を伴攻して行長が蔚山に行くを牽制せんとしたのである。この故に蔚山に向つたのは、左右の二協とこれに分屬せる鮮兵若干である。

初め明軍は慶州に會して、蔚山の軍情を探り、そして不意に出でて我が壘を襲つた。これが慶長二年十二月廿二日の早天であつた。この壘は毛利の先鋒が守つてゐたところで、毛利兵は不意を食つて狼狽し、たちまち敵の焼くところとなつた。後方の毛利兵がこれを見て馳せ着けた時には敵は既に引揚げてゐなかつた。當時蔚山には清正の裨將加藤清兵衛並に淺野幸長・太田一吉・穴戸元續がゐり、

清正はゐなかつた。清正は巡視して機張にゐたのである。幸長は敵兵、毛利を襲ふと聞き、突進して戦はんとする。一吉は幸長の年少氣鋭命を輕んずるを恐れ、

「敵は伏を設け誘うてゐる、むしろ城に歸るにしかず。」

と諫止する。双方主張して相下らず、遂に幸長が兵を進めて戦つたので、一吉も止むを得ず、これに従つた。奮戦數刻の後、幸長は一吉にいふ

「われ等兩人徽號を揚げて衆を麾き、敢てこゝに抗守しやうではないか。」

一吉は

「無益なことだ。」

と反對する。時に元續が馳せ來つて、幸長に對し、

「貴方が抗守すればそれがしも抗守しやう。」

といふ、幸長は望むところとて

「それがし必ず抗守する。貴殿もまた抗守したまへ。」

とすゝめる。元續は快諾して去つたが、まだその營に至らぬ前に早くも毛利兵は潰散し、元續もまた辛うじて幸長の下に免かれた。こゝにおいて幸長は兵寡く、敢て抗守すること能はず、奮闘しつゝ退いて城中に入つたが、この時敵もまた里餘を退いて駐營した。清正は蔚山の急を聞いて、僅に四五の小姓を従へ、その夜八時頃蔚山に歸着して入城したが、直に幸長について事情を聞き、與に外郭に至つて一吉を訪へば、一吉は負傷して床上にあつた。清正が一吉を訪うたは俱に軍議を凝らさんと欲し

たからであつたが、一吉がこの體なので、語り得ず、幸長と協議して善後の計を案じ、使を西生浦に遣はしてその地に在る清正の配下を招いた。もちろん城中寡兵の故である。

明くれば廿三日、敵は拂曉より鼓噪し來つて、幸長の守れる月城を攻めた。幸長は善く戦つて守を全うしたが、それがため、敵は夥多の死傷を出して退いた。だが敵は大軍である。午前十時頃には、西北より突破して内郭、外郭の諸門に近づき、危機は刻々に迫まる。清正この状を見て、使を幸長に馳せ、速に内郭に入るべきを諭す、幸長、聽かず、使者三たびにして漸く敵中を突破して内郭に入つた。この時清正は外郭にあつて、自ら銃撃して戦ひ、敵は亦城に薄り激戦すること多時だつたが、清正が善戦のため、遂に抜く能はず、退いてまた城を包んで營した。この日、西生浦から船艦數十艘が兵を乗せて來た、こは前日使を遣はして招き寄せた清正の配下である。しかもこの兵は、敵が城を包むこと嚴重なるため、進んで城中に入り得なかつた。

〔附言〕 この役諸書みな幸長が彦陽に在つて蔚山の急を聞き、大に戦つて入城したと記してゐるが、幸長自ら記するところの覺書に據れば、彼れは最初から城中に在つて、最初に毛利の壘が襲はれた時、出で、戦つたものであつて、諸書の記するところ大に異つてゐる。且つ清正が三月の後機張より兵五百を率ゐて歸つたといふことも、彼の覺書に據つてその繆りなることがわかつた。山陽このところ幸長・清正のことを記する極めて壯快讀む者肉躍り骨鳴るも、それは由來の謬つた傳説に従へるものであるから、また小説的筆法に過ぎない。

二〇二 後大陸遠征（六）

蔚山籠城（下）

楊鎬、麻貴は明の名將である。けれども清正もまた百戦の將である。そこで明軍は一たびは内郭に薄つたが、我が軍のために撃退された。彼我名將の戦ひ振りには、必ずや感歎に値するものがあつたらう。廿四日も明軍は朝來兵を督して進攻し、遅れたものは斬つて徇へた。かくして全軍は甚だ奮つたが、奈何せん、城の險なると防備の密なるとは、容易に抜く能はず、終日戦つて黄昏また引揚げた。

この日我が軍中、清正の一手のもの水上より銃撃し、敵を殲すこと甚だ多かつた。古人のいはゆる小敵の堅は大敵の虜である。城如何に險なりとて、防備如何に密なりとて、大勢には抗することできぬ。且つ不意の籠城とて糧食の貯甚だ乏しく、清正・幸長等は飯を分つて士卒の餓を救ふ有様であつた。従つて我が兵中この窮に處して勝へざるものは續々敵軍に降つていつた。かゝれば清正は門を閉ぢて出入を嚴にし、以て降るものを防いだ。この時、城中より箭書を明軍に投じたものがある。楊鎬がこれを披き見れば、清正の一士より鮮將成允分に與ふるものであつた。書意に曰ふ

「清正西生浦に在りて未だ歸らず、只だ小官等こゝに在り、若し鮮將一人を遣はし、我と與に西生浦に往きて和を講じなば、兩國の人多く死するに至らず」

と、こは實は清正が敵を欺いてその來攻を緩め、士卒をして疲勞を休ましめ、以て援軍を待たんとする

の計略である。楊鎬はこれを知らず、通詞朴大根及び我れより投降せる一士をして、清正を諭さしめて曰く、

「清正、若し來降せば、吾に滿城死を免かれるのみではない、當に朝に奏し、官に敘し、厚く賞するであらう、決して負くやうなことはない。」

と、清正はまたこれに答へて曰く、

「戦はんと欲すれば戦へ、和せんと欲せば和せよ、一方を開いて我れの城を出づるを容るせ、且つ將官を遣せば、當に和事を議するであらう。」

と通詞は歸つてこれを楊鎬に告げたが、楊鎬は終に將を遣はさなかつた。

時に天漸く寒く、敵の士卒の指を落す者甚だ多く、ために敵は大に惱み、小戦を試みる外、また大舉總攻撃を開始することなかつた。この間に我が赴援軍は續々として到來した。二十六日には宗永宗永吉成、廿七日には長政長政重利重利中惠瓊、廿八日には秀元、廿九日には家政・直茂・勝茂・一正・嘉明・長政長政安治、越えて正月元旦には家純家純直陳・元親・秀成秀成秀氏秀氏勝永・種長・元種・祐兵・長每、一日を隔て、三日には高政・廣家といふ順次であつた。援軍はいづれも西生浦に着してそこにおいて部署し、元親、秀氏及び西生浦の清正の配下は合して海軍となつて水上より進み、直茂・吉成・家政長政長政は陸軍の先鋒となり、他は次を以てこれに従つた。敵は我が軍船の水上に並んで鳥雁の如くなるを見て輒く前むを得ず、楊鎬こゝにおいて久駐の計をなしたが、麻貴は楊鎬に請うて曰く、

「一方を開いて敵をして遁るを得せしめ、伏を設けてこれを激撃したし。」

と楊鎬聽さず。翻つて城中の状況は如何にと見れば、清正は唯だ講和を云々して來攻を緩めるの外なく、廿六日以來或は箭書を以て、或は通詞を以て交渉し、二日の拂曉には、人を楊鎬に遣り自ら行いて面議約束すべしといはせた。楊鎬は由來、清正の言を信じ、清正の言ある毎にひそかに講和を期待したといふ。それかあらぬか、攻むること急ならず、三日清正の至らざるを見て始めて麻貴と與に軍を督して總攻撃を開始し、夜半より翌朝八時に至るまで繼續した。楊鎬はこの夜もまた士卒の退却するものを斬つて軍中に徇へたので、軍は大に奮つた。我が軍は城中より銃撃して防ぎ、天明に至る頃に及んで、射撃いよく急であつたが、敵はために死するもの算なく、楊鎬は攻め飽ぐんで終に退いた。

この時我軍の一部は敵の後方より廻つてその背面を襲はんとしたが、敵はこれを見ると同時に我が援軍の夥しきを聞いて、大に恐れ、楊鎬は接伴使李德馨にいふ、

「城險にして抜き難く、救兵の勢は、また大なり、如何なる計略に出づべきぞ。」
德馨曰く、

「清正の圍まれたるは天であり、この舉一たび失へば後圖は成り難し、大人は一萬の兵を以て専ら箭灘、彦陽の路を防ぎ、以て邀撃の計をなせ、このところ戰場甚だ好し。」

と楊鎬はこの時、既に撤兵を思ひ立つてゐる。
「累日城を攻めて兵多く損傷す、圍を解いて退くより外はない。」
といつて夜に入つて播養をして殿せしめ、兵を收めて去つた。清正、幸長はこゝにおいて生くる心地

をしたといふ。

願れば師走の廿二日より正月四日に至る十二日の籠城である。その日数よりすれば籠城としては甚だ長きものではない。然も俄かの攻圍に會うて糧食乏しく、これに反して敵は數萬の大軍である。その苦戦察想するに餘ありだ。戦後並河金右衛門の調査したものに據れば、敵が城下に遺棄した死者は一萬三百餘人に及んだといふ。以てその激戦の程度を知るべきである。

〔附言〕 この役、城兵は糧盡きて牛馬を食ひ、牛馬盡きて紙を噛み、壁を煎て喫つたといふ、糧の乏しかつたこととは不意に襲はれたから事實であつたらうがでも紙を噛み壁を煎るといふに至つては支那流の形容に過ぎないであらう正確なる史料には一もかゝる慘狀を記してはない。また小西行長が順天から海路赴援したといふことも幸長の覺書その他の正確なる史料には見當らない。行長殊功を立て前罪を償つたとの傳説は氣の毒ながら抹殺せざるを得ない。

二〇三 後大陸遠征 (七)

明軍退却諸將召還

明軍が蔚山を去るや、我が赴援軍中長政昭の一隊はこれを追躡して戦つた。楊鎬はこれを見て諸軍に令して、糧餉、器械を焼かせ、裝を輕うして走つて慶州に入った。楊鎬は命じて焼かしたといふものゝ、慶州においてその資糧器械の蕩然たるを見たときには、しばし茫然としたといふ。既にしてまた麻貴と共に遙に京城に退いたが、この時、遊撃陳寅なるもの、兵事主事丁應泰に楊鎬を誣い、